

令和6年度 第3回川西市子ども・若者未来会議 次第

令和6年9月13日（金）14：00～16：00

場所：市役所7階大会議室（Zoom 併用）

1. 開会

2. 議事

（1）報告事項

- ① 第5回（仮称）こども参加条例検討部会等の報告について【資料1－1～1－3】

- ② 子ども・若者未来計画 令和5年度実績評価について【資料2－1～2－3】

（2）協議事項

- ③ 第2期川西市子ども・若者未来計画（事務局案）等について
【資料3－1～3－2】

（3）その他

3. 閉会

◆こども・若者による意見表明の条例検討部会について

1. 第3回（8/11）の開催報告

資料1-1（第5回（仮称）こども参加条例検討部会資料1）

1. 参加者 32名（男：14名、女：18名）

（小学生区分：10名、中学生区分：10名、高校生区分：8名、18歳以上：4名）

2. 当日の参加者アンケート結果

（1）自分の考えや意見を言うことについて、ミライのこどもたちへあなたからのメッセージを自由に書いてください。

- ・きついこともあると思うけどがんばれ
- ・ミライの子ども達も、こんな感じの話し合いをして、市を快適にしていってほしい
- ・がんばって意見を考えてください。周りに興味をもったらいいかも。
- ・このあと叶えてくれるかなとか、どうしてくれるのかなとか考えなくてもまず思っていることをいってみたら意外と解決してくれたりとても良くなったりすることもあるしまずは自分の意見を言うのが大事なんだなって思うよ！
- ・後のことはあまり考えずに言いたいことはできるだけ言って欲しい
- ・ミライのこどもたちもいいと思えるルールを決めたいです
- ・条例について多くの人知ることがいいと思います。
- ・思ったことを周りの大人（先生や親）にもっと発信してもいいと思います。
- ・今の条例などを実際市役所の方と面と向かって話す機会があまりないけれど、自分の思ったことを正直に言って改善してもらったりすることが大事だと思います。
- ・自分が思っていることを言えることは大切なことだと分かったので自分の意見があるのならそれを伝えることをしたら良いと思いました。
- ・自分の意見を言うことをはずかしいと思わず堂々と言えるようになってほしい。その環境（言にくい子への配慮、ICTの活用）は周りの大人が整えることが必要だと思う。
- ・思ったことを伝えられるようになろう。グループで意見を言い合うことによって新しい発見があるかもしれない。
- ・自分の意見を言ったところで何も変わらないんじゃないかと思っているかもしれないけど、意外と試してみるのもありなんじゃないかなと思った。言えずに心にしまっておくより誰かに言ったほうがいい。
- ・意見を言うことによって同じようなやみを持っている人達の助けにもなるし、周りの人たちに知ってもらうことで理解をしてくれる人も多くなって、安心することができるので大切です。
- ・条例を作っているのは市役所の方なので大人の意見が反映されているそうです。条例は大人だけのものでもなくこどもも¥の「ものでもあるから積極的に意見をだすのも大事だと思います。
- ・自分だったら自分の意見はどこでつたえますか？
- ・言いたい時に意見を言う事が大事
- ・自分の意見を積極的にいうことは、将来の川西市に継がっていくかもしれないので、意見は積極的に言うことは大事だと思います。
- ・自由に意見を言うことができる条例ができるからその時は子どもの権利を乱用しましょう。
- ・こどもでも大人でもできることはやっている。だから君もがんばろう！
- ・さいきんは南海トラフ、地球温暖化など・・・。できることからがんばろう！

◆子ども・若者による意見表明の条例検討部会について

- ・自分が言った意見が絶対通るわけじゃないけど、信頼できる大人や先生に自分たちのために発言したら良いと思います！
- ・すごく勇気のいることだと思うけど、何かを変えるには自分からうごかないといけないのでダメ元でやってみてほしいと思ってます。
- ・みんなががまんせず、自分の意見を言うことがとても大切だと思います。言いたいことはすなおに言ったほうが良い。
- ・自分の言ったことが共感されたり実際には採用されることもあるから意見はバンバン言っているなと思った。
- ・言ったら変わるかも！今が当たり前やと思わずに何かいってみて。

(2) 参加して感じたことや思ったこと、感想などを自由に書いてください。

- ・今日が初めての参加だったがしっかりグループ内で話し合いができて、緊張せず、川西のミライについて話し合えて良かった。
- ・思ったよりも頭つかったけど楽しかった。
- ・今日みんなで話し合ってたことを少しずついいから実現して欲しい
- ・川西市で教育を受けたことがなかったのでどんなことをしているのか知れました。夏休み期間中に昼食のサービスをしているのはおどろきです。
- ・これは変えられないやろ！って思ってたこともみんな一生懸命考えてくれていろんな考えが見つかってよかったです。」
- ・テーマが抽象的すぎるように感じた。それ以外は良かったように思う。
- ・ねむけがありました。内容がけっこうわからない所があったりして1回2回とはちがうかったです。
- ・条例について知ることができた。
- ・大人部会の方とももっと意見交換したいです！
- ・難しい事ばかりだったけど、市役所についてこんなしんけんに考えた事がなかったので町を見直すこととしていい経験だと思いました。
- ・みんなの意見を知れて自分が市についてこう考えていこうなどが分かったと思いました。
- ・いろいろ意見をきいてはじめて知ったことを知れて勉強になった
- ・テーマがむずかしく、他のチームとも違う内容になっていた。大人の委員の方の意見をもっと聞きたかったです。
- ・たくさんの意見を聞いて共感できるような内容がありました。僕自身もこんなことがあるのだなと初めて知ることができました。グループでたくさん意見を言うことができてとてもおもしろかったです。
- ・今日は難しいテーマだったと思う。川西市の取組みについて沢山知れた。
- ・2時間でいろいろな意見を出して、自分の周りのことしかまだ考えれていないからもっとまだまだ意見がでるなと思いました。
- ・おもしろかった
- ・条例は市のルールのことだとわかった。身の周りのルールを市が作っていることがわかりました。
- ・みんなが市に思っている事が知れて面白かった。
- ・内容は難しかったけど、話しやすい空気で良かったです。
- ・楽しかった。

◆こども・若者による意見表明の条例検討部会について

- ・本当に何を言っているのかわからなかったけど、それっぽことを喋れた気がする。
- ・大人がいるとまとめてくれるのでいいとおもった。
- ・とっても楽しかったです。ミライについてのことありがとうございました！！とっても勉強になりました！！
- ・意見を言う方法はたくさんあることを知ったから、自分のためにも言えるようになりたいと思いました！
- ・意見を言う場が少ないという意見が多くてその通りだなと思いました。
- ・私たちは市などに関われたりすることはあまりできていないと思っていました。市はもっと子ども・若者について考えてほしいです。
- ・あ、確かにと思う事もあったし、そもそも広報のタイトル知らなかったから市に関心を深めようと思った。
- ・自分の考えを発表するだけでなく、他の人の考えを聞くことで自分の視野が広がればいいなと思いました。
- ・むずかしかった。単語がむずかしくてよくわからなかった。
- ・夏休み部活をなくさないで。子どもの意見を聞いて欲しい。でもこういう機会があると言いやすいなと思った。

2. 第4回（9/14）の開催内容（予定）

- ・日時 9月14日（土） 13:30～15:30
- ・場所 キセラ川西プラザ 2階 大会議室
- ・内容 「（仮称）こども・若者参加条例」の内容について
条例の前文について、当事者であるこども・若者と意見交換を行う

(仮称) こども・若者参加条例 条文案 について

前文

わたしたちこども・若者は、1 人ひとりがさまざまな個性や能力を持ち、ミライへの大きな可能性を秘めています。

すべてのこども・若者は、どのような理由があっても差別されず、まわりのおとなからの愛情や思いやりの中で安心して毎日を暮らすことができ、夢や希望を持って成長し、ジブンイロの幸せを叶えることができる権利があります。

また、みんなそれぞれ自分の意見や考えを持ち、それを自由に表明することができ、それが尊重される権利があります。

わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを表明するときは、次のことを大切にしてほしいです。

- ・話を途中でさえぎらずに最後までしっかりと話を聴いてほしい
- ・頭ごなしに意見や考えを否定しないでほしい
- ・意見や考えを言いやすい雰囲気をつくってほしい
- ・言ったことは秘密にするなど約束を守ってほしい
- ・言った意見や考えは大事に扱ってほしい

わたしたちこども・若者は心とからだの状態や育ってきた環境、今置かれている状況などにより、自分の意見や考えをうまく言えないときがあります。そんなときは、言うことを急かさなくて、ゆっくりと耳をかたむけ、寄りそってほしいです。

わたしたちこども・若者が自分の意見や考えを言うことは、ときには勇気がいることだけど、自分のためや誰かのために意見や考えを言っていきます。

わたしたちこども・若者は互いの意見や考えを尊重し、わたしたちこども・若者にとって最も良いことをおとなと一緒に考えていきます。

(目的)

第 1 条 この条例は、児童の権利に関する条約（平成 6 年条約第 2 号）、こども基本法（令和 4 年法律第 77 号）その他関連する法令等に基づき、全てのこども・若者の基本的人権が保障される社会の実現を目指して、こども・若者の意見表明機会並びにまちづくり及び多様な社会的活動に参加する機会を保障するため、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等の役割を明らかにするとともに、一人ひとりのこども・若者を真ん中において、市、育ち学ぶ施設、保護者、団体及び市民等が相互に協力することで、こどもや若者が幸せに暮らし、笑顔あふれるこども・若者の成長を通してあらゆる市民が幸せを感じられるまちを実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 18 歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (2) 若者 18 歳以降から 30 歳未満の全ての者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者をいう。
- (3) こども・若者 こども及び若者をいう。

- (4) 声を聴かれにくい状況にあるこども・若者 年齢、心身の発達状況、生活環境等の理由により自らの意思を表明することに困難を有するこども・若者をいう。
- (5) 市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。
- (6) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、学校等こども・若者が育ち、学び、又は活動するために利用する施設のことをいう。
- (7) 保護者 こども又は若者を現に養育する親（法律上の親子関係がない者を含む。）その他親に代わりこども又は若者を養育する者をいう。
- (8) 団体 共通の目的のために構成された組織であって、市民等が参加するもの（専ら営利を目的とするものを除く。）をいう。
- (9) 市民等 市内に在住、在勤又は在学する者及び市内で事業を営むものをいう。
- (10) こども・若者施策 こども・若者に対する支援等を主たる目的とする施策及びこども・若者の生活に影響を与える施策をいう。
- (11) 意見 要望、賛否その他の他人に表明される意思であって、言語により、又は表情、身振り等の言語によらない意思の伝達手段により表現されたものをいう。

（基本理念）

第3条 この条例に基づくこども・若者の権利の実現及びこども・若者施策の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として実施しなければならない。

- (1) こども・若者は、誰もがその基本的人権が尊重され、かつあらゆる差別をされない権利を保障される。
- (2) こども・若者は、誰もが適切に養育され、かつ健やかに成長する機会が与えられる権利を保障される。
- (3) こども・若者は、誰もが自らの意見を表明する機会が与えられ、これを尊重される。
- (4) こども・若者は、こども・若者を社会の中心に置くという理念の下において、最善の利益が優先される。

（こども・若者の意見表明）

第4条 こども・若者は、自分の意見を自由に表明し、その意見を聴かれ、かつその意見が尊重される権利を有する。

- 2 こども・若者は、意見を表明するための前提となる情報提供を受ける権利を有する。
- 3 こども・若者は、自分の意見の表明を強要されず、表明したことによる不利益を受けない。
- 4 こども・若者は、自分の意見と同じように、他の人の意見を大切にし、尊重するものとする。

（こども・若者の参加）

第5条 こども・若者はまちづくり及び多様な社会的活動（以下「まちづくり等」という。）に参加することができる。

（市の責務）

第6条 市は、基本理念にのっとり、こども・若者の意見表明の機会及びまちづくり等に参加する機会（以下「意見表明等の機会」という。）を保障するため、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設、国、他の地方公共団体その他関係機関と連携し、必要な施策を推進するものとする。

（育ち学ぶ施設の役割）

第 7 条 育ち学ぶ施設は、こども・若者の健やかな成長に重要な役割を有することに鑑み、こども・若者の意見表明等の機会の意義、重要性等について十分に理解を深め、意見表明等の機会を尊重してその業務に当たらなければならない。

2 育ち学ぶ施設は、市、保護者、市民等と協力し、こども・若者にその意見表明等の機会の意義、重要性等を理解できるように学びの機会の提供に努め、こども・若者の意見表明等の機会への参加を支援するものとする。

（保護者の役割）

第 8 条 保護者は、こども・若者の意見表明等の機会を保障することの意義、重要性等についての理解を深め、こども・若者の年齢、成長の度合い等の状況に応じ、この条例に定めるこども・若者の権利を実現するためにふさわしい機会が保障されるよう努めるものとする。

（団体の役割）

第 9 条 団体は、こども・若者の意見表明等の機会についての理解を深め、こども・若者が関わる活動又は事業に携わるときは、こども・若者から十分にその意見を聴取し、こども・若者の主体的かつ積極的な参加を促すよう努めるものとする。

（市民等の役割）

第 10 条 市民等は、こども・若者の意見表明等の機会についての理解を深め、家庭、地域、職場等において、こども・若者の年齢、成長等に応じてふさわしい意見表明等の機会を保障するよう努めるものとする。

（保護者への支援）

第 11 条 市、育ち学ぶ施設、団体及び市民等は、保護者がこども・若者の権利の実現において果たす役割の重要性に鑑み、その役割を果たすことに困難を有する保護者に支援を提供するように努めるものとする。

（こども・若者施策に対するこども等の意見の聴取及び反映）

第 12 条 市は、こども・若者施策を策定・実施・評価するときには、施策の対象となるこども・若者の意見を幅広く聴取するものとし、こども・若者から聴取した意見（以下「こども・若者からの施策意見」という。）を、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、施策へ反映するよう必要な措置を講ずる。

2 市は、こども・若者からの施策意見について、これを施策へ反映させるよう努める。

3 市は、こども・若者が意見を表明しやすい環境の整備に努める。

4 市は、こども・若者からの施策意見について、その施策への反映状況をこども・若者に説明するものとする。

この場合における施策への反映状況についての説明の内容は、できる限り平易かつ簡明にするものとする。

5 市は、育ち学ぶ施設その他こども・若者が利用する場所、施設等を訪問し、こども・若者の意見を積極的に聴取するよう努めるものとする。

(声を聴かれにくい状況にある子ども・若者の意見の聴取及び反映)

第13条 市は、声を聴かれにくい状況にある子ども・若者について、その意思をくみ取り、かつ必要に応じて意見を代弁する等必要な支援を行うよう努める。

(付属機関等における子ども・若者の意見の聴取及び反映)

第14条 市は、付属機関等の運営において、子ども・若者の委員を公募等により登用して選任すること、付属機関等の会議に子ども・若者に出席する機会を与えることその他の方法により子ども・若者の多様な意見を聴取し、その聴取した意見が付属機関等の調査、審議等に反映されるよう努めるものとする。

(人材育成)

第15条 市は、子ども・若者が意見表明しやすい安全・安心な場づくり並びに子ども・若者の意見の形成及び表明を支援する人材の確保、養成等に必要な取組を推進するものとする。

(周知啓発)

第16条 市は、子ども・若者の意見表明等の機会の意義、重要性等について、子ども・若者、保護者、団体、市民等及び育ち学ぶ施設が理解を深められるよう、周知啓発を行うものとする。

2 育ち学ぶ施設は、自らの施設における、子ども・若者の意見聴取や参加に関する取組について、広く周知するよう努めるものとする。

(推進体制)

第17条 市は、この条例に基づき、子ども・若者の意見表明等の機会を保障するために必要な体制を整備し、子ども・若者施策に関して市が策定する計画に基づき、施策を実施するものとする。

(評価と検証)

第18条 市が実施する、子ども・若者の意見表明等の機会に関する施策の評価と検証は、川西市子ども・若者未来会議条例(平成25年条例第18号)に基づき設置される川西市子ども・若者未来会議がその調査及び審議を行うものとする。

(子ども・若者の権利擁護)

第19条 川西市子どもの人権オンブズパーソン条例(平成10年条例第24号)に基づき設置される川西市子どもの人権オンブズパーソンは、その所掌する事務の範囲において、この条例に関する子どもの権利に関してその擁護及び救済の申立てがあった場合において、当該申立てを審査した結果必要と認めるときは、当該申立てに係る事案に関する調査、調整及び勧告等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、この条例に規定する子ども・若者の権利に関して、子ども・若者、その保護者その他の者からその権利の擁護及び救済の要望等があったときは、事実を調査し、必要な措置を講じなければならない。

こども・若者 Vol.3 ミライNEWS



こども・若者のミライにつなげる条例をみんなで考える部会

川西市は、こどもが笑顔になる、こどもが幸せになるために、こどもたちが自分の考えや意見を表明できる機会を保障するため、「(仮称)こども参加条例」の制定をめざしています。
大人だけで考えてつくるのではなく、当事者であるこども・若者が自分たちの意見を伝えながら、まちづくりに参加する権利を保障するためのルールについての話し合いを通じて、より良い条例づくりを進めています。

8月11日(日)に第3回を開催！！
「市役所をもっと身近に」をテーマにおとなと一緒に
意見交換を行いました！



第3回では、約30人のこども・若者が参加しました。

また、今回は(仮称)こども参加条例検討部会のおとな委員が各グループのメンバーの一員として参加しました。

初対面のおとなの人がいるため、これまでと比べると参加しているこども・若者のみなさんは少し緊張気味でしたが、ファシリテーターの渡邊さんより、「緊張をほぐしてお互いのことを知ってもらうために、エピソードトークをやります！」と声掛けがあり、「やったー」や「るるん」などさまざまな気持ちが書かれたカードをくじ引きのように引き、そのカードに書いてある気持ちに最近なったことやこれまでのできごとを思い出したりして、それぞれのエピソードを話しました。

話が終わった後には、「その気持ちわかる！」や「同じようなことが最近私もあった～」などの声が多くグループから出ていました。

「市役所をもっと身近に」感じてもらうためには？

今回は「市役所をもっと身近に」をテーマに各グループで意見交換をしました。

初めに、渡邊さんより「市役所がつくっている子ども・若者未来計画ってみんな知ってるかな？」という問いかけがあり、市が実施しているこどもや子育て、若者に関わる取り組みについて説明がありました。その後、現在検討している条例の内容についても説明があり、計画や条例の内容、市役所を身近に感じるためにどうすればいいのかなど、さまざまなことについて意見交換をしました。



「市役所が何をしているかわからない」、「そもそも市役所というものが頭
にない」など、市役所はこども・若者にとって身近な場所とはかけ離れている
ものということが、各グループでの意見交換で浮き彫りとなりました。
参加者からは「私たちが市役所に行くのではなく、市役所の人が学校に
来るなどしてくれれば身近に感じるのではないか」、「広報誌のデザインを
カラフルにするなどしてこどもや若者が読みやすくしてはどうか」、「アプリ
やSNSをうまく使ってPRしたらみんな見るんじゃないか」などいろんな
意見が出ました。

また、今回参加したおとな委員は、「少しテーマが難しいところもあったと
思うが、当事者であるこどもや若者の想いや考えを直接聞くことができ
よかった」、「ふだんの生活や学校のことでこども・若者のみなさんは
それぞれ意見を持っており、おとなが耳を傾けることが大事。今回参加
したことを条例の検討に活かしていきたい」などと話していました。



【令和5年度】
川西市子ども・若者未来計画
事業推進状況報告

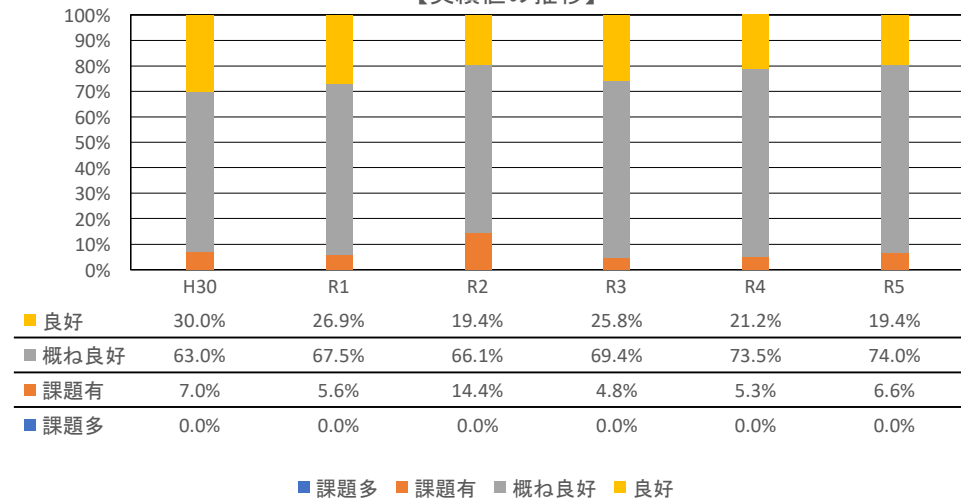
第4章 子ども・子育て施策
第5章 若者育成支援施策
実績評価

事業実績評価の概要

1. 各評価の件数・割合

評価区分	件数	割合
良好（◎）	50	19.4%
概ね良好（○）	191	74.0%
課題有（△）	17	6.6%
課題多（×）	0	0.0%
計	258	100.0%

【実績値の推移】



2. 課題有・多とされた事業

事業No.	資料ページ	評価区分	取り組み名
02-①-①-5	5	△	【新規】市立認定こども園・保育所における定員内受け入れの推進（2号・3号認定）
02-②-①-2	6	△	乳児保育
02-②-①-3	6	△	産休明け乳児保育
02-②-①-10	7	△	一時預かり（幼稚園型）
02-②-②-2	7	△	市立留守家庭児童育成クラブ
02-②-②-3	7	△	民間留守家庭児童育成クラブ
02-②-②-12	8	△	【新規】留守家庭児童育成クラブの新規開設
02-②-③-6	9	△	利用者支援事業の実施
03-②-②-1	18	△	すくすくベビールームの設置
04-②-①-2	19	△	子どもの人権オンブズパーソン事業
05-①-②-2	22	△	子どもの人権ネットワーク事業
05-①-④-2	23	△	プレイパーク
05-②-1	24	△	就労支援事業
05-②-4	24	△	労働相談
05-②-6	24	△	若年者就労体験支援事業
05-③-②-2	24	△	消費者啓発事業
05-④-4	25	△	防災リーダー養成講座受講等助成金

No.			取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）				
目標	方向	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価	
01	①	❶	1	母子健康手帳の交付	妊娠・出産・子育て期にわたって安心して過ごせるように、保健師等が妊婦と面談を行い、母子健康手帳を交付し、各種制度や子育て関連情報を説明する。	保健センター・予防歯科センター	交付数	778人	妊娠届出数778人の内、妊娠11週未満の届出が 95.56%と初期に届出されている割合が高い。	○		交付数	864人	妊娠届出数864人の内、妊娠11週未満の届出が 96.06%と初期に届出されている割合が高い。	◎
01	①	❶	2	治療費・検査費の助成事業（不育症・不妊治療ペア検査）	不育症の治療費及び検査費、夫婦で受けた一般不妊治療のために必要な検査費の一部を助成する。	保健センター・予防歯科センター	不育症治療費支出延べ人数	4人	不育症について医療保険が適応されない検査及び治療費の一部を市が負担し、対象者の経済的負担を軽減した。	○		不育症治療費支出延べ人数	5人	不育症について医療保険が適応されない検査及び治療費の一部を市が負担し、対象者の経済的負担を軽減した。	○
01	①	❶	2	治療費・検査費の助成事業（不育症・不妊治療ペア検査）	不育症の治療費及び検査費、夫婦で受けた一般不妊治療のために必要な検査費の一部を助成する。	保健センター・予防歯科センター	不妊治療ペア検査助成人数	22人	不妊症について医師が認める一般不妊治療のために必要な医療保険が適応されない検査費の一部を市が負担し、対象者の経済的負担を軽減した。	○		不妊治療ペア検査助成人数	11人	不妊症について医師が認める一般不妊治療のために必要な医療保険が適応されない検査費の一部を市が負担し、対象者の経済的負担を軽減した。	○
01	①	❶	3	妊婦健康診査費の助成	妊婦健康診査費用にかかる一部を助成する。	保健センター・予防歯科センター	新規助成者数	860人	経済的負担を軽減し、早期から適切に積極的な受診を勧奨した。	○		新規助成者数	965人	経済的負担を軽減し、早期から適切に積極的な受診を勧奨した。	◎
01	①	❶	4	妊婦歯科健診	妊娠期間中に1回、市内歯科医師会会員診療所で無料の歯科健診を実施する。	保健センター・予防歯科センター	受診率	29.80%	受診票配布時（助成申請時）の丁寧な説明と、母親学級での受診勧奨を強化した	○		受診率	26.50%	妊婦健康診査費用助成申請時に保健師から個別に案内している。妊娠中の口腔の健康管理の重要性を伝えられるよう努めた。	○
01	①	❶	5	妊婦への面接指導	妊娠届出や妊婦健康診査費助成申請時等に相談、保健指導を行う。また、支援を要する妊婦や家庭を早期に把握し、必要時には関係所管と連携し、妊娠期間からの支援を行う。	保健センター・予防歯科センター	妊婦面接数	908人	未所での妊娠届出した妊婦に対して、保健師・助産師が全数面談し母子健康手帳を交付した。必要時には関係所管と連携し、妊娠期間から切れ目のない支援を実施した。	○		妊婦面接数	923人	未所での妊娠届出した妊婦に対して、保健師・助産師が全数面談し母子健康手帳を交付した。新型コロナウイルスの感染拡大防止のため令和4年度も引き続き郵送での妊娠届出を受け付けた。その際には、保健師等が電話で妊婦の状況や相談の有無等を聞き取り対応している。また必要時には関係所管と連携し、妊娠期間から切れ目のない支援を実施。	◎
01	①	❶	6	各種教室（妊娠中・離乳食や乳児食・歯科や育児）	妊娠中の母親学級や両親学級、プレパパ&ママの離乳食教室、子育て中のもぐもぐ離乳食教室や歯科の教室など、妊娠期間から子育て期間に渡るさまざまな教室を開催する。	保健センター・予防歯科センター	延べ参加者数	453人	母親学級と両親学級、プレママ&パパの離乳食教室を実施し、子育て期の孤立や育児不安の軽減に努めた。 母親学級12回103人、両親学級11回288人、プレママ&パパの離乳食教室12回62人 母親教室に参加した妊婦に対して、妊娠性歯肉炎の予防や悪阻中の口腔ケアの方法また、マイナス1歳からの歯科予防の指導を行った。	○		延べ参加者数	426人	新型コロナウイルス感染症対策のもと、母親学級と両親学級は未所型、プレママ&パパの離乳食教室はオンライン・未所で実施し、子育て期の孤立や育児不安の軽減に努めた。 母親学級17回100人、両親学級16回275人、プレママ&パパの離乳食教室11回51人	○
01	①	❶	6	各種教室（妊娠中・離乳食や乳児食・歯科や育児）	妊娠中の母親学級や両親学級、プレパパ&ママの離乳食教室、子育て中のもぐもぐ離乳食教室や歯科の教室など、妊娠期間から子育て期間に渡るさまざまな教室を開催する。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	78人	もぐもぐ離乳食教室 離乳食の基本から学べる教室として取り組んでいる。 中後期離乳食の試食（保護者向け）と口腔機能の育成のサポートを目指す。	○		参加者数	83人	もぐもぐ離乳食教室 離乳食の基本から学べる教室として取り組んでいる。 清拭、換気等感染予防対策に配慮して試食を再開した。	△
01	①	❶	6	各種教室（妊娠中・離乳食や乳児食・歯科や育児）	妊娠中の母親学級や両親学級、プレパパ&ママの離乳食教室、子育て中のもぐもぐ離乳食教室や歯科の教室など、妊娠期間から子育て期間に渡るさまざまな教室を開催する。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	251人	2歳6か月児のびのび教室 1歳6か月健診から3歳児健診の間の相談の機会として実施。 発達や栄養などの指導、歯科チェックによるお口の健康を守るための指導を行った。	○		参加者数	273人	2歳6か月児のびのび教室 1歳6か月健診から3歳児健診の間の相談の機会として実施。 発達や栄養などの指導、歯科チェックによるお口の健康を守るための指導を行った	◎
01	①	❶	6	各種教室（妊娠中・離乳食や乳児食・歯科や育児）	妊娠中の母親学級や両親学級、プレパパ&ママの離乳食教室、子育て中のもぐもぐ離乳食教室や歯科の教室など、妊娠期間から子育て期間に渡るさまざまな教室を開催する。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	62人/12回	プレママ&パパの離乳食教室 保健師等と連携し、妊婦との面接時や他の教室で勧奨することで父親の参加もみられた。また、参加対象を生後4か月児までの子どもを持つ保護者を加えたことで、離乳食の開始前に参加されるケースもあり、参加者からも好評であった。	○		参加者数	51人/11回/年	プレママ&パパの離乳食教室 保健師等と連携し、妊婦との面接時や他教室等で勧奨したほか、市広報誌での情報提供で父親の参加も見られた。また、令和3年度に引き続き令和4年度もオンラインで開催し、コロナ禍においても参加しやすい環境整備に努めた。	○
01	①	❶	7	助産施設入所委託	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設に入所し、出産できるよう支援する。	こども若者相談センター	助産施設入所人数	1人	妊婦にとって適切な助産施設を紹介し、安心して出産に臨めるようサポートした。	◎		助産施設入所人数	3人	妊婦にとって適切な助産施設を紹介し、安心して出産に臨めるようサポートした。	◎
01	①	❶	8	訪問事業（妊婦・新生児・産婦・乳幼児・健診未受診）	希望する方や必要な方へ家庭訪問を行い、健康や子育てなどの相談・助言を行う。また、乳幼児健康診査が未受診の場合に訪問し、状況把握に努める。	保健センター・予防歯科センター	訪問件数	1051件	新生児等への訪問指導を行い、育児不安の軽減等に努めた。 妊婦訪問 延16件、産婦訪問 延454件 新生児訪問 延260件、乳児訪問 延180件 幼児訪問 延141件	○		訪問件数	1086件	新生児等への訪問指導を行い、育児不安の軽減等に努めた。 妊婦訪問 延23件、産婦訪問 延430件 新生児訪問 延211件、乳児訪問 延235件 幼児訪問 延187件	○
01	①	❶	8	訪問事業（妊婦・新生児・産婦・乳幼児・健診未受診）	希望する方や必要な方へ家庭訪問を行い、健康や子育てなどの相談・助言を行う。また、乳幼児健康診査が未受診の場合に訪問し、状況把握に努める。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	乳幼児健康診査未受診児について、訪問等により状況把握に努めた。	○		推進	推進	乳幼児健康診査未受診児について、訪問等により状況把握に努めた。	○
01	①	❶	9	かかりつけ医等の普及と定着	市広報誌の活用をはじめ、かかりつけ医等の医療マップの作成、インターネットによる情報発信等、さまざまなPR媒体による広報活動に努める。	保健・医療政策課	推進	推進	川西市医師会及び川西市歯科医師会と協力し、医療機関一覧を掲載している健康づくり事業のご案内を全戸配布を行うとともに健康まちづくり計画により周知を図った。	○		推進	推進	川西市医師会及び川西市歯科医師会と協力し、医療機関一覧を掲載している健康づくり事業のご案内を全戸配布を行うとともに健康まちづくり計画により周知を図った。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）				
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価	
	01		①	10	産科医療の環境整備	妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。	保健・医療政策課	出産件数	615件	市内唯一の分娩可能な医療機関として適切な体制を整え、月平均50件程度の分娩を取り扱った。	◎		出産件数	304件	令和4年9月に川西市立総合医療センターを開院し、周産期医療体制を充実させた。令和4年度途中より、市内で分べん可能な医療機関が川西市立総合医療センターのみとなったため、政策医療として体制の維持に努める。 【出産件数内訳】 市立川西病院 42件 川西市立総合医療センター 262件	◎
	01		①	11	【新規】子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）の推進	妊娠期から子育て期にわたるまで関係所管と連携し、こども若者相談センターと保健センターで一体的に切れ目なく支援を行う。	こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター	-	-	子育て世代包括支援センター機能を更に充実するため、国が推奨することも家庭センターの設置に向けて協議・検討を行った。	-		-	-	-	-
	01		①	12	阪神北広域こども急病センター	夜間・休日での子どもの初期救急対応として、阪神北広域こども急病センターでの診療や電話による小児救急医療相談の周知を図る。	保健・医療政策課	市民延べ受診者数	3,714人	阪神北広域こども急病センターの周知・普及に努めるとともに医療体制の維持に努めた。	○		市民延べ受診者数	2,473人	阪神北広域こども急病センターの周知・普及に努めるとともに医療体制の維持に努めた。	○
	01		①	13	乳幼児健康診査（4か月・10か月・1歳6か月・3歳）	乳幼児の健康の維持増進のため、疾病または異常の早期発見に努め、相談や助言を行う。	保健センター・予防歯科センター	状況把握率	99.30%	未受診児については、訪問等により状況把握に努めた。	○		状況把握率	99.90%	未受診児については、訪問等により状況把握に努めた。	○
	01		①	14	未熟児養育医療制度	未熟児養育医療制度に基づき、医療費等を給付する。	保健センター・予防歯科センター	養育医療費支出延べ人数	29人	未熟児養育医療制度について、保護者の自己負担金相当分を市が負担した。	○		養育医療費支出延べ人数	23人	未熟児養育医療制度について、保護者の自己負担金相当分を市が負担した。	○
	01		①	15	幼児精神精密健康診査	乳幼児健康診査等で精神発達面において、専門的な助言が必要な場合に相談を行う。	保健センター・予防歯科センター	相談件数	93人	医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促すことに努めた。また、必要に応じて継続支援の実施、相談支援等必要な機関を紹介した。	○		相談件数	103人	医師等による発達相談、助言により、幼児の健全な発達を促すことに努めた。また、必要に応じて継続支援の実施、相談支援等必要な機関を紹介した。	○
	01		①	16	就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了後においても、5歳児発達相談事業等で、関係機関と連携しながら、相談を実施する。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	3歳児健診終了後も必要に応じて関係機関と連携し、子どもの成長に応じた支援に努めている。	○		推進	推進	3歳児健診終了後も必要に応じて関係機関と連携し、子どもの成長に応じた支援に努めている。	○
	01		①	17	乳幼児歯科健診・教室	乳幼児健康診査（1歳6か月、3歳児）のほか、離乳期から就学前まで、歯科健診や教室を実施する。年齢に応じて、歯科健診、歯みがき練習、個別指導等を行うことで、口腔の発達に合わせた切れ目ない支援を行い、健全な口腔育成のサポートをする。	保健センター・予防歯科センター	受診者数	3134人	健診や相談の機会を増やすことで受診や相談がしやすい体制を整えている。一部、オンライン教室も継続し、参加しやすい体制で実施した。	○		受診者数	2,727人	健診や相談の機会を増やすことで受診や相談がしやすい体制を整えている。引き続き、感染防止対策に配慮して行った。一部オンライン教室も継続し、参加しやすい体制で実施した。	◎
	01		①	18	定期予防接種の推進	定期予防接種実施医療機関の確保等の体制づくりとともに、市民への周知を図る。	保健センター・予防歯科センター	延べ接種人数（乳幼児）	22,775人	川西市医師会と連携しながら、定期予防接種を安全に受けられるような環境の確保に努めるとともに、市民への周知を図った。	○		延べ接種人数（乳幼児）	23,190人	川西市医師会と連携しながら、定期予防接種を安全に受けられるような環境の確保に努めるとともに、市民への周知を図った。	○
	01		①	19	障がい児歯科診療	一般の歯科医院では治療が困難な方の歯科診療、定期歯科健診、指導を行う。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	治療後も引き続き定期健診、口腔内清掃を行い、お口の健康の維持に努めた。	○		推進	推進	治療後も引き続き定期健診、口腔内清掃等を行い、お口の健康の維持に努めた。	◎
	01		①	20	産後ケア事業	産後、家族・親族などから支援が得られず、産後の体調や育児について不安などがある母子に対し、助産師の訪問や協力医療機関などへの宿泊等を提供する。専門家からの相談やアドバイスを受けることにより、家族の養育能力の底上げを図る。	こども若者相談センター	延べ利用日数	682日	助産師などの専門職から、ケアやアドバイスを直接受けることが出来る事業であるため、利用者数は年々増加している。乳腺炎への対応や母乳育児の希望者が多く、特に訪問型による希望数が増加した。また、他市の事業所と契約し、サービスの向上を図った。 【利用実績】 ①宿泊型 197日 ②日帰り型 322日 ③訪問型 163日	◎		延べ利用日数	617日	助産師などの専門家から、ケアやアドバイスを直接受けられる事業であるため、利用希望者は年々増加している。 第2子のお産後に利用された方も複数人おられ、初産婦・経産婦にかかわらず、必要な支援であると考える。 【利用実績】 ①宿泊型163日②日帰り型340日③訪問型114日	◎
	01		①	21	【新規】産前ケア事業	安心して出産を迎えることができるよう産前から出産までのサポートを実施する。	保健センター・予防歯科センター		-	令和6年度から実施予定。実施に向けての制度設計を行った。	-		-	-	-	-
	01		①	22	【新規】妊婦・子育て家庭への伴走型支援と経済的支援の一体的実施	妊娠届出時から妊婦や子育て家庭に対し、出産・育児等の見通しを寄り添って立てるための面談や継続的な情報発信等により必要な支援につなぐ伴走型支援の充実を図り、負担軽減のため妊娠時と出産時に経済的支援を一体として実施する。	保健センター・予防歯科センター	面談・相談数	1,764件	伴走型支援として、全ての妊婦にて医師、妊娠届時、妊娠後期、出産後に専門職が面談、アンケートを実施し、困りごとに対して必要なサービスにつなぐ。また、給付金を支給した。 妊娠前期面談：793人 妊娠後期の相談：73人 出産後面談：898人 妊娠給付金：1,127人 出産給付金：1,127人	○		-	-	-	-
	02		①	1	保育所の整備	保護者の就労等により、保育を必要とする児童が入所する民間認可保育所の整備に対し補助を行う。	こども政策課	利用定員増加数	50人分	令和4年度に国基準の待機児童はゼロになったものの、依然として国基準外の待機児童（入所保留者）は増加傾向にあり、特に1歳児の入所保留者増が顕著となった。 潜在的な保育ニーズを含め、国基準外の待機児童解消を図り、安心して子育てができる環境を整備することを目的に0歳～2歳児を保育する小規模保育事業A型の整備・運営事業者を公募し、令和6年4月1日に3園開所した。	◎		利用定員増加数	-	該当施設無	
	02		①	2	認定こども園の整備	保護者の就労状況等にかかわらず、児童に教育保育を提供する認定こども園の普及を図るため、既存施設からの移行を中心として、必要な施設の整備に対し補助を行う。	こども政策課	利用定員増加数	-	該当施設無	-		利用定員増加数	-	該当施設無	

No.			取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）				
目標	方向	項目				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価	
02	①	❶	3	【新規】私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行支援等の実施	私立幼稚園が幼保連携型認定こども園へ移行する際に、円滑な移行ができるよう支援を行う。	こども政策課 入園所相談課		-	市内で私立幼稚園を運営している事業者を対象に、幼保連携型認定こども園移行事業者の公募を行ったが、応募事業者は0であった。	-		-	-	-	
02	①	❶	4	【新規】市立認定こども園の定員変更（1号・2号認定）	1号認定の定員に満たない状況であること、2号認定が今後も増加していく見込みであることから、1号・2号の定員変更を行う。	入園所相談課	実施施設数	2 (令和6年4月1日時点)	令和6年度に向けて市立認定こども園2園において1号から2号へ利用定員を15名ずつ移行するよう調整を行った。	○		-	-	-	-
02	①	❶	5	【新規】市立認定こども園・保育所における定員内受け入れの推進（2号・3号認定）	各施設にて弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っているため、保育ニーズの動向を考慮しつつ、定員内での受け入れに努める。	入園所相談課	定員を超えて受け入れしている施設 (令和6年3月1日 現在)	8所	令和5年度は市立認定こども園2園において定員を大きく超えていたため、令和6年度に向けて、実態に合わせて1号から2号へ定員数を移行させ定員内での受け入れとなるよう見直しを行った。	△		-	-	-	-
02	①	❷	1	教育保育施設の安全確保と設備の充実	施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、教育保育施設の改修や備品の充実に努める。	教育総務課	①公立幼稚園数 ②公立保育所数 ③公立こども園数	①3園(内1園休園) ②4所 ③4園	安全確保及び保育環境を改善するための修繕や備品購入に努めた。	◎		①公立幼稚園数 ②公立保育所数 ③公立こども園数	①4園 ②4所 ③4園	安全確保及び保育環境を改善するための修繕や備品購入に努めた。	◎
02	①	❷	2	市立幼稚園・保育所の再編	市立幼稚園の入園児童数の減少等の課題へ対応するため、各施設や地域の状況に応じた方策を実施する。	こども政策課	推進	推進	川西市子ども・若者未来計画」に基づき、「就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点」の具体化に向けた取り組みを進めるため、令和5年6月に、子ども・若者未来会議に「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会」を設置し、令和5年12月に子ども・若者未来会議から提言書を受け取った。 同提言書を踏まえ、「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方について（素案）」を策定し、本市における就学前教育保育の質の向上を進めるために、市立認定こども園が拠点施設として担う機能や取り組み内容、体制などを示すとともに、拠点施設として位置づけない認定こども園のあり方などについて示した。 今後、素案に示した考え方に基つき、久代幼稚園と川西南保育所を一体化した（仮称）川西久代南こども園と多田幼稚園と多田保育所を一体化した（仮称）多田こども園整備を進める。	◎	推進	-	4月に「市立就学前教育保育施設のあり方（原案）」を策定するとともに、子ども・若者未来計画の第7章に反映した。今後、同計画に基づき、市立就学前教育保育施設の再編等に取り組んでいく。	◎	
02	①	❸	1	就学前児童の通園（所）施設と小学校の連携推進	小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、各学校園所において「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園（所）施設から小学校への円滑な接続を図る。	教育保育課	保幼小連絡協議会 出席職員数	16小学校 12園所	第1回就学前・小学校連絡協議会（6/2）の予定であったが、警報発令のため、中止となった。第2回就学前・小学校連絡協議会（1/26）を開催し、市立・私立園所と市立小学校の職員間で情報交流を行った。第2回協議会では「令和4年度・5年度 校の台小学校区における小学校と就学前施設の交流について」と題し、交流活動・連携の実践報告を行った。就学前施設からの視点だけではなく、学びの連続性としての小学校におけるスタートカリキュラムの編成についても、小学校教員から報告を行った。各学校園所において、連携・交流やカリキュラムの充実に取り組んでいく。	○		保幼小連絡協議会 出席職員数	16小学校 12園所	第1回就学前・小学校連絡協議会（6/6）、第2回協議会（1/23）を開催し、市立・私立園所と市立小学校の職員間で情報交流を行った。第2回協議会においては「育ちや学びをつなげる接続期カリキュラムについて」と題し、川西市幼児教育と小学校教育の接続期カリキュラムの説明を行った。各学校園所において、カリキュラムを作成し実施していく。	○
02	①	❸	1	就学前児童の通園（所）施設と小学校の連携推進	小学校との交流活動や情報交流等の連携をより一層推進するとともに、各学校園所において「接続期カリキュラム」の策定を進め、育ちや学びの連続性・一貫性を確かなものとし、就学前児童の通園（所）施設から小学校への円滑な接続を図る。	教育保育課	小学校との交流を実施した公立の就学前児通園（所）施設数	12園所	授業や保育の見学、児童と幼児の交流などを実施した。それぞれの学校園所間で接続期カリキュラムの見直しを実施する所もあった。小学校入学児童について、各園所、学校間で保育観察や協議の機会をもち、情報交流に努めた。	○		小学校との交流を実施した公立の就学前児通園（所）施設数	12園所	新型コロナウイルス感染防止に留意しながら、授業や保育の見学、児童と幼児の交流などを実施した。各園所での小学校との交流実績等を共有するとともに、園所のカリキュラムを持ち寄り交流した。小学校入学児童について、各園所、学校間で保育観察や協議の機会をもち、情報交流に努めた。	○
02	①	❹	2	教育保育の質の向上に向けた研修等の充実	教育保育に必要な知識と技術を身につけるねらいや目的に応じて体系的な研修を実施し、教育保育の専門性を高める。さらに保育指導専門員による実地研修を継続して実施し、質の向上を図る。また、教育保育の質について定期的・継続的に検討を重ねるため職員及び教育保育施設の自己評価の取り組みを浸透させ、具体的に進める。	教育保育課	施設実地指導回数	51回	民間認定こども園、保育園所、小規模保育事業所等に、保育指導専門員を派遣し、実地指導を行った。 また、市立園所において目的に応じた研修を計画し、講師を招請して研修を行った。 保護者アンケート等を活用した自己評価を実施し、カリキュラムマネジメントと関連付けながら、保育の内容等の改善を図った。	○		施設実地指導回数	39回	民間認定こども園、保育園所、小規模保育事業所等に、保育指導専門員を派遣し、実地指導を行った。 また、市立園所において目的に応じた研修を計画し、講師を招請して研修を行った。 保護者アンケート等を活用した自己評価を実施し、カリキュラムマネジメントと関連付けながら、保育の内容等の改善を図った。	○
02	①	❹	3	職員研修	県教育委員会主催の研修との関連性に鑑みながら、必要性に応じた研修計画の改善を図り、実習回数も含め、研修内容の精査を行った上で実施する。	教育保育課	研修講座数	9研修（初任者・20年経験者・養護教諭・救命リーダー・研究リーダー・夏季教職員・コンプライアンス・課題別研究）	「主体的・対話的で深い学び」を柱とする新学習指導要領の目指す姿を達成するために、教職員の資質向上、教職員としての在り方、社会に開かれた教育課程の実現につながる事業として支援に努めた。感染症扱い変更措置を踏まえ、対面を中心に研修を実施した。	○		研修講座数	9研修（初任者・20年経験者・養護教諭・救命リーダー・研究リーダー・夏季教職員・コンプライアンス・課題別研究）	「主体的・対話的で深い学び」を柱とする新学習指導要領の目指す姿を達成するために、教職員の資質向上、教職員としての在り方、社会に開かれた教育課程の実現につながる事業として支援に努めた。感染症拡大状況を踏まえ、オンライン開催や対面とのハイブリッド研修を中心に実施を行った。	○
02	①	❹	4	保育士確保対策	安定した保育の提供のため、保育士の確保に努める。	入園所相談課 教育保育職員課	保育士の新規採用者数	49人	前年度に引き続き、市広報紙・ホームページや民間求人サイト、SNS・デジタルサイネージでの情報発信を通じた学校園所保護者への情報提供、保育士を育成する大学や専門学校への情報提供、公共施設や市内全戸へのチラシ配布を行った。フルタイム保育士の採用のほか、保育士を目指す学生アルバイトを保育補助員として、長時間勤務が難しい子育て中の求職者を短時間保育パートとして採用した。 民間保育施設との意見交換や他市事例の研究等により、令和6年度から実施する保育人材確保のための新規事業について検討を行った。	○		保育士の新規採用者数	39人	市広報紙・ホームページや民間求人サイトをはじめ、SNS・デジタルサイネージでの情報発信、ミマールメを通じた学校園所保護者への情報提供、保育士を育成する大学や専門学校への情報提供、公共施設や市内全戸へのチラシ配布を行った。フルタイム保育士の採用のほか、保育士を目指す学生アルバイトを保育補助員として、長時間勤務が難しい子育て中の求職者を短時間保育パートとして採用した。	○
02	①	❹	5	保育士等宿舍借り上げ支援事業	保育施設等を運営する法人等による保育士又は保育教諭のための宿舍借り上げを支援することで、保育士等の確保及び定着、離職の防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備して、保育の提供体制の確保につなげる。	入園所相談課	対象者数	19人（9園）	対象園が7園→9園に増え、保育士確保・定着につながっている。	○		対象者数	19人（7園）	対象延月数も143→215と増え、保育士確保・定着につながっている。	○

No.			取組	取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目					指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
02	②	①	1	通常保育	保育を要する児童に対し、養護と教育を行う。	入園所相談課	利用定員	2340人	利用定員が前年に比べ60人増加したことに加え、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数0人を継続し、保育を要する児童のほとんどの養護と教育を行うことができた。	○		利用定員	2280	利用定員は前年と変わらないが、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数0人を継続し、保育を要する児童のほとんどの養護と教育を行うことができた。	○
02	②	①	2	乳児保育	乳児保育を実施する。	入園所相談課	0歳児の乳児定員	212人	利用定員が昨年度と比べ減少したが、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数0人を継続し、乳児保育を実施することができた。	△		0歳児の乳児定員	218	利用定員は前年と変わらないが、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数0人を継続し、乳児保育を実施することができた。	△
02	②	①	3	産休明け乳児保育	市立・民間保育所等において、生後6カ月から産休明け乳児保育（出生後57日から）を実施する。	入園所相談課	実施 公立保育施設数	6所（園）	施設数は前年と変わらないが、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数0人を継続し、産休明け保育を実施することができた。	△		実施 公立保育施設数	6所（園）	施設数は前年と変わらないが、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数0人を継続し、産休明け保育を実施することができた。	△
02	②	①	4	低年齢児保育	3歳未満児について、民間保育施設の整備等にあわせ受入枠の拡大を図る。	入園所相談課	3歳未満児の待機児童数	0人（令和6年4月1日現在）	利用定員は前年と変わらないが、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数が0人を継続しており、保育を要する児童のほとんどの養護と教育を行うことができた。	○		3歳未満児の待機児童数	0人（令和5年4月1日現在）	利用定員は前年と変わらないが、きめ細やかな入所調整により国基準の待機児童数が0人を継続しており、保育を要する児童のほとんどの養護と教育を行うことができた。	○
02	②	①	5	延長保育	午後7時もしくは午後8時までの延長保育を実施する。	入園所相談課	実施 保育施設数	33所（園） （認定こども園、小規模保育事業所含む）	実施施設数は前年と同じ。就労時間や通勤時間により需要が多い延長保育を実施した。	○		実施 保育施設数	33所（園） （認定こども園、小規模保育事業所含む）	実施施設数は前年と同じ。通勤時間などにより需要が多い延長保育を実施した。	○
02	②	①	6	休日保育	日曜・祝日等においても保育を必要とする児童を対象に保育を実施する。	入園所相談課	延べ利用者数	111人	日曜・祝日等においても保育に欠ける児童を対象に認定こども園2箇所 で保育を実施した。	○		延べ利用者数	248	日曜・祝日等においても保育に欠ける児童を対象に認定こども園2箇所 で保育を実施した。	○
02	②	①	7	障がい児保育	専門機関や入所選考会議等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施する。	入園所相談課	実施保育施設数	24所（園）	専門機関や入所検討会等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施した。	○		実施保育施設数	24所（園）	専門機関や入所検討会等の所見を踏まえながら障がい児保育を実施した。	○
02	②	①	8	病児・病後児保育	保護者が安心して働けるよう、病気（安定期・回復期）の児童（小学3年生まで）への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。実施にあたっては、各施設が連携を図りつつ対応できるよう努める。	入園所相談課	延べ利用者数	315人	保護者が安心して働けるよう、病気（安定期・回復期）の児童（小学3年生まで）への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに、子どもの健全な育成を図ることができた。	○		延べ利用者数	208	保護者が安心して働けるよう、病気（安定期・回復期）の児童（小学3年生まで）への保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに、子どもの健全な育成を図ることができた。	○
02	②	①	9	一時預かり（一般型）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間一時的に預かり、必要な保護を行う。	こども若者相談センター 入園所相談課	実施園数	こ若1箇所 全体16箇所	保育の必要性がある場合やリフレッシュなど、多様な一時保育のニーズに応えることができた。	○		実施園数	15所（園）	所用やリフレッシュなど、多様な一時保育のニーズに応えることができた。	△
02	②	①	9	一時預かり（一般型）	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、主に昼間一時的に預かり、必要な保護を行う。	こども若者相談センター 入園所相談課	延べ利用者数	こ若1,236人 全体4,350人	利用人数17％増加。保育の必要性がある場合やリフレッシュなど、多様な一時保育のニーズに応えることができた。 【こ若分】令和4年度に引き続き衛生対策を講じながら、定員どおり5名の受け入れ人数で、一時預かり保育を実施した。 【利用人数】13％増加。 【利用目的の内訳】①用事40％②リフレッシュ10％③兄弟用事8％④病院受診11％⑤仕事13％⑥慣らし保育17％であった。	○		延べ利用者数	3,718人	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を継続しながら、令和4年度は、利用人数を最大5人のところ4人として、一時預かり保育を実施した。 【利用人数】35％増加。 【利用目的の内訳】①用事31％②リフレッシュ12％③兄弟用事10％④病院受診17％⑤仕事14％・慣らし保育14％であった。	○
02	②	①	10	一時預かり（幼稚園型）	幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった児童を預かり、必要な保護を行う。	入園所相談課	実施園数	18所（園）	在園児の保護者の様々な事情による預かり保育のニーズに応えることができた。	△		実施園数	18所（園）	在園児の保護者の様々な事情による預かり保育のニーズに応えることができた。	△
02	②	①	11	認可外保育所の支援	認可外保育所の運営の安定化と保育の質的確保を図るため、助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。	入園所相談課	対象施設数	2か所	対象施設が増え、2か所の認可外保育所において入所児童数に応じて助成金を交付した。	○		対象施設数	1所（園）	1か所の認可外保育所において入所児童数に応じて助成金を交付した。	○
02	②	①	12	子育て家庭ショートステイ	児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由等により養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。	こども若者相談センター	延べ利用日数	42日	専任の相談員が、困難を抱えている当事者や保護者からの相談に対応し、的確なアセスメントに基づいて、社会生活を円滑に営むことや就労を促すための助言、支援機関の紹介等を行った。	◎		延べ利用日数	67日	保護者の要望に沿いながら、児童福祉施設と連携し、児童の養育を行うとともに、保護者等の子育ての負担軽減を図った。	◎
02	②	①	13	ファミリー・サポート・センターの運営	会員の拡大や相互援助活動の調整に努め、子育てに関する相談、会員に対する講習会、交流会の開催等を猪名川町と共同で実施する。また、地域で取り組む子育て事業との連携を図り、近隣市町との連絡調整に努める。	こども政策課	延活動件数	544件	活動件数は令和4年度と比較すると29％増となった。 活動内容は習い事等への子どもの送迎が24％と最も多く、次いで、保育施設への送迎が16％であった。 昨年同様、留守家庭児童育成クラブの預かり時間延長等による理由でファミリーサポートセンターの恒常的な利用が減っていると考えられる。ニーズが高い活動内容について、積極的に広報し新規会員と活動件数の増加を図る必要がある。	○		延活動件数	420件	活動件数は令和3年度より45％減となり大幅に減少した。留守家庭児童育成クラブの預かり時間延長等による恒常的な利用が減ったことが要因とみられる。活動内容は習い事等への子どもの送迎が48％と最も多く、次いで、保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かりが12％であった。ニーズが高い活動内容について、積極的に広報し新規会員と活動件数の増加を図る必要がある。	△
02	②	①	14	民間保育施設の運営支援	民間保育施設の運営の安定化と、保育の質的確保を図るため、補助金による支援を充実させる。（保育施設での医療的ケア児受入や私立幼稚園への配慮が必要な児童の受入支援含む）	入園所相談課	補助対象施設数	19所（園）	私立幼稚園での支援児受け入れは、従来県補助金のみであったが、4年度より市補助金を新設して、補助を拡充した。	○		補助対象施設数	19所（園）	私立幼稚園での支援児受け入れは、従来県補助金のみであったが、4年度より市補助金を新設して、補助を拡充した。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）				
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価	
02		②	㊟	1	放課後子ども教室	地域の子どもの安全で安心な活動場所を確保するため、放課後や週末等において、学校の余裕教室等を活用し、放課後子ども教室を運営する。運営にあたっては、各地区の放課後子ども教室に対して委託する。	生涯学習課	延べ実施日数	1,123日	・新型コロナウイルス感染症の位置づけが、2類相当から5類へ移行されたことから、活動休止中の放課後子ども教室が3校が活動を再開し、そのうち1校は後継者不足の問題を抱えていたが、地域住民と学校が連携し、余裕教室を使って開催した。 ・実施校の昨年度比は横違いであるが、開催日数は増加した。 ・指導者の高齢化による後継者不足などから活動を休止している校区もあり、今後は地域学校協働本部との連携・協働を図り、地域人材の発掘など、解決に向けての取り組みを検討する必要がある。	◎		延べ実施日数	1,070日	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、昨年度と同様に3小学校校区が活動中止となったが各小学校区ではコロナ対策を徹底し、教室を開催したため昨年度比は全体的に増加した。また、2小学校区では常々懸念されていた指導者の高齢化による後継者不足が浮き彫りとなって活動休止となっており、今後は解決に向けての取り組みを検討する必要がある。	◎
02		②	㊟	2	市立留守家庭児童育成クラブ	小学校の余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で保育を受けることのできない小学生児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供し、児童の健全な育成を支援する。国が示すこれらのクラブの役割を果たす観点から、育成支援内容をホームページや広報誌、入所説明会などで周知する。 また、特別な配慮を必要とする児童へは、関係機関が連携・協力し、情報提供を図ることで、支援を強化する。	入園所相談課	待機数	30人 （令和5年5月1日時点）	待機児童対策として、令和4年度から開設している川西北小学校、明峰小学校、多田小学校、北陵小学校に、令和5年度から新たに久代小学校及び緑台小学校（陽明小学校と合同実施）を加えた6校の一室において、夏季休業期間中のみ育成クラブを開所することで、待機児童が減少し、児童の健全な育成を支援することができたが、待機児童は昨年度から微増した。 特別な配慮が必要な児童に係る育成クラブからの相談に対し、運営マネージャーが関係機関と連携を図り支援を行うことができた。	△		待機数	28人 （令和4年5月1日時点）	待機児童対策として、川西北小学校、明峰小学校、多田小学校及び北陵小学校の4校の一室において、夏季休業期間中のみ育成クラブを開所することで、待機児童が減少し、児童の健全な育成を支援することができた。 特別な配慮が必要な児童に係る育成クラブからの相談に対し、運営マネージャーが関係機関と連携を図り支援を行うことができた。	◎
02		②	㊟	3	民間留守家庭児童育成クラブ	平成29年度から民間の留守家庭児童育成クラブが開設されており、今後も民間参入を促進するほか、安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保する。	入園所相談課	クラブ数	7クラブ	令和6年4月から久代小学校区、緑台小学校区及び陽明小学校区を対象に開設する民間留守家庭児童育成クラブの公募を行ったが、民間クラブを誘致することができなかった。 民間留守家庭児童育成クラブへの視察や助言に加え、物価高騰対策として一時支援金を交付し、安定的な運営を支援した。	△		クラブ数	7クラブ	令和4年4月から川西北小学校区に民間留守家庭児童育成クラブが1クラブ開所した。民間留守家庭児童育成クラブへの視察や助言に加え、物価高騰対策として一時支援金を交付し、安定的な運営を支援した。	○
02		②	㊟	4	留守家庭児童育成クラブの開所時間	学校休業日の午前8時からの開所及び平日（学校休業日含む）の午後7時までの延長育成を実施する。	入園所相談課	延長拡充月極利用者数	81人 （令和5年5月1日時点）	令和3年7月から引き続き、保護者負担の軽減を図るため、留守家庭児童育成クラブの平日の終了時間（延長育成）を19時、学校休業日の開始時間8時で利用を受け入れた。	◎		延長拡充月極利用者数	64人 （令和4年5月1日時点）	令和3年7月から引き続き、保護者負担の軽減を図るため、留守家庭児童育成クラブの平日の終了時間（延長育成）を19時、学校休業日の開始時間8時で利用を受け入れた。	◎
02		②	㊟	5	留守家庭児童育成クラブ職員の確保・育成	職員の確保に努める一方で、人材派遣等の民間事業者を活用した確保方策を進める。支援員については、内部の支援員研修や兵庫県学童保育協議会が実施する研修講座へ派遣等を行うとともに、特別な配慮を必要とする児童への対応に関しては、必要に応じて加配支援員を配置し、専門的な研修への参加の促進等により支援員の資質向上を図る。 また、支援員の新規採用時の研修や実務を通じ、クラブの役割理解向上を図るとともに、児童の発達や高学年児童への対応等について資質向上のための研修を行う。	入園所相談課 教育保育職員課	回数	23回	課主催の主任支援員への研修会を、食物アレルギー、ケガの手当てと熱中症、支援児の対応、人権、救急講習、コミュニケーションと情報共有、感染症のまん延防止と幅広いテーマで実施した。 また、県や国が主催する認定資格取得や支援員の資質向上などの外部研修への派遣も行った。 その他、新規採用の主任支援員には採用時研修を行っている。	◎		回数	24回	課主催の主任支援員への研修会を、救急講習、いじめ、人権、防犯、コミュニケーション、アナフィラキシーの対応、感染性胃腸炎と幅広いテーマで実施した。 また、県や国が主催する認定資格取得や支援員の資質向上などの研修、川西ロータリークラブが実施する外部研修への派遣も行なった。 その他、新規採用の主任支援員には採用時研修を行っている。	◎
02		②	㊟	6	留守家庭児童育成クラブの環境整備	児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	入園所相談課	整備箇所数	4か所	新型コロナウイルス感染症対策を中心に、手洗い場の改修や網戸の修繕、空調修繕を実施した。今後も必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	○		整備箇所数	4か所	新型コロナウイルス感染症対策を中心に、手洗い場の改修や網戸の修繕、天井の修繕を実施した。今後も必要に応じ施設の改修等を行い、運営や施設等の環境を整備する。	○
02		②	㊟	7	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の実施方策	留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体的・連携による実施をめざし、放課後子ども教室の運営方法および留守家庭児童育成クラブとの連携等を検討するための場を設ける。また、留守家庭児童育成クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図る。さらに、余裕教室の活用に関しては、留守家庭児童育成クラブ及び放課後子ども教室の設置にあたり、小学校と事前に十分な協議を行う。	生涯学習課 入園所相談課	一体的・連携による実施をしている小学校数	13か所	新型コロナウイルス感染症の位置づけが、2類相当から5類へ移行されたことから、活動休止中の放課後子ども教室が徐々に再開され、留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体的・連携による実施ができた。今後も留守家庭児童育成クラブに放課後子ども教室の実施内容の情報共有をし、児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図っていく。	○		一体的・連携による実施をしている小学校数	11か所	新型コロナウイルス感染症拡大の影響で一部の放課後子ども教室が活動中止となったが、11小学校で留守家庭児童育成クラブと放課後子ども教室の一体型または連携型による実施ができた。今後も留守家庭児童育成クラブに放課後子ども教室の実施内容の情報共有をし、児童の受け入れや引き渡し等について、双方が連携を図っていく。	○
02		②	㊟	8	クラブ運営マネージャーの配置	留守家庭児童育成クラブにおける保育の質の向上を図るため、クラブ運営マネージャーを配置し、各クラブの支援を実施する。	入園所相談課	訪問回数	69回	クラブ運営の支援やクラブ間のコーディネートを行うため、支援員対象の研修会の企画実施や支援員からの相談やトラブルに迅速な対応を行った。また、各クラブの運営状況調査から洗い出した問題点を中心にクラブ調査を実施し、問題点の改善や課題解決に向けての取り組みの検討を行った。今後も引き続き検討課題への取組を行う。独立棟の消防訓練の実施を行った。また、入所カンファレンスへの出席、支援が必要な児童に対し、関係機関との連携を行った。	◎		訪問回数	153回	クラブ運営の支援やクラブ間のコーディネートを行うため、支援員対象の研修会の企画実施や支援員からの相談やトラブルに迅速な対応を行った。また、各クラブの運営状況調査から洗い出した問題点を中心にクラブ調査を実施し、問題点の改善や課題解決に向けての取り組みの検討を行った。今後も引き続き検討課題への取組を行う。独立棟の消防訓練の実施、防犯訓練の実施も行った。また、入所カンファレンスへの出席、支援員面談のためクラブへの訪問も行った。	◎
02		②	㊟	9	留守家庭児童育成クラブの夏季休業期間のみの受け入れ	通年を基本としている留守家庭児童育成クラブの利用について、待機児童の多い校区を中心に、夏季休業中のみ育成クラブを開所し、児童の受け入れの実施を行う。	入園所相談課	実施箇所数	6か所	令和5年度においては、待機児童が多い川西北小学校、明峰小学校、多田小学校、北陵小学校、久代小学校及び緑台小学校（陽明小学校と合同実施）の6校で夏季休業期間中のみ育成クラブを開所した。	◎		実施箇所数	4か所	令和4年度においては、待機児童が多い川西北小学校、明峰小学校、多田小学校及び北陵小学校の4校で夏季休業期間中のみ育成クラブを開所した。	◎
02		②	㊟	10	【新規】留守家庭児童育成クラブの夏季休業期間における育成クラブの入所要件緩和による受け入れの検討	定員に空きがある留守家庭児童育成クラブ（上記№9の育成クラブを含む）で夏季休業期間中における入所要件緩和による受け入れを、一部校区で試行実施し、令和6年度以降の本格実施に向けて検討を行う。	入園所相談課	実施箇所数	2か所	令和5年度においては、清和台南小学校及び北陵小学校夏季休業期間中のみクラブで夏季休業期間中に入所要件緩和による受け入れを試行実施したが、人材確保に課題があり、令和6年度以降の本格実施は見送ることとした。	○	-	-	-	-	

No.			取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）				
目標	方向	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価	
02	②	㊟	11	【新規】留守家庭児童育成クラブ開所日の拡充	現在開所としている年末年始（12月28日・1月4日）などの開所日を拡充し、保護者負担の軽減を図る。	入園所相談課	実施箇所数	30クラブ	令和5年度において、年末年始（12月28日及び1月4日）及び入学・卒業式の日も開所し、保護者負担の軽減を図ることができた。	◎		-	-	-	-
02	②	㊟	12	【新規】留守家庭児童育成クラブの新規開設	待機児童が生じる校区において、留守家庭児童育成クラブを開設し、待機児童の解消を図る。	入園所相談課	実施箇所数	0か所	令和6年4月から久代小学校区、緑台小学校区及び陽明小学校区を対象に開設する民間留守家庭児童育成クラブの公募を行ったが、民間クラブを誘致することができなかった。	△		-	-	-	-
02	②	㊟	13	【新規】夏季休業期間中の留守家庭児童育成クラブへの昼食配食サービス	夏季休業期間中の留守家庭児童育成クラブの希望する児童に民間事業者の自主事業として昼食配食サービスを実施する。	入園所相談課	実施箇所数	30クラブ	市立留守家庭児童育成クラブの希望する児童に、中学校給食事業者による昼食（弁当）の配食サービスを実施した。	○		-	-	-	-
02	②	㊟	1	こんにちは赤ちゃん訪問	生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。また、訪問の際に絵本を届け、絵本を通して親子の時間を共有してもらう。	こども若者相談センター	訪問率	97.00%	保育士が生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を訪問し、個々の子育てについての相談に応じるとともに、子育てに関する情報を提供した。 また、赤ちゃんが生まれてはじめて読む絵本を選書しプレゼントを行った。 訪問率は9.3ポイント増加した。	○		訪問率	87.70%	保育士が生後4か月までの赤ちゃんがいるご家庭を訪問し、個々の子育てについての不安や悩み等の相談に応じるとともに、子育てに関する情報を提供した。 また、赤ちゃんが生まれてはじめて読む絵本を選書しプレゼントを行った。 コロナ禍が解消の兆しの中、訪問率は7％増加した。	○
02	②	㊟	2	親子の絆づくりプログラム“赤ちゃんがきた!”	生後2か月から5か月までの第一子を持つ母親が、プログラムに参加することで、子育てについて学びながら、育児の情報交換や悩みを共有することで、育児への不安の解消や母親同士の交流を図る。	こども若者相談センター	開催回数	対面開催 4回/4回コース	引き続き感染対策を講じながら、対面で事業を実施した。「親子絆プログラム」に沿って4回コースを4回実施した。 参加者は、育児の喜びや困りごとなどを、話し合いながら、子育てに必要な知識を学び、交流を深める事が出来た。	○		開催回数	対面開催 4回/4回コース オンライン1回/1回コース	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、対面での事業を再開した。「親子絆プログラム」に沿って4回コースを4回実施した。また、コロナ禍で、外出を躊躇う方のためにオンライン交流会「赤ちゃんといっしょ」を開催した。 参加者は、育児の喜びや困りごとなどを、話し合いながら、子育てに必要な知識を学び、交流を深める事が出来た。	○
02	②	㊟	3	育児支援家庭訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	こども若者相談センター	訪問件数	107件	委託業者による支援実績はなかったものの、市の専門的相談支援として家庭訪問を実施し、個々の家庭に合わせた適切な指導や支援の導入を実施することで、養育上の困難さを軽減することができた。	○		訪問件数	83件	委託業者による支援実績はなかったものの、市の専門的相談支援として家庭訪問を実施し、個々の家庭に合わせた適切な指導や支援の導入を実施することで、養育上の困難さを軽減することができた。	○
02	②	㊟	4	産後ヘルパー派遣	出産後6か月以内で、体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、日中家族の支援を受けることが困難な場合、家事や育児の支援を行う。	保健センター・予防歯科センター	派遣回数	111日	他の母子保健サービスの利用と合わせて申請される方も多く、年々派遣日数は増加傾向にある。 特に今年度は、非課税世帯や多胎児などの方の利用も多く、また利用可能上限まで使いきる方が多かったため、派遣日数が増加したと考えられる。	◎		派遣回数	61回	新型コロナウイルスの影響による県外移動の規制や外出に関するハードルが下がったこともあり、派遣回数は前年度より減少した。	△
02	②	㊟	5	家庭児童相談室の運営	18歳未満の子どもを養育している家庭の相談に応じる。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。	こども若者相談センター	相談延件数	9,339件	関係機関と連携をとりながら家庭訪問や相談対応に努めている。相談内容は複雑化、深刻化、長期化の傾向にある。	◎		相談延件数	9,450件	関係機関と連携をとりながら家庭訪問や相談対応に努めている。相談内容は複雑化、深刻化、長期化の傾向にある。	◎
02	②	㊟	6	利用者支援事業の実施	子ども及びその保護者等が教育保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所（地域子育て支援拠点等）で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施し支援する。	こども若者相談センター	窓口及び電話相談件数	640件	保護者の身近な場所で気軽に相談ができる体制を強化した。また、相談に応じて、必要な情報提供を行うとともに必要な関係機関に繋ぐ事が出来た。 【相談対応実績】 内訳 基本型および母子保健型 640件	△		窓口及び電話相談件数	450件	保護者の身近な場所で気軽に相談できる体制を強化した。また、相談内容により必要な情報提供を行うとともに必要な関係機関に繋ぐ事が出来た。 【相談対応実績】 内訳 基本型および母子保健型 450件	△
02	②	㊟	7	地域子育て支援拠点の運営及び増設	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に出向いて地域支援活動もあわせて行う。 また、提供区域内の地域実情や利用ニーズなどを総合的に検討し、令和6年度に市内全域で2カ所の増設を実施する。	こども若者相談センター 教育保育課	新規拠点施設設置数	0カ所	令和3年度、全中学校区に子育て支援拠点を整備し、保護者は生活圏で交流や相談をすることが可能となった。 今後、市内の実態を確認し、新たに拠点の設置が必要な地域の有無について検討する。	○		新規拠点施設設置数	0カ所	令和3年度、全中学校区に子育て支援拠点を整備し、保護者は生活圏で交流や相談をすることが可能となった。 今後、市内の実態を確認し、新たに拠点の設置が必要な地域の有無について検討する。	○
02	②	㊟	7	地域子育て支援拠点の運営及び増設	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に出向いて地域支援活動もあわせて行う。 また、提供区域内の地域実情や利用ニーズなどを総合的に検討し、令和6年度に市内全域で2カ所の増設を実施する。	こども若者相談センター 教育保育課	プレイルーム設置箇所数	6カ所	6箇所のプレイルームで事業を実施した。 【常設のプレイルーム】 ①アステ②キセラ③TSUNAGARI（明峰地区） 【出張プレイルーム】 ①北陵②けやき坂③東谷（0歳児交流会） プレイルームでは、イベントを実施し、保護者同士や子ども同士の交流の機会や場を提供するとともに、子育て関連情報を提供した。 また、相談員や保健師が子育て相談に応じた。	○		プレイルーム設置箇所数	6カ所	6箇所のプレイルームで事業を実施した。 【常設のプレイルーム】 ①アステ②キセラ③TSUNAGARI（明峰地区） 【出張プレイルーム】 ①北陵②けやき坂③東谷（0歳児交流会） プレイルームでは、親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、相談員や保健師が子育ての不安や悩みなどの相談に応じた。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
02	②	③	7	地域子育て支援拠点の運営及び増設	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に出向いて地域支援活動もあわせて行う。 また、提供区域内の地域実情や利用ニーズなどを総合的に検討し、令和6年度に市内全域で2カ所の増設を実施する。	こども若者相談センター 教育保育課	平均利用家庭数／日	アップルみなみ…3組 アップルちゅうおう…5組 アップルただ…5組 アップルまきのだい…11組 アップルかも…11組	子育て中の親子の交流促進や育児相談を行い、子育て家庭を支える取り組みの充実を図った。	○		平均利用家庭数／日	アップルみなみ…3組 アップルちゅうおう…5組 アップルただ…5組 アップルまきのだい…11組 アップルかも…11組 タプリエ…9組 キオラクラブ…1組 まるの間…3組	子育て中の親子の交流促進や育児相談を行い、子育て家庭を支える取り組みの充実を図った。	○
02	②	④	7	地域子育て支援拠点の運営及び増設	親子の交流の機会や子育て関連情報を提供するとともに、保育士や相談員が子育ての不安や悩みなどの相談に応じる。また、地域に出向いて地域支援活動もあわせて行う。 また、提供区域内の地域実情や利用ニーズなどを総合的に検討し、令和6年度に市内全域で2カ所の増設を実施する。	こども若者相談センター 教育保育課 こども政策課	平均利用家庭数／日	こども・若者ステーション…21組 アステ…14組 TSUNAGARI…5組 アップルみなみ…3組 アップルちゅうおう…7組 アップルただ…5組 アップルまきのだい…11組 アップルかも…11組 タプリエ…3組 キオラクラブ…1組 まるの間…4組 久代児童センター…3組 総合センター…7組	子育て中の保護者とこども、保護者同士。こども同士の交流を促進するとともに、子育て相談や情報提供を行い、子育て家庭を支える取り組みの充実を図った。結果、約6割の実施設で1日の平均利用家庭数が増加した。	○		新規拠点 施設設置数	0カ所	令和3年度、全中学校区に子育て支援拠点を整備し、保護者は生活圏で交流や相談をすることが可能となった。 今後、市内の実態を確認し、新たに拠点の設置が必要な地域の有無について検討する。	○
02	②	④	8	赤ちゃん交流会	地域子育て支援拠点において、0歳児親子の交流会を開き、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行うほか、子育てについて話し合う機会を提供する。	こども若者相談センター	開催回数	対面44回	引き続き衛生対策を講じながら、参加人数の制限等は設けずに交流会を開催した。 参加者は、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行いながら、お互い情報交換をしながら交流を深めた。	○		開催回数	対面47回 オンライン3回	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら参加人数の制限や開催場所等を考慮して、交流会を開催した。 参加者は、手遊びや絵本の読み聞かせなどを共有しながら、お互いの情報交換を通じて交流を深めた。	○
02	②	④	9	多胎児交流会	多胎児のいる保護者同士の交流の場として、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママからのアドバイス等を行う。	こども若者相談センター	開催数	対面14回	引き続き衛生対策を講じながら、対面で14回（うち土曜日開催2回）を開催することが出来た。多胎育児の相談や情報交換、ふれあい遊び等を通じて、保護者同士が、多胎児ならではの悩みや喜び、楽しさを共有することができた。	○		開催数	対面14回 オンライン1回	コロナ禍解消の兆しのなかで、対面で14回（うち土曜日開催2回）を開催することが出来た。また、オンラインでの交流会を1回開催した。多胎育児についての相談や情報交換、ふれあい遊び等を通じて、保護者同士が、多胎児ならではの悩みや喜び、楽しさを共有することができた。	○
02	②	④	10	幼児クラブ（未就学児対象）	久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び（夏期）、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、まちの子育てひろば（遊び場の開放・相談）等を実施する。	こども政策課	幼児クラブ	1321人	幼児を対象とした行事を全61回開催し1029人の参加があった。前年度と比較すると18%となっており、今後はより参加者の年齢や傾向を分析し、ニーズにあった事業を計画していく必要がある。	○		人数	1564人	令和3年度はコロナ禍の影響で開催できない事業が多くあったが、規制が緩和され事業が予定どおり実施できたことから、児童を対象とした行事を全34回開催し304人の参加、幼児を対象とした行事を全92回開催し1260人参加と開催回数と利用者ともに大幅に増加した。	◎
02	②	④	11	かわにし子育てフェスティバル	子育てに関わる機関・団体が一堂に集まり、おもちゃづくりや人形劇、子育てサロン等を通じて、子育て情報の提供を行い、楽しい子育てを応援する。	こども若者相談センター	遊び	598人	令和5年度は、会場をキセラプラザに変更し、衛生対策を講じながら、参加定員等の制限を設けることなく実施した。参加者は、各団体のブースで体験・見学・観劇などを楽しみ交流を深めることが出来た。	○		参加者数	470人	新型コロナウイルス感染症拡大により、2カ年開催を見送ったが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、開催を2部に制し、参加定員を設けて実施した。参加者は、各団体のブースで体験・見学・観劇などを楽しみ交流を深めることが出来た。	○
02	②	④	12	子育て講座等の開催	親子で参加し楽しめる講座や、父親が参加しやすい講座、妊婦や0歳児とその保護者を対象にしたファミリーコンサート等を開催し、楽しい子育てを支援する。	こども若者相談センター	子育てステップアップ講座参加者数	360人	感染対策を講じながら、参加者の人数制限を解除し、「親子で忍者」「親子で運動会」「にこにこファミリーコンサート」を総合センターと共催で開催した。 参加者は、親子でふれあいながら楽しい時間をすごすことができた。	○		子育てステップアップ講座参加者数	95人	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながら、「親子で忍者」「親子で運動会」「にこにこファミリーコンサート」を総合センターと共催で開催した。 参加者は、親子でふれあいながら楽しい時間をすごすことができた。	○
02	②	④	13	すくすくガイドブックの発行	各種子育て支援事業の紹介、幼稚園や保育所、親子で出かけることができる場所等を掲載し、子育て中の人や転入者に配布する。	こども若者相談センター	配布数	10,000冊	内容を更新（毎年）し、子育て世代に広く配布し情報発信に努めた。 【主な配布先】 ①川西市保健センターで妊娠届時に配布 ②こんにちはあかちゃん訪問時に配布 ③乳幼児健康診査時に配布 ④保育園所や幼稚園等の在籍児に対し家庭数を配布 ⑤地域子育て支援拠点にて配布 ⑥市内公施設にて配布	○		配布数	10,000冊	内容を更新（毎年）し、子育て世代に広く配布し情報発信に努めた。 【主な配布先】 ①川西市保健センターで妊娠届時に配布 ②こんにちはあかちゃん訪問時に配布 ③乳幼児健康診査時に配布 ④保育園所や幼稚園等の在籍児に対し家庭数配布 ⑤地域子育て支援拠点 ⑥市内公施設	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
02	②	④	14	子育て情報提供の充実	保育所の子育て情報誌の発行や子育て情報紙などの各種媒体を活用した子育て支援に関する情報提供など従来の広報媒体での発信に加え、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」の充実を図り、未就学児の保護者に対し子育て支援情報を発信する。	こども政策課	登録件数	3,200件 令和6年3月末時点	令和2年度に引き続き、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」による、子育て情報などに関する情報発信に努めた。また、アプリ上で利用者アンケートを実施し「満足」「どちらかといえば満足」の合計は70%であり、一定の評価を受けている。	◎		登録件数	2,468件 令和5年3月末時点	令和2年度に引き続き、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」による、子育て情報などに関する情報発信に努めた。また、アプリ上で利用者アンケートを実施し「満足」「どちらかといえば満足」の合計は67%であり、一定の評価を受けている。	◎
02	②	④	14	子育て情報提供の充実	保育所の子育て情報誌の発行や子育て情報紙などの各種媒体を活用した子育て支援に関する情報提供など従来の広報媒体での発信に加え、子育て支援アプリ「かわにし子育てNavi」の充実を図り、未就学児の保護者に対し子育て支援情報を発信する。	こども若者相談センター	情報発行回数（媒体数）	3媒体	かわにし子育てNaviの登録者数が増加している。子育てNaviの登録促進を図っており、子育て中の親子に紹介を行っている。また、子育てNaviを活用し事業の通知および子育て情報の提供を行っており、事業の参加者の増加につながっている。	○		情報発行回数（媒体数）	3媒体	かわにし子育てNaviの登録者数が増加している。子育てNaviの登録促進を図っており、子育て中の親子に紹介を行っている。また、子育てNaviを活用し事業の通知および子育て情報の提供を行っており、事業の参加者の増加につながっている。	○
02	②	④	15	民生児童委員の活動	地域における子育て支援の充実を図るため、児童福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対し、子育て相談や見守り等、子育て支援の円滑実施に資するための活動助成を実施する。	地域福祉課	子どもに関する相談・支援件数	390件	地域福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対して活動補助金を支給した。また、子育て相談や見守り活動、まちの子育て広場の開催など、福祉委員会等関係団体との連携を図りながら支援活動の推進に努めた。	○		子どもに関する相談・支援件数	294件	地域福祉に精通した民生委員・児童委員、主任児童委員に対して活動補助金を支給し、子育て相談や見守り活動、まちの子育て広場の開催など、福祉委員会等関係団体との連携を図りながら支援活動の推進に努めた。	○
02	②	④	16	市立保育所等苦情解決制度	「川西市保育所等苦情解決制度」に基づき、市立保育所・認定こども園における保育の実施にかかる苦情、意見及び要望について適切な解決を図る。	教育保育課	制度を利用した苦情解決件数	0件	「川西市立保育所等苦情解決制度」を整備し、保護者への周知を徹底している。	○		制度を利用した苦情解決件数	0件	「川西市立保育所等苦情解決制度」を整備し、保護者への周知を徹底している。	○
02	②	④	17	子育てコーディネーター	産前から産後、子育て期の一貫したサポート体制として、子育てコーディネーターが子育ての相談や情報提供、アドバイスを行う。	こども若者相談センター	相談件数	840件	令和5年5月から、子育てコーディネーターを3名増員し身近な子育ての相談窓口として相談等を実施した。 また、コーディネーターの名刺やチラシ、HP、講座の開催等、ツールを活用しながら、広く周知を図った。 相談では、個々のニーズに寄り添い、必要な情報提供を行い、関係機関に繋ぐ等、安心して子育て出来るようサポート出来た。	◎		相談件数	186件	令和4年7月から、こども・若者ステーションに子育てコーディネーターを配置した。 身近な子育ての相談窓口である子育てコーディネーターの存在を名刺やチラシ、HP、デジタルサイネージ、マスコミ等のツールを活用しながら広く周知に努めた。 相談では、個々のニーズに寄り添い、必要な情報提供を行い、関係機関に繋ぐ等、安心して子育て出来るようサポート出来た。	◎
02	②	④	18	【新規】（仮称）こども家庭センターの設置に向けた検討	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「（仮称）こども家庭センター」の設置を検討する。	こども政策課 こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター	-		各関係機関と会議にて検討を行い、令和6年4月1日付で児童福祉と母子保健の一体化に関する要綱を策定した。相談支援機能の一体化を目的とし、センター長1名及び統括支援員1名を配置し、実施体制の整備を行った。	◎		-	-	-	-
02	②	④	1	こども医療費助成制度	小学4年生から中学3年生の子どもの通院・入院医療費と高校3年生（高等学校などに通っていない方も対象）までの入院医療費の全部を助成する。（所得制限なし。）	医療助成・年金課	受給者数	8,064人	川西市こども医療費助成事業実施要綱に基づき、健康保険加入の小学4年生から中学3年生までの子どもの通院・入院医療費と高校3年生までの入院医療費を助成。令和5年7月からは所得制限を撤廃。	◎		受給者数	5903	川西市こども医療費助成事業実施要綱に基づき医療費の助成を実施した。※令和3年7月1日診療分から自己負担額を1割から無料に変更した。	○
02	②	④	2	乳幼児等医療費助成制度	0歳児から小学3年生の乳幼児等の通院・入院医療費の全部を助成する。（所得制限なし）。	医療助成・年金課	受給者数	10,745人	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、健康保険加入の0歳から小学3年生までの子どもの医療費を助成。令和5年7月からは所得制限を撤廃。	◎		受給者数	10053	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。	○
02	②	④	3	出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給する。	国民健康保険課	被保険者数に対する申請割合	0.25%	申請件数はR4年度は54件、R5年度は66件と増加している。一方被保険者数も少子高齢化に伴い減少しているため、4月～3月の平均被保険者数に対する申請割合では、R4年度0.19%、R5年度0.25%と増加している。	○		被保険者数に対する申請割合	0.19%	申請件数はR3年度は56件、R4年度は54件と減少している。一方被保険者数も少子高齢化に伴い減少しているため、4月～3月の平均被保険者数に対する申請割合では、R3年度0.19%、R4年度0.19%と同等となっている。	○
02	②	④	4	利用者負担の適正な設定	教育保育認定を受けた子どもの施設型給付・地域型保育給付の対象となる幼稚園・保育所等の利用者負担について、多子世帯を軽減するとともに、負担能力に応じて適正に設定する。	入園所相談課	対象者数	1,086人	2人以上の子どもが保育所等に同時入所している家庭や、多子世帯の保育料を軽減するとともに、負担能力に応じた保育料を設定した。	○		対象者数	1,068人	2人以上の子どもが保育所等に同時入所している家庭や、多子世帯の保育料を軽減するとともに、負担能力に応じた保育料を設定した。	○
02	②	④	5	留守家庭児童育成クラブ育成料の減免	子どもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。	入園所相談課	人数	412人	育成料減免申請書を提出した者の中で、減免理由に該当する世帯に対し、育成料の軽減を行った。	◎		人数	324人 （令和5年1月31日時点）	育成料減免申請書を提出した者の中で、減免理由に該当する世帯に対し、育成料の軽減を行った。	◎
02	②	④	6	児童手当の支給	国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している人を対象に支給する。	こども支援課	受給対象児童数	183,673人	適正な事務処理に努めた。	○		受給対象児童数	192,328人	適正な事務処理に努めた。	○
02	②	④	7	要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	義務教育年齢の児童及び生徒がいる世帯で、経済的理由により就学に要する費用の支払いが困難な保護者に対して、その費用の一部を援助する。	教育総務課	対象児童生徒数	1,291人	経済的理由により就学に要する費用の支払いが困難な保護者に対して、その費用の一部を援助した。	○		対象児童生徒数	1,266人	経済的事由により、就学困難な児童・生徒の保護者へ就学に係る費用の一部を援助した。	○
02	②	④	8	幼児教育保育無償化	0～2歳児（住民税非課税世帯）の保育料を無償とし、3～5歳児の幼稚園・保育所、認定こども園等の保育料を無償とする。	入園所相談課	対象者数	3,340人	対象者の認可保育施設の保育料を無償とするほか、私立幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業においても施設等利用費の給付を行った。	○		対象者数	3469	対象者の認可保育施設の保育料を無償とするほか、私立幼稚園、預かり保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業においても施設等利用費の給付を行った。	○
02	②	④	9	多様な集団活動事業の利用支援事業	地域子ども・子育て支援事業として、就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児にかかる利用料に関する支援を行うことにより、保護者の経済的負担の軽減を図る。	入園所相談課	利用者数	1人	申請件数は減った。施設への聞き取りの結果、保育の必要性がある保護者の増加により無償化の補助をうけているため、本事業の活用が必要がなかったためと分かった。	○		利用者数	5人	制度の周知には努めたが、申請件数は減った。申請件数の増加を目指し、一層の周知徹底を図る。	○
02	②	⑤	1	母（父）子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の保護者と子ども及び両親のいない子どもに対し、通院・入院医療費の一部（ただし、高校生等の入院費については全部）を助成する。（所得制限あり。）	医療助成・年金課	受給者数	560人	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、健康保険加入のひとり親家庭の保護者と子ども及び両親のいない子どもに対し通院・入院医療費の一部（高校生等の入院費については全部）を助成。所得制限あり。	○		受給者数	551	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。（0歳～小学3年生は乳幼児等医療費助成制度を利用している。）	○

No.			取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）				
目標	方向	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価	
02	②	⑤	2	ひとり親家庭相談	母子家庭、父子家庭の子どもを養育していくうえでの悩みや就労についての支援を行う。	こども支援課	相談延件数	2974件	ひとり親家庭の養育相談、就労についての支援を行った。より一層寄り添い支援を図る。	○		相談延件数	2662件	ひとり親家庭の養育相談、就労についての支援を行った。より一層寄り添い支援を図る。	○
02	②	⑤	3	児童扶養手当の支給	父または母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。（所得制限あり。）	こども支援課	受給資格者数	975人	適正な事務処理に努めた。	○		受給資格者数	1021人	適正な事務処理に努めた。	○
02	②	⑤	4	母子父子寡婦福祉資金貸付	県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。	こども支援課	新規貸付者数	0人	さらに制度の周知を図るよう努める。	○		新規貸付者数	0人	さらに制度の周知を図るよう努める。	○
02	②	⑤	5	母子父子自立支援プログラム策定	児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子・父子自立支援プログラムを策定する。	こども支援課	自立支援プログラム策定人数	1人	母子・父子自立支援プログラムを生活支援室やハローワークと連携し支援を行った。	○		自立支援プログラム策定人数	3人	母子・父子自立支援プログラムを生活支援室やハローワークと連携し支援を行った。	○
02	②	⑤	6	母子生活支援施設入所委託	母子生活支援施設に委託し、離別し18歳未満の子どもを育てている母親や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。	こども若者相談センター	入所世帯数	2世帯	母子が安心して生活でき、自立できるよう支援を行った。	◎		入所世帯数	4世帯	母子が安心して生活でき、自立できるよう支援を行った。	◎
02	②	⑤	7	母子父子福祉応急資金貸付	母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。	こども支援課	給付決定数	0人	経済的な自立へつながるよう支援していく。	○		給付決定数	0人	経済的な自立へつながるよう支援していく。	○
02	②	⑤	8	自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の60%を支給する。	こども支援課	支給対象者数	2人	スキルアップは、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。	○		支給対象者数	4人	スキルアップは、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。	○
02	②	⑤	9	高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のために半年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	こども支援課	支給対象者数	18件	資格の取得は、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。（実績には修了支援給付金を含む）	○		支給対象者数	10件	資格の取得は、ひとり親家庭の安定した就業につながるため、引き続き周知を図る。（実績には修了支援給付金を含む）	○
02	②	⑤	10	母子加算の実施	生活保護におけるひとり親世帯の自立を支援するため、母子加算を実施する。	生活支援課	母子加算実施世帯数	80世帯	生活保護における母子加算の要件を満たす全世帯に母子加算を実施した。	◎		母子加算実施世帯数	78世帯	生活保護における母子加算の要件を満たす全世帯に母子加算を実施した。	◎
02	②	⑤	11	市営住宅の維持管理	年間空き家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。	住宅政策課	戸数	6戸	第1回入居者募集で3戸、第2回入居者募集で3戸。年間6戸の優先枠を確保した。	○		戸数	4戸	第1回入居者募集で2戸、第2回入居者募集で2戸。年間4戸の優先枠を確保した。	○
02	②	⑤	12	障がい児への医療扶助	重度障がい児と中度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部（ただし、高校生等の入院費については全部）を助成する。（所得制限あり。）	医療助成・年金課	受給者数	26人	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき、重度障がい児と中程度障がい児に対し、通院・入院医療費の一部（高校生の入院費については全部）を助成。所得制限あり。	○		受給者数	25	川西市福祉医療費の助成に関する条例に基づき医療費の助成を実施した。（対象年齢は0歳～74歳。0歳～中学3年生は乳幼児等・こども医療費助成制度を利用している。）	○
02	②	⑤	13	自立支援医療（育成医療）	18歳未満の障がい児、または治療を行わない場合将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、その身体障がいを除去、軽減、または防止するための医療について、医療費の一部を給付する。	こども支援課	受給者実人数	26人	障がいの軽減等のために必要な医療を受けられるよう、申請に基づき給付を行い、医療費負担の軽減を図っている。	○		受給者実人数	24人	障がいの軽減等のために必要な医療を受けられるよう、申請に基づき給付を行い、医療費負担の軽減を図っている。	○
02	②	⑤	14	障がいのある子どもへの支援	認定こども園、保育所、幼稚園、小中学校、留守家庭児童育成クラブ等において、障がいのある幼児・児童生徒一人ひとりの状況に応じて保育士・教諭等の加配（介助員）を配置し、ニーズに対応した支援を行う。	インクルーシブ推進課 教育保育職員課 入園所相談課	加配人数	212人 （令和5年度末時点）	支援の必要な子どもがいる施設において、状況に応じて加配の配置に配慮した。	○		加配人数	182人 （令和4年度末時点）	支援の必要な子どもがいる施設において、状況に応じて加配の配置に配慮した。	○
02	②	⑤	15	障がいのある子どもへの支援	市立学校を訪問し、特別な支援が必要な児童の観察や、特別支援加配、生活指導相談員、管理職との面談を実施し、指導助言を行う。	インクルーシブ推進課	学校訪問	24回	担当指導主事が各学校へ訪問して対象児童の状況を把握し、学校特別支援加配及び生活指導相談員に面談を行い、指導助言を行った。	○		学校訪問	48回	担当指導主事が各学校へ年2回訪問して対象児童の状況を把握し、全ての介助員等に面談を行い、指導助言を行った。	○
02	②	⑤	16	特別支援教育児童生徒就学奨励費の支給	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助する。	教育総務課	対象児童生徒数	409人	市立小中学校の特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を援助した。	○		対象児童生徒数	326人	経済的事由により、就学困難な児童・生徒の保護者へ就学に係る費用の一部を援助した。	○
02	②	⑤	17	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。（所得制限あり。）	こども支援課	受給権者数	460人	適正な事務処理に努めた。	○		受給権者数	436人	適正な事務処理に努めた。	○
02	②	⑤	18	介護給付費の支給	保護者負担を軽減するため、居宅介護及び短期入所にかかる給付費を支給し、児童が安心して生活できるよう支援する。	こども支援課	利用者実人数	33人	居宅介護6人、短期入所27人、合計33人（重複利用なし）が利用。必要に応じて的確なサービスの支給決定を行っている。	○		利用者実人数	105人	居宅介護11人、移動支援24人、短期入所84人、合計105人（合計については重複利用の14人を除く）が利用。必要に応じて的確なサービスの支給決定を行っている。	◎
02	②	⑤	19	障害児福祉手当	重度の障がいがあるために常時介護を必要とする20歳未満の人に支給する。（所得制限あり。）	こども支援課	受給者延人数	1202人	常時介護を要する在宅の障がい児に月額15,220円（R5.3月までは月額14,850円）を支給し、経済的負担を軽減することで、生活支援を図っている。また、障害者手帳交付時、該当者に対し手当の申請を促している。	○		受給者延人数	1,105人	常時介護を要する在宅の障がい児に月額14,850円（R4.3月までは月額14,880円）を支給し、経済的負担を軽減することで、生活支援を図っている。また、障害者手帳交付時、該当者に対し手当の申請を促している。	○
02	②	⑤	20	【新規】 移動支援事業の実施	屋外での移動が困難な障がい児等について、社会生活上必要な外出や余暇活動等社会参加のための外出の際にガイドヘルパーを派遣する。	こども支援課	利用者実人数	18人	屋外での移動に著しい制限のある全身性障がい児、知的障がい児、または一人での外出が困難である発達障がい児の人などを対象に、外出のための支援を行っている。	○		-	-	-	-
02	②	⑤	21	【新規】 日中一時支援事業の実施	障がい児の家族の就労支援及び一時的な休息のため、日中、障がい児に活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的な訓練を行う。	こども支援課	利用者実人数	61人	障がい児等を日常的に介護している家族の一時的な休息や、障がい児等の家族の就労支援のために、障がい者等の日中における活動の場を提供している。	○		-	-	-	-

No.			取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）				
目標	方向	項目				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価	
02	②	㊦	22	障害児相談支援	在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児の心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。	こども支援課	利用者 実人数	1312人	令和5年度末時点で、すべての障害児通所支援利用者に対して、相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画が作成されている。相談人数が増加する一方、令和5年度には障害児相談支援事業所も2カ所増加した。	○		利用者 実人数	1241人	令和4年度末時点で、すべての障害児通所支援利用者に対して、相談支援事業所が作成した障害児支援利用計画が作成されている。	○
02	②	㊦	23	放課後等デイサービス	療育の必要な20歳未満の就学児童を対象として、学校と連携・協働し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。	こども支援課	利用者 実人数	799人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数が依然として増えている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○		利用者 実人数	716人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数が依然として増えている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○
02	②	㊦	24	児童発達支援センター	川西さくら園において、施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童及びその家族を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、機能回復訓練、生活適応訓練等の療育及び療育方法の指導を実施する。	こども支援課	利用者 実人数	60人	作業療法士等の専門職員を配置し、障がいや発達の状態に応じて訓練、指導及び保育等の療育を行っている。保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって療育できる体制の整備に努めている。利用者数が減少傾向にあり、センターとしてのあり方を見直す必要がある。	○		利用者 実人数	61人	作業療法士等の専門職員を配置し、障がいや発達の状態に応じて訓練、指導及び保育等の療育を行っている。保護者に対しても療育に必要な知識、技術の指導を行い、施設と家庭が一体となって療育できる体制の整備に努めている。	○
02	②	㊦	25	児童発達支援	施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。	こども支援課	利用者 実人数	539人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数の増加数は落ち着いている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○		利用者 実人数	570人	事業者数の増加により、供給量は充実してきた。利用人数が依然として増えている一方、個々のニーズに応じた良質なサービスが求められる。平成30年度から新規事業所の開設における総量規制が県により実施され、真に必要とする事業所の参入、全体的なサービスレベルの向上が必要である。	○
02	②	㊦	26	保育所等訪問支援	保育所や学校等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を実施する。	こども支援課	利用者 実人数	57人	保育所等と保護者、事業者間の取り決めの基準および実施手順を定め、関係機関に周知を行っている。	○		利用者 実人数	50人	保育所等と保護者、事業者間の取り決めの基準および実施手順を定め、関係機関に周知を行っている。	○
02	②	㊦	27	居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等があり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施する。	こども支援課	利用者 実人数	0人	令和2年4月1日より児童発達支援センター川西さくら園において、居宅訪問型児童発達支援事業を実施している。利用対象者はいなかったが、利用者のニーズを把握しながら、必要な人に適切なサービスを実施できるよう進めていく。	○		利用者 実人数	0人	令和2年4月1日より児童発達支援センター川西さくら園において、居宅訪問型児童発達支援事業を実施している。利用対象者はいなかったが、利用者のニーズを把握しながら、必要な人に適切なサービスを実施できるよう進めていく。	○
02	②	㊦	28	重度心身障害者（児）介護手当	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児（者）を介護している人を対象に支給する。所得等の制限あり。	こども支援課	受給者 実人数	2人	市民税非課税世帯であり、重度心身障がい児（者）が自立支援給付サービスまたは介護保険サービスを利用していない場合、その介護者に対して年額10万円を支給し、負担軽減を図っている。	○		受給者 実人数	1人	市民税非課税世帯であり、重度心身障がい児（者）が自立支援給付サービスまたは介護保険サービスを利用していない場合、その介護者に対して年額10万円を支給し、負担軽減を図っている。	○
02	②	㊦	29	補装具費の支給	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にしたり、障がい児が将来社会人として自立するための素地を育成するために必要な車いす、補聴器等の補装具の購入、修理、貸与に係る費用を支給する。	こども支援課	利用者 実人数	22人	身体機能を補完・代替する用具について購入・修理する費用の給付を行い、負担軽減を図っている。	○		-	-	-	-
02	②	㊦	30	日常生活用具の給付	障がい児が自立した日常生活を営むための便宜を図るため、障がいの種類や程度に応じて日常生活用具の給付を行う。	こども支援課	利用者 実人数	22人	障がいのある児童の日常生活の手助けになる用具等の給付を行い、負担軽減を図っている。	○		-	-	-	-
02	②	㊦	31	軽・中度難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度または中等度の難聴児について、補聴器購入費の一部を助成する。	こども支援課	助成人数	4人	助成対象者が限られていることもあり、毎年件数は少ないものの、購入費用の一部を助成することにより負担軽減を図り、言語の習得等、発育を支援している。	○		助成人数	2人	助成対象者が限られていることもあり、毎年件数は少ないものの、購入費用の一部を助成することにより負担軽減を図り、言語の習得等、発育を支援している。	○
02	②	㊦	32	医療的ケア児に対する支援体制の充実	医療的ケアを要する障がい児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図る協議の場を設置し、支援体制の充実を図る。	インクルーシブ推進課	協議の場	1箇所	川西市内の学校園所における医療的ケアの実施体制の整備に関する運営協議会を設置した。令和5年度は、会議を2回開催し、医療的ケアの現状や支援における課題等を議論した。	○		協議の場	1箇所	平成30年度に川西市障がい者自立支援協議会専門部会である「こども支援部会」において、協議の場を設置した。令和4年度は、4回会議を開催し、医療的ケア児等への支援における課題等を議論した。	○
02	②	㊦	33	【新規】ペアレント・トレーニング受講機会の提供	発達が気になる子どもを持つ保護者や、子どもとの関わり方に悩む保護者を対象に子育てのコツを学ぶ講習会を実施する。	こども支援課 こども若者相談センター	開催回数	3回×3クール （日曜日開催2クール）	プロポーザル方式にて、業者の選定を行い、全9回のペアレントトレーニングを開催した。講義とホームワークを繰り返すことで、効果的な褒め方などの育児スキルの向上、同じ境遇の保護者との交流で共感や安心感、トレーニングを通じて子どもへの理解を深める機会を提供できた。また、個別相談を行うことで育児ストレスの緩和や育児不安の軽減に努めることができた。	◎		-	-	-	-
02	②	㊦	33	【新規】ペアレント・トレーニング受講機会の提供	発達が気になる子どもを持つ保護者や、子どもとの関わり方に悩む保護者を対象に子育てのコツを学ぶ講習会を実施する。	こども支援課 こども若者相談センター	受講者数	13人	9月から11月にかけて、主に未就学児を対象としたトレーニングを実施した。引き続きトレーニングの受講機会を提供できるよう努める。	○		-	-	-	-
03	①	㊦	1	久代児童センターの運営	幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊び、季節の行事等を実施する。児童を対象にした工作教室や季節の行事等を実施する。また、児童に対して自由来館形式による居場所づくりを行う。	こども政策課	人数	9740人	新型コロナウイルス感染症が5類に緩和され、自由に行動できる範囲が広がったことにより、児童の一日あたりの利用者が増えたため、全体の利用者人数が増加したと考えられる。	○		人数	9435人	乳幼児から児童を対象とした各種教室やプログラムを実施。令和3年度はコロナ禍の影響で開催できない事業が多くあったが、規制が緩和され事業が予定どおり実施できたことから利用者人数は増加した。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
03		①	2	遊び場の開放	幼児とその保護者を対象に遊戯室・体育室を、小学生を対象に体育室を開放し、幼児・児童の仲間づくりの場を提供する。	総合センター	参加者数	3094人	幼児とその保護者の体育室や遊戯室の開放は継続的に実施しており、児童・幼児の仲間づくりの場の提供には寄与していると考えている。	○	体育室開放213 遊戯室開放1639 小学生児童館開放1242	参加者数	3705人	幼児とその保護者の体育室や遊戯室の開放は継続的に実施しており、新型コロナウイルスの収束状況に合わせて家から外に出られ、センターを利用される人数も徐々に回復しており児童・幼児の仲間づくりの場の提供には寄与していると考えている。	◎
03		①	3	知明湖キャンプ場管理の運営	知明湖キャンプ場を管理・運営する。	文化・観光・スポーツ課	利用者	20502人	新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、多くの子どもたちに野外活動に触れる場を提供することができた。しかし、新しく指定管理になったことで、利用者のルールも一新された。しばらくは地域住民からの問い合わせも増えるため、対応していかなければならない。	○		利用者	21513人	新型コロナウイルス感染症の影響はあったが、多くの子どもたちに野外活動に触れる場を提供することができ、施設の利用者数は大幅に増加した。	◎
03		①	4	公民館の運営	市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化等の講座を開催する。	公民館	講座回数	250回	一年間を通じて公民館講座を開催し、「子ども茶道教室」等の子ども・親子対象の講座を開催した。	○		講座回数	245回	一年間を通じて公民館講座を開催し、「子ども茶道教室」等の子ども・親子対象の講座を開催した。	○
03		①	5	図書館の運営	司書の選定した絵本や児童図書、子育てに関する図書を収集、整理、保存し、貸し出しを行うとともに、閲覧の場を提供する。電子図書館に児童向けコンテンツや育児関連コンテンツを拡充し、来館不要の読書環境を提供する。	中央図書館	貸出者数	①15,928人 ②752人	①図書館での貸出人数は全体で前年度比0.8%減少した。高校生以下の貸出者数は、前年度比4.4%減少した。②電子図書館での貸出人数は全体で前年度比17.6%増加した。高校生以下の貸出者数は、前年度比34.5%増加した。電子図書館の学校連携が周知されたことによると考える。	◎		貸出者数	16,669人	貸出人数は全体で前年度比2.4%減少した。高校生以下の貸出者数は、前年度比9.5%減少した。コロナ禍（オミクロン株）の第6・7・8波による影響によるものとする。	△
03		①	6	地域の声を生かした公園のリノベーション	公園の理想的な使い方を、地域の方がワークショップを活用して市民ニーズや意見を収集し、まとめ、それらを反映した公園のルール作りを進めている。	公園緑地課	地域団体等との協議（ワークショップ）回数	1回	昨年度に引き続き、自治会や地域住民とともに大学の協力も得ながらワークショップを実施し、地域の意見集約、公園のルールづくりを行った。	◎		地域団体等との協議（ワークショップ）回数	3回	昨年度に引き続き、自治会や地域住民とともに大学の協力も得ながら公園のルール作りについて、ワークショップを通じた検討を進めた。	○
03		①	1	青少年団体活動補助金	川西市子ども会連絡協議会や川西リーダー隊、ボーイスカウトおよびガールスカウトなどの青少年健全育成団体の活動支援を行う。	生涯学習課	対象団体数	4団体	各青少年育成団体の活動補助を行うことで、子どもたちの健全育成を支援することができた。	○	川西リーダー隊補助金については、スポーツ少年団補助金（文化・観光・スポーツ課）へ一本化されたことに伴い廃止	対象団体数	5団体	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、活動を縮小される団体も見られたが、各青少年育成団体の活動補助を行うことで、子どもたちの健全育成を支援することができた。	◎
03		①	2	世代間交流	久代児童センターにおいて、季節ごとの事業に併設している老人福祉センターの利用者に参加してもらい世代間交流を図る。	こども政策課	事業実施件数	5回	老人福祉センターや隣接するアソシアジョブ川西の方と、行事と通じて交流を図った。また、就園前の子ども達と近隣の公立幼稚園を訪問し交流をはかった。	○		事業実施件数	2件	老人福祉センターとの交流は実施できなかったが、子どもとその保護者を対象としたクリスマス会で地域住民の方に出し物を披露いただき、節分の会では隣接するアソシア・ジョブ川西の方に参加いただき世代間交流を図った。	○
03		①	3	幼児教室の開催	0歳とその保護者を対象に「わらべ歌、産後ダンス」、1歳とその保護者を対象に「1歳のひろばONEだーらんど」、2歳児とその保護者を対象に「たんぽぽくらぶ」、3歳児とその保護者を対象に「ばんだくらぶ」、1歳から3歳の幼児とその保護者を対象に「親子で遊ぶDAY」、外部講師による読み聞かせ「おはなしらんど」を実施する。	総合センター	参加者数	1500人	子育てに不安を感じている保護者のニーズに対応し、昨年度と比べて事業の回数を増やしたことから、相談や友達作り等ができる場の確保に努めた結果、参加者が増加した。	◎	わくわくひろば411 わらべうた76 親子632 おはなし156 ステップアップ129 ねころびアート45 オンライン2 児童館共催事業49	参加者数	980人	子育てに不安を感じている保護者のニーズに対応し、よみかかせの事業の再開や相談や友達作り等ができる場の確保に努めた結果、参加者が増加した。	◎
03		①	4	児童教室の開催	小学生を対象に、将棋、ダンス、ショートテニス、七夕飾り作り、クリスマスリース作り等の教室を実施する。	総合センター	参加者数	201人	昨年度と比べて対面での事業の回数を増やしたことから、児童の仲間づくりの場の提供には寄与していると考えている。	◎		参加者数	127人	昨年度と比べて対面での事業の回数を増やしたことから、児童の仲間づくりの場の提供には寄与していると考えている。	○
03		①	5	文化・スポーツ振興財団への支援	青少年を対象とするさまざまな事業を通して、青少年に音楽や伝統文化等に触れる機会を提供し、その育成を図る。	文化・観光・スポーツ課	参加者数	—	新型コロナウイルス感染症拡大防止・水損事故のため複数の事業が中止となった。	○		参加者数	549人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため複数の事業が中止となったものの、青少年へさまざまな音楽や伝統文化などに触れる機会を提供することができた。	○
03		①	6	学校・地域の連携推進	地域住民が学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。	教育保育課	希望校への学生ボランティアの配置	15人	学校のニーズに応じて学生ボランティアを派遣することで、教科の学習を中心に、児童生徒への支援を充実させることができた。また、大阪大学と連携し、「総合演習」で学生を受け入れたことによって、より多くの希望校に学生を配置することができた。	○		希望校への学生ボランティアの配置	38人	学校のニーズに応じて学生ボランティアを派遣することで、教科の学習を中心に、児童生徒への支援を充実させることができた。また、大阪大学と連携し、「総合演習」で学生を受け入れたことによって、より多くの希望校に学生を配置することができた。	○
03		①	7	文化財関連講座	文化財に関する教室や普遊び等の体験講座を実施する。広報誌等を通じて一般公募した参加者とともに、史跡巡りハイキングやスタンブラリーを実施する。	生涯学習課	参加人数	717人	子どもたちに興味を持ってもらえるような講座等を開催し、多くの方に参加してもらうことができた。講座内容の更新や継続的に実施できる体制づくりが課題である。	◎		参加人数	635人	子どもたちに興味を持ってもらえるような講座等を開催し、多くの方に参加してもらうことができた。	◎
03		①	8	おはなし会の実施	主に乳幼児から小学生を対象に、絵本の読み聞かせ等を行うおはなし会を実施する。	中央図書館	参加者数	1264人	開催回数が83回に増加したため、参加者も増加した。（前年度開催回数49回）	◎		参加者数	654人	開催回数が49回に増加したため、参加者も増加した。（前年度開催回数9回）	◎
03		①	9	読書週間	子ども読書週間（4/23～5/12）と読書週間（10/27～11/9）に、子どもを対象にした行事を開催する。	中央図書館	—	子どもの読書週間 ①173袋貸出 ②15人読書週間 ①139袋貸出 ②25人	子どもの読書週間に、①書名がわからないように英字新聞でくるんだ本を「メグミくんとトモちゃんのおたのしみ袋」として貸し出した。②子ども向けDVD映写会を行った。読書週間にも同様に①②を行った。	◎		—	子どもの読書週間に、①書名がわからないように英字新聞でくるんだ本を「メグミくんとトモちゃんのおたのしみ袋」として貸し出した。②子ども向けDVD映写会を行った。読書週間には①②と③文化財資料館の学芸員を講師に勾玉の工作講座を行った。	◎	
03		①	10	スポーツ少年団の支援	スポーツや交流事業等による青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。	文化・観光・スポーツ課	スポーツ少年団の登録者数	414人	広報紙に掲載、ホームページの更新などの支援を行い、会員数の確保にむけて、団体の周知を行った。子どもの数が減少傾向にある中、会員の確保に努めた。	○		スポーツ少年団の登録者数	661人	広報紙に掲載、ホームページの更新などの支援を行い、会員数の確保にむけて、団体の周知を行った。子どもの数が減少傾向にある中、会員の確保に努めた。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	指標				実績値	コメント	評価	指標		実績値	コメント	評価	
03	①	㊟	11	地域スポーツクラブ(スポーツクラブ21)の支援	子どもたちがスポーツを通して地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。	文化・観光・スポーツ課	小学生以下の会員数	2262	ホームページ等で市内のスポーツクラブのPRをし、会員数の増加にむけての支援を行った。また、各クラブにおいて、教室の開催などの会員増加を目的とした取り組みを実施するなど、会員の確保に努めた。活動・参加人数に関しては、月末の総会後に判明。	○		小学生以下の会員数	2134人	ホームページ等で市内のスポーツクラブのPRをし、会員数の増加にむけての支援を行った。また、各クラブにおいて、教室の開催などの会員増加を目的とした取り組みを実施するなど、会員の確保に努めた。	○
03	①	㊟	12	きんたくん学びの道場	児童の学習習慣の定着のさせる手立ての1つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施する。	教育保育課	全小学校への学習指導員の配置	17人	学習習慣の定着の手立ての1つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施し、各小学校に1名～2名の学習支援員を配置した。	○		全小学校への学習指導員の配置	21人	学習習慣の定着の手立ての1つとして放課後学習事業「きんたくん学びの道場」を実施し、各小学校に1名～2名の学習支援員を配置した。	○
03	①	㊟	13	市内中学校における部活動の社会移行	中学校部活動において、生徒がスポーツ、文化・芸術に親しむ機会を確保することや持続可能な運営が困難な状況になりつつある。そこで、児童生徒や教職員の実態調査を行いつつ、民間団体や各協議会などと連携しながら、これまでの部活動を地域クラブとしての活動へと移行していく。	教育保育課	地域クラブへの申請団体数	50団体	1回目の地域クラブの募集に対し、スポーツ協会、文化協会、NPO法人、民間企業、教職員などから多くの応募があった。今後も受け皿となる地域クラブの募集を続けると共に、活動しやすい環境整備を行っている。	○		特殊勤務手当減少率	43.10%	市内中学校に部活動指導員計14名、ICT部活動支援3部活動を配置し、顧問の特殊勤務時間を導入時と比較し削減することができた。	○
03	①	㊟	14	【新規】子ども食堂をはじめとする子どもの居場所に関する啓発や支援	子ども食堂をはじめとする子どもの居場所に関する情報の発信や、支援活動における補助を実施する。	こども政策課	団体数	8団体	子ども食堂の開設で2件、運営で7件、学習支援の開設で2件、運営で2件の合計13件の補助金を交付した。新規開設または2拠点目以降の開設の団体が合計3件あり、子どもの居場所づくりに関する活動が広がっている。	㊟		-	-	-	-
03	①	㊟	1	親子料理教室	地域活動団体と協力して、3～5歳児親子を対象に「共食」などをテーマとした子どもの調理実習等、効果的な食育実践啓発を行う。	保健センター・予防歯科センター	参加者数	87人/7回	地域活動団体と協力して、調理実習ならびに食育啓発媒体を使用した講話を実施することで、幼児が食に触れる機会の提供に努めた。	○		参加者数	57人/7回	参加者への体調確認、手洗いやマスクの着用、通常より参加人数を制限することなど感染症対策を講じたうえで3年ぶりに実施した。	○
03	①	㊟	2	食育の推進	食育は間口が広く、「健康」だけでなく、「産業振興」「地産地消」「消費生活」「美化環境」「学校園所の保育・教育」などさまざまな分野にまたがる。川西市健康まちづくり計画（川西市食育推進計画）に示す目的のもと、地域での多様な食育や栄養、食生活に関する情報を発信や、「食」を通じた交流や地域振興を図る。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	広報誌に掲載した献立をまとめた冊子「食育レシピ集」の配布、関連部署の食育活動を記した「食育カレンダー」、市健康づくり推進協議会委員をはじめ、地域団体や関連部署と連携して作成した「食育だより」を発行した。	○		推進	推進	幅広い世代へ向けた食育啓発のため、地域団体や事業者等と連携し市中学校給食センターで食育フォーラムを4年ぶりに実施した。また、その他の食育の推進として、市広報誌に掲載した献立をまとめた冊子「食育レシピ集」、関連部署の食育活動を記した「食育カレンダー」、市食育推進会議委員をはじめ、地域団体や関連部署と連携して作成した「食育だより」を発行した。	㊟
03	①	㊟	3	食育の推進	保育所・認定こども園で、給食その他保育活動を通して食育を推進する。	給食課	食育活動の実施回数	各園所で季節ごとに3回程度実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら実施。各保育所・認定こども園で季節に応じて野菜を栽培、収穫して給食を味わうとともに、食材を色ごとに分け栄養バランスに配慮できるようになるなど、こどもの発達発達に応じた食育活動を実施した。	○		実施回数	各園所で各季節ごとに3回程度実施	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら実施。各保育所・認定こども園で季節に応じて野菜を栽培、収穫して給食を味わうとともに、食材を色ごとに分け栄養バランスに配慮できるようになるなど、こどもの発達発達に応じた食育活動を実施した。	○
03	①	㊟	4	食育の推進	各学校でさまざまな体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる子どもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。	給食課	授業時間における食に関する指導の1クラスあたりの平均指導回数	9.44回	各学校で栽培活動や調理実習等体験活動など食に関する指導を実施するとともに、教科等における食に関する指導を継続して行うことで食育を推進した。	○	評価指数変更のため、R4年度の評価もあわせて変更 授業時間における食に関する指導の年間延べ回数/クラス数（「食に関する指導」実施状況調査より） R4年実績値 9.12回	①給食試食会開催回数	①26回	新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めながら実施。給食試食会では保護者に給食を体験してもらうことで、食育の推進に努めた。	○
03	①	㊟	5	完全米飯給食の実施	学校給食において、和食を中心に手づくりにこだわった完全米飯給食を実施し、子どもたちの健やかな成長や生きる力の醸成につなげる。	給食課	残食率(%)	-	-	-	すでに完全米飯給食は実施しており、今後は完全米飯給食を通して上記の食育の推進を図る。	残食率(%)	小学校 1.61% 中学校 13.37%	和食を中心とした手づくりにこだわった献立を実施したが、コロナ禍で学級閉鎖や登校自粛、配膳方法やおかわりの方法が変わったことが影響し、残食率は増加した。また令和4年度から中学校でも完全給食が始まった。小学校及び中学校において、栄養教諭や調理師、学級担任による給食指導を継続して行い、子どもたちの望ましい食習慣の実現につなげた。	○
03	①	㊟	6	小学校体験活動	小学3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。	教育保育課	児童の充実度	94.6%	小学3年生の環境体験活動は、各小学校が3回以上、校区の特性や地域の方々の協力を得て、発達段階に適した取り組みを進めた。結果、ふるさと意識の醸成が行われている。また、小学校5年生の宿泊体験活動は4泊5日実施することができ、各校がプログラムを工夫し、充実度の高い活動となっている。	○		児童の充実度	96.60%	新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しながら、2泊3日と日帰り2日の活動を行った。	○
03	①	㊟	7	里山体験学習事業	小学校4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さなどを実感する機会を設け、児童の心の豊かさを育む。	教育保育課	児童の充実度	95.04%	旧黒川公民館周辺、知明湖キャンプ場、県立一庫公園、桜の森、妙見山、国崎クリーンセンターを活動場所として、各学年2回以上の実施をすることができた。妙見ケーブルが廃止されたことによる活動の制限が来年度の課題。新たに開設される里山センターを積極的に活用していきたい。	○		児童の充実度	96.40%	旧黒川公民館周辺、知明湖キャンプ場、県立一庫公園、桜の森、妙見山、国崎クリーンセンターを活動場所として、各学年2回以上の実施をすることができた	○
03	①	㊟	8	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業	市内中学2年生全員が5日間学校を離れて地域の事業所やさまざまな活動場所で、体験的学習を行う。 「心の教育」を中心とした全県的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。	教育保育課	生徒の充実度	80.25%	令和5年度「トライやる・ウィーク」は、市立中学校2年生の1,193人が参加した。連続5日間の活動を行うことができた。活動内容は、各学校の実態に応じて行われ、体験後のアンケートでは、「充実していた」と回答した生徒の割合は、昨年度より増加した。	○		生徒の充実度	75.13%	令和4年度「トライやる・ウィーク」は、市立中学校2年生の1,287人が参加した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けたものの、連続5日間の活動を行うことができた。活動内容は、各学校の実態に応じて行われ、体験後のアンケートでは、「充実していた」と回答した生徒の割合は、昨年度と同水準であった。	○
03	①	㊟	9	読書支援	マルチメディアデジー図書の提供や、学校園所等を対象とした団体貸出の拡充等により、誰もが読書に親しむ機会を提供する。	中央図書館	参加者数	400人	川西市の国際交流員と市内小・中学校のALT講師による英語での絵本の読み聞かせを9回行った。	㊟		参加者数	-	コロナ禍のため、子ども向けバリアフリー事業として手話通訳付きのおはなし会を実施できなかった。	

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
03	①	⑥	10	夏休み特別事業	夏休みに子どもを対象とした図書館員体験等の行事を開催する。	中央図書館	参加者数	①8人 ②66人 ③31人	夏休み事業は①「図書館員体験」や②「子ども向けDVD上映会」③「葉っぱでしおりを作ろう！」の行事を開催した。	◎		参加者数	①8人 ②28人 ③34人	夏休み事業は①「図書館員体験」や②「子ども向けDVD上映会」③「ペットボトルでゲームを作ろう！」の行事を開催した。	◎
03	①	⑥	11	消費者啓発	夏休みくらしの親子講座（金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費行動等、生活全般にわたる基本的な知識を、親子で楽しみながら学習）を実施する。また、5歳児・小学生には買い物を通じた金銭教育、中学生には契約、携帯やインターネットのトラブルについて等、各ライフステージに応じた消費者教育に取り組む。	生活安全課	①実施回数 ②参加者数	夏休みくらしの親子講座 ①4回 ②親子24組31人	・夏休みくらしの親子講座を開催し、金銭教育として「知って使おう！カードいろいろ」をテーマに小学2・3年生とその保護者を対象に実施した。 ・また、民法改正による成年年齢引き下げについて、次の通り啓発を実施した。 ・令和6年4月1日時点で18歳の市民1,384人へ啓発冊子を送付。 ・「はたちのつどい」にて、啓発リーフレットを配布。	○		①実施回数 ②参加者数	夏休みくらしの親子講座 ①3回 ②親子18組36人 出前講座 ①9回 ②1,015人	保育園・こども園等に積極的に出前講座のPRを実施したほか、夏休みくらしの親子講座を4年ぶりに開催し、感染対策に配慮し、テーマ等例年から変更して金銭教育で「知って使おう！カードいろいろ」をテーマに小学2・3年生とその保護者を対象に実施した。 また、民法改正による令和4年4月からの成年年齢引き下げについて、次の通り啓発を実施した。 出前講座を2校で高校生1・2年生等849人に契約するときの注意点や消費者トラブルの事例などを伝え実施。 令和5年4月1日時点で18歳の市民1,496人へ啓発冊子を送付。 高校生以下を対象とした公民館での冬休み期間の自習室で、啓発リーフレットを配布し、啓発。	◎
03	②	①	1	一時保育の推進	子育て中でもさまざまな活動に参加できるよう、講演会等の開催時に保育ボランティアの協力を得て、一時保育を行う。	こども若者相談センター	件数	11回 (内、日曜日6回。保育対象48人)	子育て支援講座やペアレントトレーニング講座の参加時に、保護者が子どもに手を取られることなく講座に参加できた。	◎		件数	1回(保育対象7人)	子育てに役立つ講座の参加時に、保護者が子どもに手を取られることなく講座に参加できた。	○
03	②	①	2	子育て支援活動のネットワークづくり	地域の子育て活動を支援するために、子育てグループ交流会を実施するほか、さまざまな機関・団体と連携し、コーディネートするとともにこれらのネットワーク化を図る。	こども若者相談センター	交流会開催数	4回	市内で活動している自主グループや主任児童委員のまちの子育てひろばの主催者が、活動報告や情報交換、交流する機会を持つことにより、情報共有やネットワークを広げる機会になった。	○		交流会開催数	5回	市内で活動している自主グループや主任児童委員のまちの子育てひろばの主催者が、活動報告や情報交換、交流する機会を持つことにより、情報共有やネットワークを広げる機会になった。	○
03	②	①	3	子育て支援相談	地域で活動する子育て支援者からのさまざまな相談を受ける体制を整備し、地域でのネットワークづくりを支援する。	こども若者相談センター	訪問回数	会議開催 3回	子育て支援拠点の子育て支援相談員を支援するため、市が活動内容の共有や情報交換の場を設けた。 各拠点の活動状況等を共有することで、各拠点の活動内容にフィードバックすることにつながった。	○		訪問回数	会議開催 5回	子育て支援拠点の子育て支援相談員を支援するため、市が活動内容の共有や情報交換の場を設けた。 各拠点の活動状況等を共有することで、各拠点の活動内容にフィードバックすることにつながった。	○
03	②	①	4	地域の子育て支援者の育成・活動支援	地域の子育て支援者に向けた講座を開催し、支援者の育成や支援活動の活性化を図る。	こども若者相談センター	講座回数	1回（大人12人、子ども6人参加）	子育て中の方や、子育て支援に関わっている方を対象に、子育て支援講座「こどものことを、もっと知りたい！～見守る大切さ、かかわる大切さ～」を開催し、子育てを考える場を提供することが出来た。	○		講座回数	1回（大人17人、子ども7人参加）	子育て中の方や、子育て支援に関わっている方を対象に、子育て支援講座「やってみたい！楽しい！面白い！がこどもをのばす」を開催し、子育てを考える場を提供することが出来た。	○
03	②	①	5	子ども・若者支援地域協議会の運営	困難を抱える子ども・若者やその家族に対して、子ども・若者支援地域協議会を構成する福祉や保健、教育、雇用等の機関が、それぞれの専門性を活かして連携し、一人ひとりに対応した支援を行う。	こども若者相談センター	協議会開催数	4回	複数の関係機関が集まって、相談窓口の現状について情報共有を図る実務者会議を2回、ケース検討会を2回開催することができた。また、2回目の実務者会議と同日にひきこもりをテーマとした講演会を実施した。	○		協議会開催数	3回	複数の関係機関が集まって、相談窓口の現状について情報共有を図る実務者会議を2回、ケース検討会を1回開催することができた。また、2回目の実務者会議と同日にひきこもりをテーマとした講演会を実施した。	○
03	②	①	6	地域子育て支援事業	地域子育て支援担当保育士を配置し、プレイルームの開設や子育て講座・講演会等を実施する。また、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会等を実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。	教育保育課	①地域子育て支援担当保育士（保育教諭）配置園所数 ②園庭開放実施園所数	①8園所 ②24園所	市立・私立8か所の地域子育て支援拠点に専任職員を配置し、地域の保護者に対する子育て支援を実施した。 市立幼稚園で就園前幼児と在園児との交流と、2・3歳児保育の実施、市立・私立保育所、こども園、市立幼稚園で園庭開放を実施した。	○		①地域子育て支援担当保育士（保育教諭）配置園所数 ②園庭開放実施園所数	①8園所 ②24園所	市立・私立8か所の地域子育て支援拠点に専任職員を配置し、新型コロナウイルス感染予防に配慮した上で、地域の保護者に対する子育て支援を実施した。 市立幼稚園で就園前幼児と在園児との交流と、2・3歳児保育の実施、市立・私立保育所、こども園、市立幼稚園で園庭開放を実施した。	○
03	②	①	7	子どもの読書活動推進協議会	「ブックスタート」をはじめとする子どもの読書活動の推進を図るため、関連機関との連絡調整に努める。	中央図書館	-	配布先：56団体 購入冊数：228冊	ブックスタート用の図書を購入し、市内保育園等へ配布した。	◎		-	-	ブックスタート用の図書を購入し、市内保育園等へ配布した。	
03	②	①	8	ボランティア活動支援	社会福祉協議会のボランティア活動センターに、ボランティア活動支援助成を実施し、子育て支援にかかるボランティアの育成や、一時保育ボランティアの派遣等、子育てにかかるボランティア事業の充実を図る。	地域福祉課	保育ボランティア登録団体	2団体	ボランティア活動センターでは、市の要請に基づき保育ボランティアのコーディネートを行っている。また、ファミリーサポートセンターと連携して子育て支援者講座を実施し、保育ボランティア等の資質向上を図った。引き続き、センター間で連携しながら、担い手の確保をはじめ、事業全体の充実を図る必要がある。	○		保育ボランティア登録団体	2団体	市民活動センター等が開催する講座に子育て世代が参加できるよう保育ボランティアの派遣を行っている。また、ボランティア活動センターとファミリーサポートセンター等が連携して子育て支援者講座を実施し、保育ボランティア等の資質向上を図った。	○
03	②	①	9	空き家活用支援	若年等・子育て世帯が、自己の居住用に市内の空き家を取得して改修するとき、その改修工事費用の一部を助成する。	住宅政策課	申請件数	7件	制度の周知には努めた結果、申請件数は増加した。今後引き続き一層の周知徹底を図る。	○		申請件数	4件	制度の周知には努めたが、申請件数は減った。申請件数の増加を目指し、一層の周知徹底を図る。	○
03	②	①	10	学校運営協議会の設置	学校や地域住民などが力をあわせて学校の運営に携わることを目的に、導入校に学校運営協議会を設置する。	教育保育課	設置学校園数	21校園	市内21校園において学校運営協議会を設置し、学校と地域の連携協働を進めた。	○		設置学校園数	16校園	市内16校園において学校運営協議会を設置し、学校と地域の連携協働を進めた。	○
03	②	①	11	地域学校協働本部の設置	幅広い地域住民や団体等の参画によりネットワークを構築し、学校と地域とのコーディネート機能を強化するため、学校支援地域本部を改め、地域学校協働本部を中学校区に設置する。	教育保育課	設置数	6中学校区	6中学校区地域学校協働本部内の小中学校校園で、学校園ごとに地域学校協働活動のコーディネーターとなる支援員を選出した。また、3中学校区では中学校区全体を統括する推進員を選出し、中学校区で地域学校協働活動を推進することができた。	○		設置数	3中学校区	3中学校区地域学校協働本部内の小中学校校園で、学校園ごとに地域学校協働活動のコーディネーターとなる支援員を選出した。また、中学校区全体を統括する推進員を選出し、中学校区で地域学校協働活動を推進することができた。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）					
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価		
03	②	㊟	1	すくすくベビールームの設置	授乳やオムツ替え等のスペースを設置する施設を登録し、ステッカー等を掲示することで、子育て中の家族が出かけやすい環境づくりを進める。	こども若者相談センター	登録施設	30施設	市内公共施設、商業施設等、不特定多数の人が利用出来る施設等の、管理者からの登録申請に基づき、子育て中の家庭が安心して外出出来る環境づくりを支援している。 令和5年度は、既存設備の改修による名称変更の登録が1件あった。	△		登録施設	30施設	市内公共施設、商業施設等、不特定多数の人が利用出来る施設等の、管理者からの登録申請に基づき、子育て中の家庭が安心して外出出来る環境づくりを支援している。 令和4年度の新規登録はなかった。	△		
03		③	㊟	1	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」	中学生については「トライやる・ウィーク」で保育所等において受け入れを行い、中学生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。	教育保育課	公立の受け入れ保育施設数	8園所	乳幼児とふれあう機会が少ない中学生・高校生が、命の大切さや自分たちも大切に育てられてきたのだという思いを振り返る、良い機会となっている。	○		公立の受け入れ保育施設数	12園所	乳幼児とふれあう機会が少ない中学生・高校生が、命の大切さや自分たちも大切に育てられてきたのだという思いを振り返る、良い機会となっている。新型コロナウイルス感染症の影響で対面相談を一時中止していた前年度に比べ2割以上増加した。	○	
03			④	㊟	1	ジェンダー問題相談	男女共同参画センター事業として、「女性のための相談」を実施中で、週3日は専門相談員による面接・電話相談を、週2日はカウンセリンググループによる電話相談を行い、ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進をサポートする。	人権推進多文化共生課	女性のための相談件数	366件	ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進については常にサポートに努めている。相談件数は、前年度に比べ約1割増加した。	○		女性のための相談件数	328件	ジェンダーの視点からの子育てと仕事の両立推進については常にサポートに努めている。相談件数は、新型コロナウイルス感染症の影響で対面相談を一時中止していた前年度に比べ2割以上増加した。	○
03			④	㊟	2	男女共同参画センター学習啓発	男女共同参画社会を実現するためのワーク・ライフ・バランスに関する講座等を開催するとともに、絵本等の図書を収集し、貸し出しや読み聞かせの時間を持つほか、館内展示にも工夫を凝らす等、子育て支援事業を実施する。	人権推進多文化共生課	学習啓発講座等参加者数 （支援講座は除く）	224人	「パパのゆる～い仲間づくり 子育てのことアレコレ話しませんか」「パパもじいじも一緒に！みんなで絵本を楽しもう！」を実施。絵本の読み聞かせ「おはなしゆめじかん」「保育つきゆったりタイム」の実施のほか、館内掲示・図書展示で、WLB・固定的性別役割分担意識への啓発を行った。	○		学習啓発講座等参加者数 （支援講座は除く）	166人	講座「地域で子育て！～世代をつなぐ～」 「発達凸凹の悩みを話してみない？」を実施。絵本の読み聞かせ「おはなしゆめじかん」「保育つきゆったりタイム」の実施のほか、館内掲示・図書展示で、WLB・固定的性別役割分担意識への啓発を行った。	○
03			④	㊟	1	女性のための再就職支援講座	再就職・再就労・起業を希望する女性を支援する講座や、それらに対応したパソコン講座等を開催する。	人権推進多文化共生課	支援講座等参加者数	94人	4回連続講座「自分らしい働き方を見つけるセミナー2023 ①自分のキャリアのデザインの仕方、②自分らしく生きる・働く！自己分析セミナー、③仕事とコミュニケーションスキルの関係、④事例から学ぼう!!働くときに知っておきたいルールと権利」や「出張！働き方セミナー 女性の生き方とマネープランについて」を実施。「女性のための出前チャレンジ相談」や、図書展示等による再就職・再就労・起業に関する情報提供を行った。	○		支援講座等参加者数	69人	4回連続講座「自分らしい働き方を見つけるセミナー2022 ①女性のエンパワメントをキャリアデザインの視点で応援、②自分らしく生きる・働く！自己分析セミナー、③働く女性のストレスマネジメントをマインドフルネスで！、④事例から学ぼう!!働くときに知っておきたいルールと権利」、「出張！女性のための働き方セミナー 働き続けるために必要なコミュニケーション術」を実施。「女性のためのチャレンジ相談」や、図書展示等による再就職・再就労・起業に関する情報提供を行った。	○
03			④	㊟	2	特定事業主行動計画の実行	職場全体で次世代育成を支援し、ワーク・ライフ・バランスを推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが従来の働き方を見直し、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざす。	職員課	男性職員の育児休業取得率	41.30%	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、休暇制度等を取りまとめたリーフレットを職員に配布し、周知を行った。加えて、男性職員の家事・育児等への参画の意義・重要性も周知し、男性職員の育児休業の取得率向上を図った。	○		男性職員の育児休業取得率	28.57%	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、休暇制度等を取りまとめたリーフレットを職員に配布し、周知を行った。加えて、男性職員の家事・育児等への参画の意義・重要性も周知し、男性職員の育児休業の取得率向上を図った。	○
03			④	㊟	3	多様な働き方推進事業	子育て中の母親を含む一般就労に課題がある人の、個別の生活状況やスキルの内容・レベルに沿った多様な働き方を啓発し、自分にできることや新たな働き方の発見につなげる。	産業振興課	利用者数	34	多様な働き方を知る段階からキャリアプランの作成・多様な働き方の着手までを一貫してフォローした。今年度から気軽に交流できる座談会を開催し、幅広い悩みに対してアドバイスを得られる貴重な機会を提供した。	○	子どもの有無について確認していないため、全参加者数を実績値とし記載	利用者数	29	動画・セミナーで多様な働き方を周知するだけでなく、個別相談を受けてキャリアを棚卸しすることで、自分にできることや新たな働き方の発見に繋がった。	○
03			④	㊟	4	労働者支援セミナー	男女共同参画センターと共催で、再就職をめざす女性を含めた求職者を対象に、女性等のためのチャレンジを支援する連続セミナーを開催する。	産業振興課	利用者数	58	自分らしい働き方を見つけるセミナーと題し全4回実施。プランクがある方や子育て中の方に向けて、キャリアデザインや自己分析、コミュニケーションスキルについてのセミナーを実施することで、今後の方向性やスキルアップに繋がった。	○	子どもの有無について確認していないため、全参加者数を実績値とし記載	利用者数	39	自分らしい働き方を見つけるセミナーと題し全4回実施。プランクがある方や子育て中の方に向けて、キャリアデザインや自己分析、マインドフルネスについてのセミナーを実施することで、今後の方向性やスキルアップに繋がった。	○
03			⑤	㊟	1	【新規】（仮称）こども参加条例の制定	子どもが意見を表明できる機会を保障するため、「（仮称）こども参加条例」の制定に向けた取組を進める。	こども政策課	-	-	令和5年度は条例策定に向けて、専門部会を立ち上げこども・若者の当事者意見をどのように反映させるかの検討を始めた。様々な手法を検討し、より多くの当事者意見を反映できるようにしていく。	○	-	-	-	-	
04			①	㊟	1	人権学習	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現に向け、学校園所における人権文化の創造を図るため、学校園所が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。	インクルーシブ推進課	人権学習実施回数	39回	人権学習推進事業により、学校園所における人権教育保育の充実を図るとともに、変化していく人権課題に対応した「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進することができた。コロナ禍で実施回数は減少していたが、実施回数が回復傾向にあり、昨年度よりも実施回数が増加している。今後はさらなる充実を目指し、すべての学校園所において充実した人権学習が継続できるよう、引き続き取り組んでいきたい。	○		人権学習実施回数	34回	人権学習推進事業により、学校園所における人権教育保育の充実を図るとともに、変化していく人権課題に対応した「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進することができた。コロナ禍では実施回数が減少していたが、少しずつ実施回数が回復傾向にあるので、今後も継続して当該事業を実施し、人権学習のさらなる充実に向けて、引き続き取り組んでいきたい。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
04	②	①	1	子ども・若者総合相談窓口	社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者や、その保護者からの相談に対して、適切な助言や関係支援機関の紹介、情報提供を行うなど、自立に向けて相談者一人ひとりに対応した支援を行う。	こども若者相談センター	利用者数	50件	専任の相談員が、困難を抱えている当事者や保護者からの相談に対応し、的確なアセスメントに基づいて、社会生活を円滑に営むことや就労を促すための助言、支援機関の紹介等を行った。	○		相談件数	74件	専任の臨床心理士が、困難を抱えている当事者や保護者からの相談に対応し、的確なアセスメントに基づいて、社会生活を円滑に営むことや就労を促すための助言、支援機関の紹介等を行った。	○
04	②	①	2	子どもの人権オンブズパーソン事業	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が、不登校、交友・家庭関係の悩み、体罰、虐待など子どもの人権問題に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。	人権推進多文化共生課	利用者数	71%	2023年次の相談ケース数は63件、うち新規ケースは49件、前年次からの継続件数は14件であった。年間相談者数は115人、年間相談・調整回数は739回で、昨年次より増加している。ただ、認知度については、前回と比較して、調査対象となる中学生（2年生）はほぼ横ばい状況であったのに対し、小学生（5年生）の認知度がかなり下がったため、全体として実績値が下がっている。これは、コロナウィルスの影響により、約3年前からさまざまな事業が中止になったこと、具体的には、小学3年生を対象にした市役所見学での紙芝居等によるPRをはじめ、小学生への広報・啓発対象として行ってきた機会がなくなったことにより、当時、小学3年生だった子どもの認知度が下がったことによるものと考えられる。	△		小中学生の制度の認知度（2年に1回の調査）	2年に1回の調査のため未評価	2022年次の相談ケース数は53件、うち新規ケースは33件、前年次からの継続件数は20件であった。年間相談者数は109人、年間相談・調整回数は694回であった。新規の調査案件はなかったが、「不登校」や「学校等の対応」など、学校や教育委員会等の関係機関と複数回の相談・調整を重ねていく必要のあるケースや長期的にかかわっていく必要のあるケースが増加した。	
04	②	①	3	教育相談事業	発達や不登校等の悩みを抱える子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。	こども若者相談センター	相談延べ回数	5,939件	昨年と比較すると電話相談が増加し、面接相談が減少した。必要に応じて、情報共有を実施していくことで、関係機関と連携を図りながら、支援を進めていく。	○		相談延べ回数	6,682回	子どもたちの日常生活や学校・就学前教育における様々な悩みを抱える保護者や子どもに対し、教育相談を行った。新型コロナウイルス感染症が収束に向かったことにより面談件数は増加した。	○
04	②	①	4	学びのスペースセオリアの支援充実	通室人数が増加傾向にある中、不登校児童生徒の社会的自立を支援するため、不登校対策全体のあり方を見直す中で、充実を図る。	教育保育課	平均通室数	8.1人	各学校に校内フリースペースが設置されたこともあり、平均通室数が減少した。学習・小集団での活動を通し、子どもの居場所作りを行った。学校や家庭、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行った。ほっと・おしゃべり会では、保護者同士が交流することができた。	○		平均通室数	14.9人	学習・小集団での活動を通し、子どもの居場所作りを行った。学校や家庭、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行った。ほっと・おしゃべり会では、保護者同士が交流することができた。	○
04	②	①	5	スクールソーシャルワーカーの配置	問題行動・不登校等の未然防止、早期解決を図るために、スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、関係機関との連携をとりながら、生徒・児童が抱える諸問題の解決を図る。	こども若者相談センター	SSW1名当たりの担当校数	3～4校	スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする）の配置により、福祉的な視点から、困難を抱える児童生徒を関係機関・福祉制度・民間の福祉事業へつないだり、生活支援等を行ったりすることができた。	○		SSW1名当たりの担当校数	3校	スクールソーシャルワーカー（以下「SSW」とする）の配置により、福祉的な視点から、困難を抱える児童生徒を関係機関・福祉制度・民間の福祉事業へつないだり、生活支援等を行ったりすることができた。SSWの配置人数は増えたものの、1名あたりの相談対応件数は多く、全ての事案に速やかに対応することが困難である。	○
04	②	①	6	【再掲・新規】（仮称）こども家庭センターの設置に向けた検討	すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「（仮称）こども家庭センター」の設置を検討する。	こども政策課 こども若者相談センター 保健センター・予防歯科センター	-	-	-	-		-	-	-	-
04	②	①	7	【新規】総合的な不登校対策の検討	不登校に関する総合的な支援対策を検討する。	こども若者相談センター 教育保育課	校内サポートルーム支援員数	37人	令和5年度より全小中学校に校内サポートルーム支援員を配置し、児童生徒の学習支援や生活支援を行うことができた。	○		-	-	-	-
04	②	①	8	【新規】校内サポートルームの開設	市内すべての小学校及び中学校に校内サポートルームを開設する。	教育保育課	開設学校数	小学校16校 中学校7校	児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、校内において安心して過ごすための居場所を確保し、学習支援や生活支援を行うことができた。	◎		-	-	-	-
04	②	②	1	【再掲】育児支援家庭訪問	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	こども若者相談センター	訪問件数	-	-	-		-	-	-	-
04	②	②	2	児童虐待防止啓発	11月の児童虐待防止推進月間に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズの配布や講演会を開催し児童虐待防止を啓発する。	こども若者相談センター	講演会参加人数	38人	児童虐待防止強化月間の11月に、阪急川西能勢口駅周辺等で児童虐待防止啓発活動（街頭啓発、啓発のぼり、駅でのポスター掲示、デジタルサイネージ、中央図書館での関連図書展示）を行った。また、児童虐待防止講習会の開催や、ペアレントトレーニングの講習を行った。	○		講演会参加人数	37人	児童虐待防止強化月間の11月に、阪急川西能勢口駅周辺等で児童虐待防止啓発活動（街頭啓発、啓発のぼり、駅でのポスター掲示、デジタルサイネージ、中央図書館での関連図書展示）を行った。また、児童虐待防止講習会の開催や、ペアレントトレーニングの講習を行った。	○
04	②	②	3	要保護児童対策協議会	要保護児童を早期に発見し、組織的かつ効果的な対応を図るため、実務者会議を年6回開催し、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関によるネットワークを充実する。	こども若者相談センター	実務者会議開催数	6回	実務者会議の資料を改善し、各構成機関のより一層の連携を図った。	◎		実務者会議開催数	6回	実務者会議の資料を改善し、各構成機関のより一層の連携を図った。	○
04	②	②	4	各種母子保健事業を活用した支援の充実	乳幼児（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）健康診査事業、訪問指導（新生児・乳幼児等）事業等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている保護者や、ハイリスク児への相談等継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。	保健センター・予防歯科センター	推進	推進	各母子保健事業の機会に継続的な支援ができるよう努めた。	○		推進	推進	各母子保健事業の機会に継続的な支援ができるよう努めた。	○
04	③	①	1	交通安全対策の推進	安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。	道路管理課	設置物件	カーブミラー：16基 安全灯：45基 電柱幕：140箇所等	地域団体（自治会等）からの要望に基づき、川西警察担当者、要望者、当課の3者で効果的な設置について現場検証を行い実施。安全灯やカーブミラー、電柱幕を設置し、安全の向上に向けて、適時対応している。	○		設置物件	カーブミラー：14基 安全灯：21基 電柱幕：229箇所等	地域団体（自治会等）からの要望に基づき、川西警察担当者、要望者、当課の3者で効果的な設置について現場検証を行い実施。安全灯やカーブミラー、電柱幕を設置し、安全の向上に向けて、適時対応している。	○
04	③	①	2	交通安全教室の実施	幼児から高校生にかけて、各年代に応じて必要となる交通安全に係る知識の習得、意識向上のため交通安全教室を実施する。	交通政策課 教育保育課	交通安全教室参加人数	6,726人	令和5年度は過去3年指導実績のなかった中学校での交通安全教室を開催した。参加人数については令和4年度比1.2倍と増加傾向にある。指導内容については、知識の定着度測定を目的とした交通安全クイズの回答結果を受け、指導効果の検証・内容の見直しを行った。	◎		交通安全教室参加人数	5,517人	参加人数についてはコロナ禍の一旦の落ち着きから回復傾向にある。また、指導内容については、知識の定着度測定を目的とした交通安全クイズの回答結果を受け、指導効果の検証を行い、内容の見直しを行った。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
04	③	㊟	1	乳幼児向け救急救命法講習会の開催	乳幼児向けの救急救命法と心肺蘇生法の実技講習会を開催し、AEDなどを活用しつつ、子どもが事故に遭った場合や、けがをした場合の対処法を学ぶ機会を提供する。	子ども若者相談センター	開催数	5回	0～1歳のこどもの保護者を対象に、緊急時の初期対応が行えるように、救急救命士を講師に招き、実技も交えながら、緊急時の対応を学ぶ機会を提供することが出来た。 【北陵公民館】 大人18名、こども14名 【キセラ川西プラザ】 大人46名、こども25名 【明峰公民館】 大人15名、こども11名 【市民体育館】 大人18名 こども13名	◎		開催数	4回	0～1歳のこどもの保護者を対象に、緊急時の対応について学ぶ機会を設定した。緊急時の初期対応を行えるよう、救急救命士から直接講義をいただき、知識の取得につなげた。 【北陵公民館】 大人8名、こども10名 【キセラ川西プラザ】 大人14名、こども7名 【明峰公民館】 大人16名、こども9名 【総合センター】 大人11名、こども9名	◎
04	③	㊟	2	防災訓練の実施防犯システムの活用	市立教育保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。 また、施設においては、防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む機械警備システム等で、関係機関と連携しながら、園児のより安全な園所生活の推進を図る。	教育保育課 教育総務課	実施市立保育所・認定こども園数 実施保育所数	8園所 4か所	避難・誘導についてマニュアルに基づき、避難訓練（主に火災・地震・土砂災害・不審者対応）を毎月実施した。	○		実施市立保育所・認定こども園数 実施保育所数	8園所 4か所	避難・誘導についてマニュアルに基づき、避難訓練（主に火災・地震・土砂災害・不審者対応）を毎月実施した。	○
04	③	㊟	2	防災訓練の実施防犯システムの活用	市立教育保育施設で、子どもが身を守る大切さや安全な避難の仕方を学ぶとともに、職員が連携して避難誘導できるよう、防災マニュアルに基づき各避難訓練を実施する。また、保護者に向けて的確に情報を提供できるよう、緊急メールを発信するほか、災害等緊急引き渡しカードを活用する。 また、施設においては、防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む機械警備システム等で、関係機関と連携しながら、園児のより安全な園所生活の推進を図る。	教育保育課 教育総務課	実施幼稚園数	3園(内1園休園)	火災・地震・大雨などの災害における避難訓練を定期的に実施し、非常事態に際し、園児、教諭共に冷静に避難する態度を養うことができた。	○		実施幼稚園数	4園	火災・地震・大雨などの災害における避難訓練を定期的に実施し、非常事態に際し、園児、教諭共に冷静に避難する態度を養うことができた。	○
04	③	㊟	3	かわにし安心ネット	「かわにし安心ネット」を利用し、災害情報や防犯に関する緊急情報を配信する。	危機管理課 生活安全課	登録者数 (アプリ) (令和6年3月末)	11,517人	スマートフォンのアプリ通知機能及び携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、災害情報に関する緊急情報を配信した。	○		登録者数	10,108人 (令和5年3末)	スマートフォンのアプリ通知機能及び携帯電話やパソコンのメール機能を活用し、災害情報に関する緊急情報を配信した。	○
04	③	㊟	4	生活安全事業	「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会にて情報交換を行う等、警察をはじめ、市民や関連団体と連携し、地域の安全確保に向けた取り組みを継続する。また、「子どもの安全確保及び犯罪の未然防止」を目的として、各小学校通学路等に10台ずつ設置した防犯カメラについて、適切に管理運用を行う。	生活安全課	継続	継続	子どもの安全確保などを目的として各小学校通学路等に設置した防犯カメラについて、引き続き運用し、令和6年4月1日からのカメラの更新に向けて準備した。また、生活安全推進連絡協議会を開催し、生活安全活動にかかる課題について協議を行った。	○		継続	継続	子どもの安全確保などを目的として各小学校通学路等に設置した防犯カメラについて、引き続き運用した。また、生活安全推進連絡協議会を開催し、生活安全活動にかかる課題について協議を行った。	○
04	③	㊟	5	こどもをまもる110番のくるま	迷惑行為、痴漢等の犯罪行為等の危険から子どもたちを守るため、市公用車や郵便局の車両等にゴムマグネットまたはステッカーを貼り走行する。	生活安全課	台数	534台	公用車89台、郵便局車両185台、市内事業者249台、自治会等11台にゴムマグネットを貸与。計534台	○		台数	548台	公用車103台、郵便局車両185台、市内事業者249台、自治会等11台にゴムマグネットを貸与。計548台	○
04	③	㊟	6	（仮称）こどもをまもる110番スペース	児童・生徒の登下校時等における安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「（仮称）こどもをまもる110番スペース」の拡充・整備を図る。	教育保育課	箇所	615箇所	地域の諸団体の協力を得ながら「子どもを守る110番のうちの」を整備しているが、新たな協力者の開拓が必要である。	○		箇所	636箇所	地域の諸団体の協力を得ながら「子どもを守る110番のうちの」を整備しているが、新たな協力者の開拓が必要である。	○
04	③	㊟	7	学校安全協力員	校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。	教育保育課	人数	506人	地域住民の協力を得ながら、通学路の安全確保や登下校の付き添いを実施しているが、新たな担い手の確保が必要である。	○		人数	485人	地域住民の協力を得ながら、通学路の安全確保や登下校の付き添いを実施しているが、新たな担い手の確保が必要である。	○
04	③	㊟	8	青少年の育成	青少年非行の防止と児童生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、学校外における安全確保に関する活動を行う。	教育保育課	声かけ	1138回	現在、各地域の実情に応じて様々な活動が活発に行われている。今後、「地域学校協働活動」への移行に向けて、現在の活動が円滑に引き継がれるよう体制を整備していくことが課題となる。	○		声かけ	803回	現在、各地域ともその実情に応じて様々な活動が活発に行われている。今後、「地域学校協働活動」への移行に向けて、何らかの体制の整備を進めていくことが課題となっている。	○
04	③	㊟	9	青色回転灯パトロール	警察の許可を得て、青色回転灯を装備した公用車で小学校の通学時間帯を中心に市内を巡回し、児童生徒の見守りを行い、その安全確保を図る。	教育保育課	回数	70回	登校及び下校時における定期的なパトロールを実施するとともに、緊急時にもパトロールを実施しているが、今後も同様に展開していく。	○		回数	81回	登校及び下校時における定期的なパトロールを実施するとともに、緊急時にもパトロールを実施しているが、今後も同様に展開していく。	○
04	③	㊟	10	学校の防犯システムの活用	防犯カメラや人的な緊急出動要請を含む機械警備システム等で、関係機関と連携しながら、児童生徒のより安全な学校生活の推進を図る。	教育総務課	防犯カメラ設置台数	8園所 4所	防犯カメラ及び人的な緊急出動要請を含めた機械警備の各校園への配置を継続するとともに、不審者等の早期発見と抑止への予防対策を行った。	◎		防犯カメラ設置台数	8園所 4所	防犯カメラ及び人的な緊急出動要請を含めた機械警備の各校園への配置を継続するとともに、不審者等の早期発見と抑止への予防対策を行った。	◎
04	③	㊟	11	【新規】登下校時などにおける子どもの見守り	保護者が子どもの位置情報を知ることができるような、ICTを活用した新しい見守り体制を、保護者や地域住民と協力して進める。	教育政策課	小中学校数	23校	ICTを活用して保護者等が登下校時の子どもの位置情報を知ることが出来る環境を整備した。	○		-	-	-	-
05	①	㊟	1	基礎学力向上支援事業	文部科学省が毎年実施する全国学力・学習状況調査をもとに、基礎学力向上に関する教育の検証改善に取り組む。	教育保育課	全小学校への放課後学習支援員の配置	17人	全国学力・学習状況調査の結果を基に、本市児童生徒の基礎学力向上にむけた検討を行っている。より効果的な支援体制について検討が必要である。	○		全小学校への放課後学習支援員の配置	21人	全国学力・学習状況調査の結果を基に、本市児童生徒の基礎学力向上にむけた検討を行っている。より効果的な支援体制について検討が必要である。	○

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
05	①	①	2	外国語教育推進事業	市立小中学校を対象にALT（外国語指導助手）を配置することにより、外国語を通して言語や文化について、体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するとともに、外国語の音声や表現に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力を養う。	教育保育課	外国語活動又は外国語科の授業に占めるALT等の配置時数割合 市立小中学校へのALTの配置数	24人	令和5年度は10名のJET-ALTが来日し、全市立小中学校に配置した。令和6年度の夏には、JET-ALTが8名新規で来日する見込みである。そのため、引き続き各校1名（東谷中学校のみ2名）ALTを配置できる予定である。	○		外国語活動又は外国語科の授業に占めるALT等の配置時数割合	100%	新型コロナウイルス感染症の影響で、入国時期はズレたが令和4年度は6名のALTが来日することができた。未配置校については、民間企業からALTの招聘をおこなった。令和5年度の夏には、JET-ALTが10人来日できる見込みがあり、各校1名（東谷中学校のみ2名）配置できる予定である。年度末のアンケートでは、生徒の90%がALTとの授業が楽しいと回答していた。	△
05	①	①	3	【再掲】地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」事業	市内中学2年生全員が5日間学校を離れて地域の事業所やさまざまな活動場所で、体験的学習を行う。「心の教育」を中心とした全体的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。	教育保育課	生徒の充実度	-	-	-		-	-	-	-
05	①	①	4	きんたくん学びの道場	放課後という時間に、学校で友だちと関わりながら家庭学習の習慣化および基礎基本の定着を図るため、また、基礎基本の定着と、自主的に学習に取り組む姿勢や態度を育むための学習支援を行う。	教育保育課	参加してよかった参加させてよかった割合 （児童保護者アンケートより）	児童84% 保護者97%	「きんたくん学びの道場」を通して、子どもたちの基礎基本の定着と、自主的に学習に取り組む姿勢や態度を育むための学習支援を行った。利用する児童や保護者からは、取り組みに対する肯定的な反応が高い。一方、支援員の人数により、指導できる児童数に限りがあることは課題と言える。基本的には高学年を対象に実施しており、合計687名の児童が参加した。	○		参加してよかった参加させてよかった割合 （児童保護者アンケートより）	児童92% 保護者97%	「きんたくん学びの道場」を通して、基礎基本の定着を図ること、子どもたちが自主的に学習に取り組む姿勢や態度、意欲を育む学習支援を行った。利用する児童や保護者からは、取り組みに対する肯定的な反応が高い。一方、支援員の人数により、指導できる児童数に限りがあることは課題と言える。基本的には高学年を対象に実施しているが、中学年を対象としたモデル校も配置し、合計482名の児童が参加した。	○
05	①	①	5	キャリア教育の推進	子どもたち一人ひとりが将来、社会的・職業的に自立し、社会の中で自らの役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現するための力を育成する。	教育保育課	進学率	99.3%	子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることができた。	◎		進学率	99.0%	子どもたちが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ、各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることができた。	◎
05	①	①	6	【新規】中学校における少人数授業の推進	中学生が少人数で授業を受けられる環境を増やすとともに、基礎学力定着に向けた教員を市独自で配置する。	教育保育課 教育保育職員課	少人数指導加配教員	4人	少人数による指導（数学科や外国語）を実施し、生徒の学習意欲を高め、基礎学力の定着につなげることができた。	○		-	-	-	-
05	①	②	1	人権学習推進事業	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現にむけ、学校園所における人権文化の創造を図るため、法の下での平等や個人の尊重、命の尊厳などへの理解を深める取り組みを行うとともに女性や子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、高度情報化に伴う人権侵害、性的少数者等、あらゆる人権課題の解決に向け、学校園所が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。	インクルーシブ推進課	人権学習実施回数	39回	人権学習推進事業により、学校園所における人権教育保育の充実を図るとともに、変化していく人権課題に対応した「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進することができた。コロナ禍で実施回数は減少していたが、実施回数が回復傾向にあり、昨年度よりも実施回数が増加している。今後はさらなる充実を目指し、すべての学校園所において充実した人権学習が継続できるよう、引き続き取り組んでいきたい。	○		人権学習実施回数	34回	人権学習推進事業により、学校園所における人権教育保育の充実を図るとともに、変化していく人権課題に対応した「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進することができた。コロナ禍では実施回数が減少していたが、少しずつ実施回数が回復傾向にあるので、今後も継続して当該事業を実施し、人権学習のさらなる充実に向けて、引き続き取り組んでいきたい。	◎
05	①	②	2	子どもの人権ネットワーク事業	「子どもの権利条約」を基盤に据えながら、小学校4年生から中学生までを対象に、土曜日などの休みを利用した子どもたちの自主的諸活動を支援していく。	人権推進多文化共生課	構成員数	6人	令和5年度の参加者は市内小・中学生5人・高校生のサポーター1人で年9回実施した。人数は少ないが継続して参加している子が多く、「子ども基本法」や「子どもの権利条約」、「川西市子どもの人権オンブズパーソン事業」等について学んだ。また、遊びを計画し異年齢で楽しい時間を過ごすこともできた。募集しても構成員人数があまり増えていないことは課題である。	△	令和6年度からは市の直接事業となる。	構成員数	5人	令和4年度の参加者は市内小・中学生5人で年8回実施した。人数は少ないが5年6年と継続して参加している子が多く自分の好きな遊びや交流を通して、「子どもの権利条約」に関わる活動や体験ができた。	△
05	①	②	3	教育研究事業	現状における教育保育の課題の克服や今後の教育保育の充実を図るため、市教育委員会が指定する研究テーマに基づき、市教育委員会及び市教育委員会指定校園所が協働で研究を進める。事後討議等による異校種の教職員の相互理解を通して、子ども理解及び校園所内研修の充実及び校園所の連携に資する。	教育保育課	指定校園数	2校園所	実態把握に基づく「生徒主体の教育活動の推進」「より豊かなコミュニケーションを目指して」等について研究指定事業を実施した。公開授業研究会も実施し、子どもの様子を軸にした意見交換、情報交流を実施することができた。	○		指定校園数	2校園所	実態把握に基づく「生徒が主体的に行動する意欲を高める研究」「課題解決能力・問題発見解決能力を育成する研究」「生徒が認め合う・支え合う仲間づくりをする研究」等について研究指定事業を実施した。公開授業研究会も実施し、子どもの様子を軸にした意見交換、情報交流を実施することができた。	○
05	①	②	4	食育の推進	食育は関口が広く、市民の各ライフステージ別や「健康」だけでなく、「産業振興」「地産地消」「消費生活」「美化環境」「幼児・学校教育と給食」などさまざまな分野にまたがる。川西市健康まちづくり計画（川西市食育推進計画）に示す共通の目的のもと、さまざまな楽しみ方がある「食」を通じた交流や地域振興を図る。	保健センター・予防歯科センター	会議・連絡会等の開催回数	市健康づくり推進協議会 3回	第2次健康まちづくり計画に基づく市食育推進計画（第3次）により、さらなる食育の推進を図った。「食育レシピ集」、「食育カレンダー」、「食育だより」を発行することで幅広い市民に情報発信を行うことができた。	○		会議・連絡会等の開催回数	市食育推進会議 1回	食育フォーラムを12月に実施し、若者を含む子育て世代に広く食育を啓発した。また、市民団体や関連部署と連携し作成した「食育レシピ集」、「食育だより」、「食育カレンダー」を発行し、幅広い市民に情報発信を行うことができた。	○
05	①	②	5	いのちとこころのセミナー	若年層の自殺防止を目的とし、多くの人に、早い段階から継続的に自尊感情の醸成が必要であることを認識する機会を設けるための講演会を実施する。	地域福祉課	参加者数	85人	コロナ前の規模に戻し、対面型の講演会を実施した。「子どものSOSを見逃さないために」をテーマに、周りの大人たちができることについての講演会を開催した。参加が低調であったため、今後参加人数を増やすための工夫が必要である。	○		参加者数	34人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、Zoomによる配信および対面のハイブリッド式で講演会を実施した。今回は子どもに焦点をあて、コロナ禍で子どもの心の不調を見逃さないために、周りの大人ができることについてをテーマに開催した。今後参加人数を増やすための工夫が必要である。	○
05	①	②	6	いのちの授業	自殺の未然防止を目的とし、市内の中学生・高校生を対象に、グリーフケア※の専門家を招いて、自尊感情と相手を思いやる心の醸成のための授業を実施する。	地域福祉課	受講者数	712人	「SOSの出し方教室～自分と相手を大切にするために～」をテーマとして、中学校2校で実施した。	○		受講者数	435	「SOSの出し方教室～自分と相手を大切にするために～」をテーマとして、中学校2校で実施した。	○

No.			取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目				指標	実績値	コメント		評価	指標	実績値	コメント	評価
05	①	㊟	7	【新規】手話言語推進事業	市手話言語条例に則り、手話は言語であることをあらゆる世代に対し啓発し、子どもから学ぶ環境づくりを通じて、手話はもとより手話を母語とするろう者等への理解を深める。	障害福祉課	手話サポーター養成講座受講者数	179人	R5年度は手話サポーター養成講座を地域や企業、市職員向けに7回開催（受講者179人）し、手話はもとより手話を母語とするろう者等への理解を深めた。	○	-	-	-	-
05	①	㊟	1	【再掲】里山体験学習事業	小学校4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さなどを実感する機会を設け、児童の心の豊かさを育む。	教育保育課	児童の充実度	-	-	-	-	-	-	-
05	①	㊟	2	【再掲】小学校体験活動事業	小学校3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。	教育保育課	児童の充実度	-	-	-	-	-	-	-
05	①	㊟	3	【再掲】知明湖キャンプ場管理運営事業	知明湖キャンプ場の管理・運営を行う。	文化・観光・スポーツ課	利用者数	-	-	-	-	-	-	-
05	①	㊟	4	青少年地域活動支援事業	青少年育成団体と子ども会活動への助成、青少年育成指導者の養成など、健全育成活動への支援を行う。	生涯学習課	団体会員数及び登録者数	766人	指導者の担い手不足や子どもの減少による加入率の低下など、団体運営が課題となっており、青少年のニーズを的確につかみ、今後の団体運営支援のあり方について考えていく必要がある。	◎	団体会員数及び登録者数	817人	青少年団体や子ども会の加入率の低下によって、団体運営が課題となっており、青少年のニーズを的確につかみ、今後の団体運営支援のあり方について考えていく必要がある。	○
05	①	㊟	1	児童館事業	2・3歳児対象の親子幼児教室や親子のふれあい、保護者同士の交流の場の提供。小学生を対象とした将棋・ショートテニス・ダンス・ハンドベル等各種教室の実施。親子向けに遊戯室と体育室を、小学生向けに体育室を開放する。	総合センター	利用者数	4795人	利用者数が前年度と比較して減少したが、子育てに不安を感じている保護者のニーズに対応し相談や友達作り等をできる場の確保に努めている。	○	利用者数	5216人	事業の回数を増やしたことから利用者数が前年度と比較して増加している。また、子育てに不安を感じている保護者のニーズに対応し相談や友達作り等をできる場の確保に努めた結果、来館者が増加した。	◎
05	①	㊟	2	プレイパーク	地域住民による「子どもたちが自由な発想で遊びを創る場」づくりの活動を支援する。	生涯学習課	実施日数	0日	市民によるプレイパーク活動を広げるため、指導者養成講座を企画していたが、協力いただいている既存団体や講師とのスケジュール調整が難しく、実施できなかった。今後は、協力いただく既存団体と連絡を密にとり、効果的な支援などを行う。	△	実施日数	①1回 ②1,070日	①公園緑地課が大和地区で進めている「特色ある公園のルールづくり」との連携で、市内で活動しているプレイパーク団体の協力のもと、出張プレイパーク（勾玉づくりや、火おこし体験など）を実施した。 ②新型コロナウイルス感染症の影響を受け、5小学校区が事業中止となったが、11校については感染症対策を徹底し、昔あそびやけん玉の教室といった伝統的な体験講座や、英語教室をはじめとする学習講座など、多岐に渡る教室を開催した。 しかし、指導者の高齢化による後継者不足から活動を休止した校区もあり、今後は地域学校協働本部との連携・協働を図り、地域人材の発掘など、解決に向けての取り組みを検討する必要がある。 現在は、各地区放課後子ども教室の代表者による意見交換会などを定期的に開催しており、今後も課題解決の場としての継続開催に努める。	○
05	①	㊟	3	世代間交流事業	久代児童センターにおいて、季節ごとの事業に併設している老人福祉センターの利用者に参加してもらい世代間交流を図る。	こども政策課	事業実施件数	-	-	-	事業実施件数	2件	老人福祉センターとの交流は実施できなかったが、子どもとその保護者を対象としたクリスマス会で地域住民の方に出し物を披露いただき、節分の会では隣接するアソシア・ジョブ川西の方に参加いただき世代間交流を図った。	
05	①	㊟	4	公民館運営事業	市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化などの講座を開催する。	各公民館	講座回数	250回	一年間を通じて公民館講座を開催し、「子ども茶道教室」等の子ども・親子対象の講座を開催した。	○	講座回数	245回	一年間を通じて公民館講座を開催し、「子ども茶道教室」等の子ども・親子対象の講座を開催した。	◎
05	①	㊟	5	【新規】「生きる力」を育む教育実践支援事業	「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」等の視点から、地域や関係諸団体との協働等による教育活動を実施し、子どもたちの「生きる力」を育む。	教育保育課	実施した学校数	8校	小学校の独奏体験、プログラミング教育、NVC研修から、中学校の性教育講演会など、発達段階に応じて、子どもたちの「生きる力」を育むため、地域や関係諸団体との協働等により、教育活動を実施した。	○	-	-	-	-
05	①	㊟	6	地域・学校連携推進事業	地域と学校の連携・協働を推進するために「学校運営協議会」と「地域学校協働本部」を整備し、地域と学校が一体となって子どもの成長を支えている。	教育保育課	設置した校園数	21校園 3中学校区	市内21校園において学校運営協議会と3中学校区に地域学校協働本部を設置し、学校と地域の連携協働を進めた。	○	設置した校園数	16校園 3中学校区	市内16校園において学校運営協議会を設置し、学校と地域の連携協働を進めた。 3中学校区地域学校協働本部内の小中学校園で、学校園ごとに地域学校協働活動のコーディネーターとなる支援員を選出した。また、中学校区全体を統括する推進員を選出し、中学校区で地域学校協働活動を推進することができた。	○
05	①	㊟	7	はたちのつどい実施事業	市全体ではたちを祝う気運をつくる。また、オンライン配信などの利用により、多くの人が参加しやすい取り組みを進める。	生涯学習課	参加者の満足度	92.60%	・「自分達の式典を盛り上げてもらおう」と二十歳を迎える方を対象に舞台出演者を公募した。 ・二十歳を迎える方に主体的に関わって頂くことで、ふるさと意識の醸成が図られた。 ・「はたちのつどい」の参加者のアンケートの回答では、「よかった61.1%」「まあまあよかった31.5%」の回答が得られた。今後のアンケートの実施については、若者の意見を市政に反映できるような質問項目の検討を進めたい。	○	参加者の満足度	98.80%	青少年地域活動団体等の協力や、川西ゆかりの企業からの応援メッセージなど、市全体での「はたちのつどい」を祝う気運を高めることができた。 「はたちのつどい」の参加者のアンケートの回答では、「よかった57.5%」「まあまあよかった41.3%」の回答が得られた。今後のアンケートの実施については、若者の意見を市政に反映できるような質問項目の検討を進めたい。	○
05	②		1	就労支援事業	ハローワーク伊丹と川西市が共同で川西しごとサポートセンターを設置し、求人検索や求人の情報提供・職業相談・職業紹介を行う。	産業振興課	利用者数	14866人	求人検索のインターネット化の充実及び民間就職情報サイトの普及を受け、利用者は減少している。若者キャリアサポート川西や庁内の関係部署とより密に連携することで、川西しごと・サポートセンターへの流入を図り、利用者数の増加を目指す。	△	利用者の年齢について確認していないため、全利用者数を実績値とし記載	15822人	求人検索のインターネット化の充実及び民間就職情報サイトの普及を受け、利用者は減少している。求人情報等を中心とする情報提供を行う施設ではなく、就労・労働に関する課題解決を行う施設として位置づけ、支援方法を見直す。	△

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
05		②	2	若者キャリアサポート川西	概ね 40 歳までの若年者を対象に、就労へ 向けて、応募書類の添削や面接対策など、キャリア形成を踏まえた支援を行う。ま た、社会保険労務士などの専門家を配置 し、就労先の労働契約等についての相談を 行う。	産業振興課	利用者数	485人	庁内の関係部署（生活支援課、地域福祉課等、こども若者相談センター）や川西しごと・サポートセンター、若年者就労体験とより密に連携しながら、事業を進めることで、利用者数が大幅に増加した。	◎		利用者数	173人	事業者が変わったことにより、関係機関との連携がうまく取れていなかったため、利用者数が減少した。関係機関との連携を密にし、適切な案内により、「若年者就労体験支援事業」や「合同就職面接会」につなげていく。	△
05		②	3	キャリアカウンセリング	望ましい職業選択やキャリア開発につい て、専門カウンセラーが面接指導や自己分 析の支援を行う。	産業振興課	利用者数	19人	チラシや広報誌などの従来の周知方法に加えて、市の SNS での周知や、合同就職面接会へのブース出展などを実施することで、より効果的な周知が実施でき、利用者数が11人増加した。	○		キャリアカウンセリング	225人	①②キャリアカウンセリング、労働相談は一定のニーズがあるものの利用者数が減少・維持傾向である。引き続き周知を行いながら、個別支援の特化に向けて、実施内容を検討する。	△
05		②	4	労働相談	社会保険労務士が、解雇・労働災害・雇用 保険・職場いじめなどの相談を行う。	産業振興課	利用者数	19人	利用者数が減少したため、引き続き庁内の関係部署や関係機関とより密に連携しながら、周知を行い、利用者数の増加を目指す。	△	利用者の年齢について確認していないため、全利用者数を実績値とし記載	労働相談	25人	関係部署や関係機関と連携しながら、周知を行ったことで、利用者数が昨年度より6件増加した。	△
05		②	5	【新規】多様な働き方推進事業	動画・セミナーで在宅ワークという働き方 を周知することに加え、相談会でキャリア を棚卸しし、自分にできることや新たな働 き方の発見につなげる。	産業振興課	利用者数	17人	多様な働き方を知る段階からキャリアプランの作成・多様な働き方の着手までを一貫してフォローした。また、今年度から気軽に交流できる座談会を開催し、幅広い悩みに対してアドバイスを得られる貴重な機会を提供した。	○		多様な働き方推進事業	12	今年度からの事業であったが、予約がすぐに埋まり、一定数のニーズがあるということが分かった。今後は、仲間との交流のきっかけ作りも兼ね、参加者同士で交流する機会を設ける。	△
05		②	6	若年者就労体験支援事業	市内在住の 50 歳未満の若年者及び就職氷 河期世代を対象に、事業所での就労体験を 通じて、就職につなげるプログラムを提供 する。	産業振興課	利用者数	5人	連携が進んでいる反面、就労困難者へと対象者層が移行してきており、長期の伴走支援が必要となったこと、また県の氷河期世代プログラムとの連携が不十分であったことから、受講者数が低調となった。	△		若年層就労支援	14人	今年度から、就職氷河期世代も視野に入れた、対象年齢の引き上げを実施したが、関係機関との連携がうまく取れていなかったため、体験人数が減少した。関係機関との連携を密にし、適切な案内により、就労体験から就労へとつなげていく。	△
05		③	①	1 ICT活用推進事業	コンピュータやインターネットなどを活用 した情報教育を充実させ、情報モラルを含め た児童・生徒の情報活用能力を育成する。	教育保育課	教育情報機器を活用した実践報告会	3校	教育情報機器を活用した紙面での実践報告会の開催し、実践交流会を行った。	○		教育情報機器を活用した実践報告会	3校	教育情報機器を活用した紙面での実践報告会の開催し、実践交流会を行った。	○
05		③	②	1	【再掲】生活安全事業	地域の代表者や生活安全関係機関、市で構成 される生活安全推進連絡協議会において、生 活安全活動に必要な協議、情報交換を行い、 市民による自主的な生活安全活動を促進す る。また、青色回転灯装備車両による自主的な防犯パトロールを希望する地域団体などに対し、その実施を委嘱する。	生活安全課	推進	-	-		-	-	-	-
05		③	②	2	消費者啓発事業	スマートフォンやインターネットのトラブル、契約などについて、学校や地域への出前講座などを通じて各ライフステージに応じた消費者教育を実施する。また、成年年齢引き下げに伴う若者を狙った消費者トラブルの被害を防止するため、啓発を実施する。	生活安全課	出前講座の実施回数・参加者数	教育施設等への実施0回	出前講座のPRを4年度ほどできなかったため、教育施設等への出前講座が0回となった。 夏休みくらしの親子講座を開催し、金銭教育として「知って使おう！カードいろいろ」をテーマに小学2・3年生とその保護者を対象に実施した。 また、民法改正による成年年齢引き下げについて、次の通り啓発を実施した。 ・令和6年4月1日時点で18歳の市民1,384人へ啓発冊子を送付。 ・「はたちのつどい」にて、啓発リーフレットを配布。来場者アンケートでも成年年齢になってできることの項目を追加し、啓発を図った。	△	出前講座の実施回数・参加者数	・教育施設等10回 1,060人	保育園・こども園等に積極的に出前講座のPRを実施したほか、4年ぶりに夏休みくらしの親子講座を感染対策に配慮し、テーマ等例年から変更して金銭教育で「知って使おう！カードいろいろ」をテーマに、小学2・3年生とその保護者を対象に実施し、3回18組36人参加。 また、民法改正による令和4年4月からの成年年齢引き下げについて、次の通り啓発を実施した。 ・出前講座を2校で高校生1・2年生等849人に契約するときの注意点や消費者トラブルの事例などを伝え実施。 ・令和5年4月1日時点で18歳の市民1,496人へ啓発冊子を送付。 ・はたちの集いや高校生以下を対象とした公民館での冬休み期間の自習室で、啓発リーフレットを配布し、啓発。	◎
05		③	②	3	青少年愛護活動	青少年の非行防止と児童・生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、安全確保に関する活動を行う。	教育保育課	声かけ	1138回	非行防止や安全確保を関係機関と連携して進めることができた。声かけ回数は、不良行為をしていた、もしくは悩みこんでいた人数をカウントし、令和4年度よりも積極的な声かけを実施することができた。	○	声掛け	803回	非行防止や安全確保を関係機関と連携して進めることができた。「補導委員による声掛け」回数に着眼すると、令和3年度より減少しているがこの数値を大きな成果とらえてはいない。この値が示す背景には「不良行為をしていた、もしくは悩みこんでいた人数をカウントし、『こんには、おかえり・・・』等の挨拶はカウントしないようにした。」があり、喫煙、娯集行為等は減少傾向にあるものの、横ばい状態である。引き続き関係機関と連携し継続的に取り組む必要がある。	○
05		③	②	4	青少年を取り巻く環境実態調査	図書類・DVD・玩具類・スマートフォン取扱店などを訪問し、青少年を取り巻く社会環境の実態調査と有害環境浄化活動を行う。	教育保育課	店舗数	66店舗	補導委員による定期的な補導活動での店舗訪問を行うとともに、11月から12月にかけて「青少年を取り巻く環境実態調査」を実施し、各店舗に趣旨の説明（青少年愛護条例の啓発）を行い、協力を依頼した。	○	店舗数	68店舗	補導委員による定期的な補導活動での店舗訪問を行うとともに、11月から12月にかけて「青少年を取り巻く環境実態調査」を実施し、各店舗に趣旨の説明（青少年愛護条例の啓発）を行い、協力を依頼した。	◎
05		③	②	5	【再掲】（仮称）こどもをまもる110番スペース	児童・生徒の登下校時などにおける安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「（仮称）こどもをまもる110番スペース」の整備を図る。	教育保育課	箇所	-	-	-	-	-	-	-
05		③	②	6	【再掲】青色回転灯パトロール	警察署の許可を得て公用車に青色回転灯を装備し、児童生徒の安全確保と広報啓発を目的に、定期巡回ならびに緊急時の特別巡回を行う。	教育保育課	回数	-	-	-	-	-	-	-
05		③	②	7	【再掲】学校安全協力員	校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。	教育保育課	人数	-	-	-	-	-	-	-
05		④		1	青少年地域活動支援事業	青少年育成団体と子ども会活動への助成、青少年育成指導者の養成など、健全育成活動への支援を行う。	生涯学習課	団体会員数及び登録者数	766人	指導者の担い手不足や子どもの減少による加入率の低下など、団体運営が課題となっており、青少年のニーズを的確につかみ、今後の団体運営支援のあり方について考えていく必要がある。	○	-	-	-	-

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
05		④	2	地域づくり一括交付金	概ね小学校区を単位とするコミュニティ組織に、毎年度一括交付金を交付。地域が主体となり、各地域の課題解決に向けた事業を行うため活用する。	参画協働課	推進	－	子どもの居場所づくりや、若者、子育て世代も含んだ多世代交流の実施など、多くの住民が地域と関わることのできる取組により、担い手の育成や獲得につながるよう、各コミュニティへの支援を通じて行った。	○		推進	－	子どもの居場所づくりや多世代交流の実施など、多くの住民が地域と関わることのできる取組により、担い手の育成や獲得につながるよう、各コミュニティへの支援を通じて行った。	○
05		④	3	森林保全	森林ボランティア団体等の活動に対して補助金を交付し、事業を奨励する。	産業振興課	会員数	153	補助金として支援するのではなく、新たな支援策（川西市森林整備等活動交付金）を検討するため、各団体の現状確認を行った。	○		会員数	212人	補助金として支援するのではなく、新たな支援策を検討するため、各団体の現状確認を行った。	○
05		④	4	防災リーダー養成講座受講等助成金	地域での防災の担い手を育成するため対象講座を受講し、防災士の資格を取得するとともに、地域の訓練等に参加した人に対して受講に係る費用の一部を助成する。	危機管理課	受講者 (40歳未満)	2人	地域防災の担い手が高齢化していることから、当講座も高齢者が多く参加し、若年層の参加者が伸び悩んでいたが、令和5年度は高校生の受講者もあった。令和5年度より川西市防災訓練を地域自主防災会と協働で行い小学校を会場としており、児童及び保護者の参加が多く見られた。今後もこれらの機会を活かし、若年層への周知を図っていく。	△	受講者全体では8名であった。当事業の利用者数は向上している。	受講者 (40歳未満)	1人	地域防災の担い手が高齢化していることから、当講座も高齢者が多く参加し、若年層の参加者が伸び悩んでいる。今後は、若年層への周知をより積極的にを行い、若年層の参加者増加を図っていく。	△
05		⑤	1	文化財団事業	青少年を対象とするさまざまな事業を通して、青少年に音楽や伝統文化などに触れる機会を提供し、その育成を図る。	文化・観光・スポーツ課	利用者数	4	新型コロナウイルス感染症拡大防止・水損事故(みつなかホール)のため複数の事業が中止となった。具体的な数字に関しては、決算書類待ち。	○		参加者数	549人	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため複数の事業が中止となったものの、青少年へさまざまな音楽や伝統文化などに触れる機会を提供することができた。	○
05		⑤	2	【再掲】地域スポーツクラブ（スポーツクラブ21）支援事業	子どもたちのスポーツを通しての地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。	文化・観光・スポーツ課	小学生以下の 会員数	－	－	－		－	－	－	－
05		⑤	3	【再掲】スポーツ少年団支援事業	スポーツや交流事業などによる青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。	文化・観光・スポーツ課	スポーツ少年団の 登録者数	－	－	－		－	－	－	－
05		⑤	4	文化財保存啓発事業	広報誌などを通して一般公募した参加者とともに、古代体験学習や昔あそびを体験する。	社会教育課	参加者数	717人	子どもたちに興味を持ってもらえるような講座等を開催し、多くの方に参加してもらうことができた。講座内容の更新や継続的に実施できる体制づくりが課題である。	◎		参加者数	635人	子どもたちに興味を持ってもらえるような講座等を開催し、多くの方に参加してもらうことができた。	○
05		⑤	5	川西起業塾	市内在住または市内での起業に関心のある女性を対象として、ノウハウを持つ専門家を講師に、段階を踏んだセミナーを行うほか、創業者などとの交流イベントを開催する。	産業振興課	利用者数	13人	昨年度は全セミナー利用者のうち、40代未満の割合が低かったため、従来実施していたチラシや市HPでの広報に加えて、若年層により情報が届きやすい市SNS（LINE、Facebook、X）を活用して周知活動を行った。	○		利用者数	5	起業段階を3つに分けて各種セミナーを開催した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、昨年度同様オンライン型で開催し、幅広い層へのニーズに対応を行った。また、昨年度好評であった「創業者体験談」プログラムも引き続き実施し、川西女性起業塾卒業者と現受講者との交流の機会を作り、充実した起業支援をすることが出来た。	○
05		⑤	6	【新規】文化・スポーツ分野等での挑戦支援制度	文化やスポーツ分野などで挑戦をする子ども・若者を支援する制度を創設する。	文化・観光・スポーツ課	実施せず	実施せず	実施せず	－	実施せず	－	－	－	
06	①	①	1	【再掲】子ども・若者総合相談窓口事業	臨床心理士などによる、ひきこもり、若年無業者、不登校者とその保護者への相談の充実を図り、若者の居場所や就労、福祉サービスへとつなぐ。	こども若者相談センター	相談件数	－	－	－		－	－	－	－
06	①	①	2	【再掲】子どもの人権オンブズパーソン事業	公的第三者機関であり、一定の独立性が担保された「川西市子どもの人権オンブズパーソン」が、不登校、交友・家庭関係の悩み、体罰、虐待など子どもの人権問題に関し、相談及び関係者との調整活動を行うとともに、市民等からの申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。	人権推進多文化共生課	小・中学生の 認知度 (2年に1回調査)	－	－	－		－	－	－	－
06	①	①	3	心の相談事業	日常生活のストレス、ひきこもりなどで、精神に障がいや来す恐れのある人およびその家族に対して、専門医と精神保健福祉士などが相談に応じる。	障害福祉課	相談件数	14件	毎月第3金曜日に医療会館において「心の相談」を実施している。精神科受診に対する抵抗感が少なくなったためか、相談者数は減少傾向にあるが、一定数の相談はあり、受診に繋がっているケースもある。引き続き、広報紙等を通じ広く周知し、相談しやすい環境づくりを進めていく。	○		相談件数	13件	毎月第3金曜日に医療会館において「心の相談」を実施している。精神科受診に対する抵抗感が少なくなったためか、相談者数は減少傾向にあるが、一定数の相談はあり、受診に繋がっているケースもある。引き続き、広報紙等を通じ広く周知し、相談しやすい環境づくりを進めていく。	○
06	①	①	4	【再掲】教育相談事業	発達や不登校等の悩みを抱える子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言といった教育相談を行う。	こども若者相談センター	相談延べ回数	－	－	－		－	－	－	－
06	①	①	5	学びのスペース「セオリア」運営事業	不登校や登校できない状況の小・中学生に学びのスペース「セオリア」の開室や保護者対象の「おしゃべり会」などを開催する。	教育保育課	平均通室数	8.1人	各学校に校内フリースペースが設置されたこともあり、平均通室数が減少した。学習・小集団での活動を通し、子どもの居場所作りを行った。学校や家庭、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行った。ほっと・おしゃべり会では、保護者同士が交流することができた。	○		平均通室数	14.9人	学習・小集団での活動を通し、子どもの居場所作りを行った。学校や家庭、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行った。ほっと・おしゃべり会では、保護者同士が交流することができた。	○
06	①	①	6	【再掲】スクールソーシャルワーカーの配置	問題行動・不登校などの未然防止、早期解決を図るために、社会福祉士、精神保健福祉士などのスクールソーシャルワーカーを中学校区に配置し、関係機関と連携を取りながら、生徒・児童が抱える諸問題の解決を図る。	こども若者相談センター	SSWI名当たりの担当校数	－	－	－		－	－	－	－

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
06		①	7	セクシュアルマイノリティ相談・学習会	セクシュアルマイノリティ（LGBT）に関する理解を深めるため、自認する人や悩みを持つ人、理解しようとする人のための相談・学習会を開催する。	総合センター	参加者数	177	セクシュアルマイノリティ相談や学習会を実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の周知、啓発に務めたことによりLGBTに対する理解や関心は高まったと考えている。	◎		参加者数	123人	セクシュアルマイノリティ相談や学習会を実施するとともに、パートナーシップ宣誓制度の周知、啓発に務めたことによりLGBTに対する理解や関心は高まったと考えている。	○
06		①	8	【再掲・新規】総合的な不登校対策の検討	不登校に関する総合的な支援対策を検討する。	こども若者相談センター 教育保育課	校内サポートルーム支援員数	-	-	-		-	-	-	-
06		①	9	【再掲・新規】校内サポートルームの開設	市内すべての小学校及び中学校に校内サポートルームを開設する。	教育保育課	開設学校数	-	-	-		-	-	-	-
06		①	1	子ども・若者支援地域協議会	教育、保健・福祉、人権、雇用、警察などの関係機関と連携を図りつつ、支援ネットワークを充実する。	こども若者相談センター	会議開催回数	4回	複数の関係機関が集まって、相談窓口の現状について情報共有を図る実務者会議を2回、ケース検討会を2回開催することができた。また、2回目の実務者会議と同日にひきこもりをテーマとした講演会を実施した。	○		会議開催回数	3回	複数の関係機関が集まって、相談窓口の現状について情報共有を図る実務者会議を2回、ケース検討会議を1回開催することができた。また、2回目の実務者会議と同日にひきこもりをテーマとした講演会を実施した。	○
06		①	1	若者の居場所運営事業	困難を有する若者同士による小規模ミーティングを実施するとともに、レクリエーション大会やひきこもり等に関する勉強会などを開催していく。	こども若者相談センター	-	3回	困難を有する若者同士による小規模ミーティングを開催し、当事者同士が交流することのできる機会を作ることができた。	○		-	-	-	再掲
06		①	1	【再掲】若者キャリアサポート川西	概ね40歳までの若年者を対象に、就労へ向けて、応募書類の添削や面接対策など、キャリア形成を踏まえた支援を行う。また、社会保険労務士などの専門家を配置し、就労先の労働契約等についての相談を行う。	産業振興課	利用者数	-	-	-		-	-	-	-
06		②	1	生活保護制度にかかる高等学校等就学費の支給	高等学校などに就学し、卒業することが当該世帯の自立助長に効果的であると認められる場合に支給する。	生活支援課	延べ実施人数	597人	中学校3年生が所属する被保護世帯に対し、制度の周知をするなど、高等学校進学に向けて支援を行うと共に、高等学校就学年齢の保護人員（令和5年度：52人）に対し、適切な認定を行うことができた。	◎		延べ実施人数	539人	中学校3年生が所属する被保護世帯に対し、制度の周知をするなど、高等学校進学に向けて支援を行うと共に、高等学校就学年齢の保護人員（令和4年度：48人）に対し、適切な認定を行うことができた。	◎
06		②	2	生活保護世帯の高校生等アルバイト等の収入除外	生活保護受給中の高校生のアルバイトなどの収入のうち、高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって就学のために必要な最小限の額を収入として認定しない。	生活支援課	延べ20歳未満控除実施人数	154人	中学校3年生が所属する被保護世帯に対し、制度の周知をするなど、高等学校進学に向けて支援を行うと共に、高等学校就学年齢の保護人員（令和5年度：52人）に対し、適切な認定を行うことができた。	◎		延べ20歳未満控除実施人数	116人	中学校3年生が所属する被保護世帯に対し、制度の周知をするなど、高等学校進学に向けて支援を行うと共に、高等学校就学年齢の保護人員（令和4年度：48人）に対し、適切な認定を行うことができた。	◎
06		②	3	生活保護世帯の子どもの学習塾等費用の収入認定除外	生活保護受給中に受けた貸付金、恵与金などのうち社会通念上、必要と認められる子どもの学習にかかる最小限の額を収入として認定しない。	生活支援課	推進	-	生活保護受給中に受領した貸付金、恵与金などのうち、社会通念上必要と認められる子どもの学習に係る費用は、収入認定していない。	◎		推進	-	生活保護受給中に受領した貸付金、恵与金などのうち、社会通念上必要と認められる子どもの学習に係る費用は、収入認定していない。	◎
06		②	4	生活困窮者住居確保給付金	離職・廃業後2年以内の世帯の生計主、または、やむを得ない事情により収入が減少し、離職・廃業と同程度の状況にある生計主が住居を失うか、失う恐れがある場合に、住居を整えた上で就職活動に専念することを目的に、一定期間家賃相当額を支給する。	地域福祉課	支給件数	20件	継続してホームページを利用し周知を図った。令和5年4月1日から制度が改正され、新型コロナウイルス感染症の特例としての再支給は終了し、求職活動等にも変更があった。住居確保給付金の支給件数は減少し、新規申請者数も減少している。支援を必要とされる方の多くはすでに受給が終了していると考えられるが、今後必要とする方へ支援ができるよう、継続し周知を図っていく。	○		支給件数	42件	継続しホームページや広報を利用し周知を図った。新型コロナウイルスの影響が長期化する中、特例措置による再支給申請者が多く、新規申請者数は減少した。支援を必要とされる方の多くはすでに受給が終了していると考えられるが、今後必要とする方へ支援ができるよう、継続し周知を図っていく。	○
06		②	5	生活保護制度にかかる被保護者就労支援事業	65歳未満で就労可能な生活保護受給者に対して、就労支援員とハローワークによる就労支援を行う。	生活支援課	就労開始者延べ人数	10人	稼働年齢層に該当し、就労への阻害要因がない者に対しては、本人の希望を聞いたうえ、就労支援を実施している。令和5年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響が一定落ち着きを見せたため、積極的に就労支援を行った結果、前年に比べ就労開始者が増加した。	○		就労開始者延べ人数	5人	稼働年齢層に該当し、就労への阻害要因がない者に対しては、本人の希望を聞いたうえ、就労支援を実施している。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響で下がった有効求人倍率が回復しない等により、就職活動支援が滞った。	△
06		②	6	【再掲】高等職業訓練促進給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、看護師や介護福祉士等の資格取得のために半年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減のため、高等職業訓練促進給付金を支給する。	こども支援課	支給対象者数	-	-	-		-	-	-	-
06		②	7	【再掲】自立支援教育訓練給付金	児童扶養手当受給者または同様の所得水準の方を対象に、就職やキャリアアップのために雇用保険制度教育訓練給付金の対象となる講座を受講した場合、受講に要した費用の60%を支給する。	こども支援課	支給対象者数	-	-	-		-	-	-	-
06		②	8	自立相談支援事業	相談者の生活の苦しみや悩みごと、不安の解消に向け、相談支援員が相談者とともに考え、個々の支援プランをつくり、自立に向けた支援を行う。	地域福祉課	新規相談件数	247件	就労その他の自立に関する相談支援や同事業利用のためのプラン作成等を実施した。新規相談件数は、一時期に比べると減少しているが、新型コロナウイルス以前と比較すると多い状況が続いている。また、複合的な課題を抱えた相談者が増加傾向にあり、他機関と連携するなど、包括的な支援体制を強化していくことが必要である。	○		新規相談件数	304件	就労その他の自立に関する相談支援や同事業利用のためのプラン作成等を実施した。新型コロナウイルス感染症の影響により新規相談件数は、一時期に比べると減少しているが、コロナ以前と比較すると多い状況が続いている。また、複合的な課題を抱えた相談者が増加傾向にあり、他機関と連携するなど、包括的な支援体制を強化していくことが課題である。	○
06		②	9	就労準備支援事業	川西市就労準備支援事業を活用し就労体験の機会を設け、就労に向けた能力の向上等を行い、一般就労に向けた準備を行う。	生活支援課	就労準備事業参加延べ人数	36人	稼働年齢層に該当するが、自身の傷病や障害のため就労が困難な者に対して、受け入れ先の状況、本人の適性を勘案し、就労準備のための支援を実施した。	○		就労準備事業参加延べ人数	48人	稼働年齢層に該当するが、自身の傷病や障害のため就労が困難な者に対して、受け入れ先の状況、本人の適性を勘案し、就労準備のための支援を実施した。	◎
06		②	10	【再掲】母子父子寡婦福祉資金貸付	県事業で、母子家庭、父子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。	こども支援課	新規貸付者数	-	-	-		-	-	-	-
06		②	11	【再掲】母子父子福祉応急資金貸付	母子家庭、父子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。	こども支援課	新規貸付者数	-	-	-		-	-	-	-

No.				取り組み名	取り組み概要	担当所管	評価内容（令和5年度分）				備考	参考（令和4年度分）			
目標	方向	項目	取組				指標	実績値	コメント	評価		指標	実績値	コメント	評価
06	②		12	【再掲】児童扶養手当の支給	父または母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。（所得制限あり。）	こども支援課	受給資格者数	-	-	-		-	-	-	-
06	②		13	養育支援訪問事業	子育てを支援することが特に必要と認められる家庭を対象に、子育てに関する相談や支援などを行う。	こども若者相談センター	訪問件数	107件	委託業者による支援実績はなかったものの、市の専門的相談支援として家庭訪問を実施し、個々の家庭に合わせた適切な指導や支援の導入を実施することで、養育上の困難さを軽減することができた。	○		訪問件数	83件	委託業者による支援実績はなかったものの、市の専門的相談支援として家庭訪問を実施し、個々の家庭に合わせた適切な指導や支援の導入を実施することで、養育上の困難さを軽減することができた。	○
06	②		14	【再掲】要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給	義務教育年齢の児童及び生徒がいる世帯で、経済的理由により就学に要する費用の支払が困難な保護者に対して、就学援助の要件に該当した場合、その費用の一部を援助する。	教育総務課	対象児童生徒数	-	-	-		-	-	-	-
06	②		15	【新規】大学等への進学に対する支援金の給付	経済的理由から、大学などへの進学を断念することのないよう、住民税非課税区分に準ずる世帯について、進学に対する支援金を給付する。	教育総務課	対象者数	4人	住民税非課税区分に準ずる世帯について、進学に対する支援金を給付した。	○		-	-	-	-
06	②		16	【新規】中学生への無料学習支援の実施	公民館等を活用し、中学生への無料学習支援を実施する。	教育保育課		-	令和6年度より実施予定。	-		-	-	-	-
06	②		17	大学等への進学者に対する進学準備給付金の給付	大学等への進学を支援することで生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、進学の際の新生活立ち上げの費用として進学準備給付金を支給する。	生活支援課	令和5年度中に支給決定した人数	13人	大学等への進学を支援することで生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、進学の際の新生活立ち上げの費用として13人へ進学準備給付金を支給した。	◎		-	-	-	-
06	③		1	新規】啓発・研修の実施	関係者向け研修会の実施や市民向けの啓発などを行い、ヤングケアラーについての理解を深める。	こども若者相談センター	外部研修参加人数	3人	担当職員の理解を深めたうえで、民生委員や児童委員を対象に早期発見、把握、連携方法についての研修を行った。	○		-	-	-	-
06	③		2	【新規】調整会議の開催	川西市要保護児童対策協議会を活用した支援の枠組みなどを検討する。	こども若者相談センター	構成機関数	21団体	要保護児童対策協議会関係機関を見直し、警察署や社会福祉協議会へ参加調整を行った。	○		-	-	-	-
06	③		3	【新規】相談窓口の周知	ヤングケアラー当事者の子どもや周囲の大人などが、ひとりで悩まずに気軽に相談できるよう、こども若者相談センターが相談窓口であることを周知する。	こども若者相談センター	S S Wの人数	7人	ヤングケアラーカードを14,000枚作成し、市内小中学校の生徒へと配布した。また、ホームページを作成し、S S Wと連携しながら窓口の周知を行った。	○		-	-	-	-

第6章 事業計画
量の見込みと提供体制の確保
実績報告

各年4月1日時点

(人)

年度	区分	幼稚園機能利用希望			保育所機能利用希望				
	認定区分	1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢	3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和4年度	人口推計	3,394			3,394	942	2,089	3,031	6,425
	利用希望率	47.1%	9.0%	56.1%	39.5%	20.9%	47.6%	39.3%	39.4%
	量の見込み	1,599	305	1,904	1,340	196	994	1,190	2,530
	実績人口	3,459		3,459	3,459	923	1,942	2,865	6,324
	実績利用希望率	43.6%	10.2%	53.7%	42.7%	18.3%	45.7%	36.9%	40.1%
	実績申込者数	1,507	352	1,859	1,477	169	887	1,056	2,533
	定員	2,796		2,796	1,367	278	1,072	1,350	2,717
	在園児童数	1,507	352	1,859	1,453	161	859	1,020	2,473
	待機児童数（全体）	0	0	0	24	8	28	36	60
	待機児童数（国）	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度	人口推計	3,353			3,353	868	2,001	2,869	6,222
	利用希望率	41.8%	10.2%	52.0%	44.5%	20.2%	47.6%	39.3%	42.1%
	量の見込み	1,401	343	1,744	1,492	175	952	1,127	2,619
	実績人口	3,320		3,320	3,320	848	1,976	2,824	6,144
	実績利用希望率	39.6%	11.9%	51.5%	44.1%	14.9%	51.3%	40.3%	42.4%
	実績申込者数	1,315	396	1,711	1,465	126	1,013	1,139	2,604
	定員	2,676		2,676	1,414	271	1,070	1,341	2,755
	在園児童数	1,315	396	1,711	1,436	122	908	1,030	2,466
	待機児童数（全体）	0	0	0	29	4	105	109	138
	待機児童数（国）	0	0	0	0	0	0	0	0
令和6年度	人口推計	3,311			3,311	851	2,020	2,871	6,182
	利用希望率	40.0%	10.2%	50.2%	46.3%	22.0%	49.5%	41.4%	44.0%
	量の見込み	1,324	338	1,662	1,532	188	1,000	1,188	2,720
	実績人口	3,276		3,276	3,276	858	1,965	2,823	6,099
	実績利用希望率	34.3%	13.9%	48.2%	44.7%	17.9%	51.2%	41.1%	43.0%
	実績申込者数	1,125	454	1,579	1,463	154	1,007	1,161	2,624
	定員	2,571		2,571	1,449	291	1,110	1,401	2,850
	在園児童数	1,125	454	1,579	1,444	146	925	1,071	2,515
	待機児童数（全体）	0	0	0	19	8	82	90	109
	待機児童数（国）	0	0	0	0	0	0	0	0

05-①-① 利用者支援事業

こども若者相談センター

【参考】

年度 (実績年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和7年度 (令和6年度)	令和5年度 (令和4年度)
予定箇所数	4	6	4
実績箇所数	4		4

05-①-② 時間外保育事業（延長保育）

入園所相談課

【参考】

年度 (実績年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和7年度 (令和6年度)	令和5年度 (令和4年度)
量の見込み	479	476	487
利用者数	402		644

05-①-③ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

入園所相談課

【参考】

年度 (実績年度)		令和5年度				令和6年度				令和4年度			
実績値		量の見込	上限定員	登録児童	待機児童	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童	量の見込	上限定員	登録児童	待機児童
学年	1年生	499	1,815	518	3	475	1,912	535	1	501	1,739	461	3
	2年生	408		428	1	437		476	4	425		410	2
	3年生	319		339	8	320		349	15	303		279	4
	4年生	181		168	9	202		217	20	149		168	17
	5年生	58		70	7	55		80	9	41		58	1
	6年生	21		24	2	23		38	7	7		23	1
	計	1,486	1,815	1,547	30	1,512	1,912	1,695	56	1,426	1,739	1,399	28

05-①-④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

こども若者相談センター

【参考】

年度 (実績年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和7年度 (令和6年度)	令和5年度 (令和4年度)
量の見込み	6	6	7
実施箇所数	近隣市町の施設を利用		
利用者数	7		9

05-①-⑤ 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

こども若者相談センター

【参考】

年度 (実績年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和7年度 (令和6年度)	令和5年度 (令和4年度)
量の見込み	868	851	942
訪問件数	859		821

05-①-⑥ 育児支援家庭訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

こども若者相談センター

【参考】

年度 (実績年度)	令和6年度 (令和5年度)	令和7年度 (令和6年度)	令和5年度 (令和4年度)
量の見込み	81	81	68
訪問件数	107		83

こども政策課

こども若者相談センター

05-①-⑦ 地域子育て支援拠点事業

教育保育課

【参考】

年度 (実績年度)		令和6年度 (令和5年度)	令和7年度 (令和6年度)	令和5年度 (令和4年度)
量の見込み		29,701	28,695	47,836
利用者数		54,793	0	45,101
量の見込み	拠点事業	13	15	11
	市独自事業	4	4	2
実施箇所	拠点事業	13		13
	市独自事業	4		4

05-①-⑧ 一時預かり事業（幼稚園等の在園児を対象）

入園所相談課

【参考】

年度 （実績年度）		令和6年度 （令和5年度）	令和7年度 （令和6年度）	令和5年度 （令和4年度）
量の 見込み	1号認定	4,101	3,876	4,094
	2号認定	45,526	44,863	46,050
	計	49,627	48,739	50,144
利用者数		52,124		49,794

こども政策課、入園所相談課

05-①-⑨ 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

こども若者相談センター

【参考】

年度 （実績年度）		令和6年度 （令和5年度）	令和7年度 （令和6年度）	令和5年度 （令和4年度）
量の見込み		3,831	3,979	3,704
利用 者数	一時預かり（保）	3,203		2,624
	一時預かり（こ若）	1,236		1,094
	子育て援助活動支援事業	228		165
	子育て短期支援事業	0		0
利用者数		4,667	0	3,883

05-①-⑩ 病児・病後児保育事業

入園所相談課

【参考】

年度 （実績年度）		令和6年度 （令和5年度）	令和7年度 （令和6年度）	令和5年度 （令和4年度）
量の見込み		175	182	169
利用者数		315		208

05-①-⑪ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）

こども政策課

【参考】

年度 （実績年度）		令和6年度 （令和5年度）	令和7年度 （令和6年度）	令和5年度 （令和4年度）
量の 見込み+ 実績	低学年	678	690	1,229
	高学年	15	16	197
	計	693	706	1,426
利用者数計		316		255

05-①-⑫ 妊婦に対する健康診査

保健センター・予防歯科センター

【参考】

年度 （実績年度）		令和6年度 （令和5年度）	令和7年度 （令和6年度）	令和5年度 （令和4年度）
量の 見込み	対象者数	1,329	1,303	1,524
	健診回数	10,519	10,313	12,053
受診者数		1,248		1,285
健診回数		10,240		10,415

地域子育て支援拠点実績値記入シート

区分	中学校区	施設名	実績値							記入担当課
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
拠点	川西南	アップルみなみ	2,292	2,425	713	1,186	1,329	1,746		教育保育課
		アップルかも	-	0	1,733	3,621	5,439	6,170		教育保育課
		久代児童センター	7,511	6,516	1,505	1,871	2,674	2,082		こども政策課
		小計	9,803	8,941	3,951	6,678	9,442	9,998		
	川西	アステ市民プラザ	19,959	14,863	5,481	4,726	7,915	11,203		こども若者相談センター
		こども・若者ステーション	6,911	10,270	6,187	7,184	10,031	11,603		こども若者相談センター
		アップルちゅうおう	3,059	2,213	907	1,206	1,894	3,623		教育保育課
		川西児童館	7,141	1,928	2,048	1,754	1,674	1,886		こども政策課
		タブリエ	4,687	2,297	471	1,229	1,552	2,136		教育保育課
		小計	41,757	31,571	15,094	16,099	23,066	30,451		
	明峰	TSUNAGARI	-	-		2,872	3,205	2,822		こども若者相談センター
	多田	アップルただ	5,073	5,907	2,864	2,127	2,353	2,768		教育保育課
	緑台	キオラクラブ	972	880	597	136	318	383		教育保育課
	清和台	まるの間	-	-		1,046	1,676	2,358		教育保育課
	東谷	アップルまきのだい	7,721	7,784	4,507	3,922	5,041	6,013		教育保育課
合計		65,326	55,083	27,013	32,880	45,101	54,793	0		
市独自	出張プレイルーム・0歳児交流会くるみ		1,475	1,190	577	436	783	1,210		こども若者相談センター
総計			66,801	56,273	27,590	33,316	45,884	56,003	0	

第8章 計画の推進体制
実績報告

川西市子ども・若者未来計画 第8章「評価指標シート」

No.	評価指標名称	評価指標値				目標値 (令和6年度)	備考	担当所管
		基準値 令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
1	妊娠から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合 (健幸政策課アンケート)	83.9%	86.1%	81.5%		90.0%		保健センター・ 予防歯科セン ター
2	合計特殊出生率	1.22	1.15	未算出 (R6.9)		上昇 させる		こども政策課
3	乳幼児健康診査受診率	99.9%	99.9%	99.3%		上昇 させる		保健センター・ 予防歯科セン ター
4	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合 (市民実感調査)	60.5%	49.1%	53.4%		67.0%		こども政策課
5	「子育て支援が充実している」と思う市民の割 合 (市民実感調査)	40.7%	29.0%	40.8%		50.0%		こども若者相談 センター
6	保育所待機児童数	0人	0人	0人		0人		入園所相談課
7	留守家庭児童育成クラブ待機児童数	48人	28人	30人		0人		入園所相談課
8	児童扶養手当受給者に対する全部支給の割合	57.1%	56.6%	56.6%		43.7%		こども支援課
9	充実感を持って生きている若者の割合 (市民実感調査)	81.4%	65.8%	82.3%		80%以上		こども若者相談 センター
10	「学校にいくのが楽しい」と思う子どもの 割合（中学生） （子どもの権利条約にもとづく実感調査 （中学2年）	85.0%	未実施	80.0%		88.0%		こども政策課
11	自分の仕事にやりがいを感じる若者の割合 (市民実感調査)	72.7%	79.3%	79.1%		70%以上		こども政策課
12	日頃の生活に悩みや不安を感じる若者の割合 (市民実感調査)	62.5%	67.1%	64.9%		50.0%		こども若者相談 センター
13	こども・若者ステーション（子ども・若者総合 相談）利用者の満足度	73.3%	70.0%	91.7%		70%以上		こども若者相談 センター
14	子ども・若者相談を利用した中での、修 学・就業等につながった人の数	16人	23人	19人		10人以上		こども若者相談 センター

第2期川西市子ども・若者未来計画（素案）令和6年9月9日時点

本素案は、第3回未来会議時点の内容です。

今後の議論や各種データ更新の状況などに応じて、随時改定を行います。

目 次（案） ページ番号は最終的に反映します。

第1章 計画の概要.....	
1 計画策定の背景.....	
2 国における近年の動向.....	
3 計画の位置づけ・期間・対象者.....	
4 子ども・子育て支援新制度の概要.....	
第2章 子ども・若者を取り巻く現状.....	
1 人口と世帯の状況.....	
2 就業の状況.....	
3 教育保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）等の状況.....	
4 子ども・子育て当事者の状況.....	
5 若者の状況.....	
6 子ども・若者の意見表明.....	
7 ひきこもりや不登校などの状況.....	
8 貧困の状況.....	
第3章 計画の考え方.....	
1 基本理念.....	
2 基本目標.....	
3 計画の体系.....	
第4章 各施策の展開.....	
重点施策.....	
基本目標1 親と子のいのちと健康を守る.....	
基本目標2 こどもたちを社会全体で健やかに育む.....	
基本目標3 こどもが主体となる教育保育を提供する.....	
基本目標4 こども・若者の健やかな成長と自立を支援する.....	
基本目標5 こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する.....	
基本目標6 こども・若者の権利を守り、意見表明できる機会を保障する.....	

第5章 事業計画.....

1 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定.....

2 計画期間における人口推計.....

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方.....

4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策.....

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策.....

第6章 就学前教育保育施設のあり方.....

第7章 計画の推進体制.....

第2章

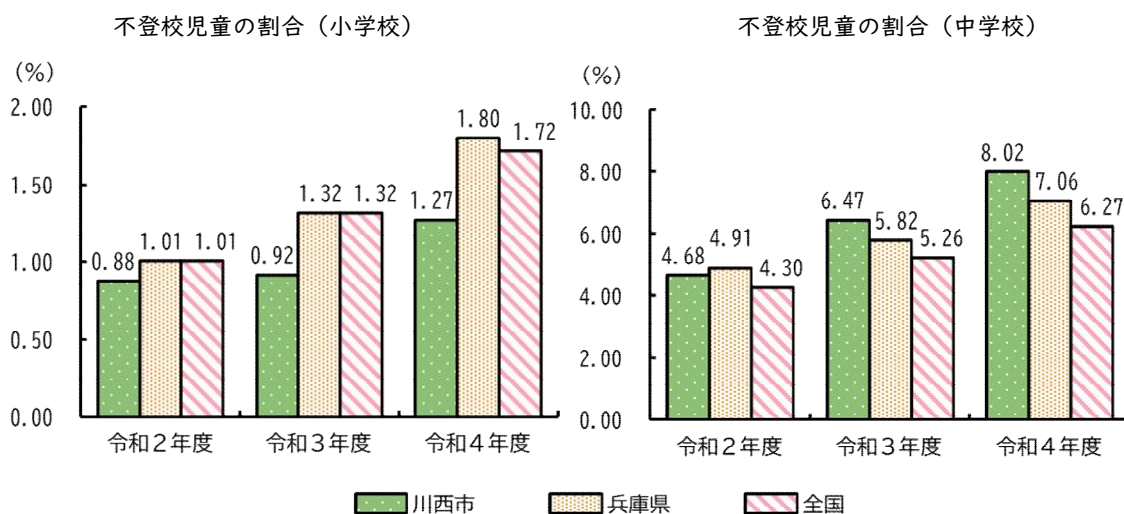
子ども・若者を取り巻く現状

(2) 不登校

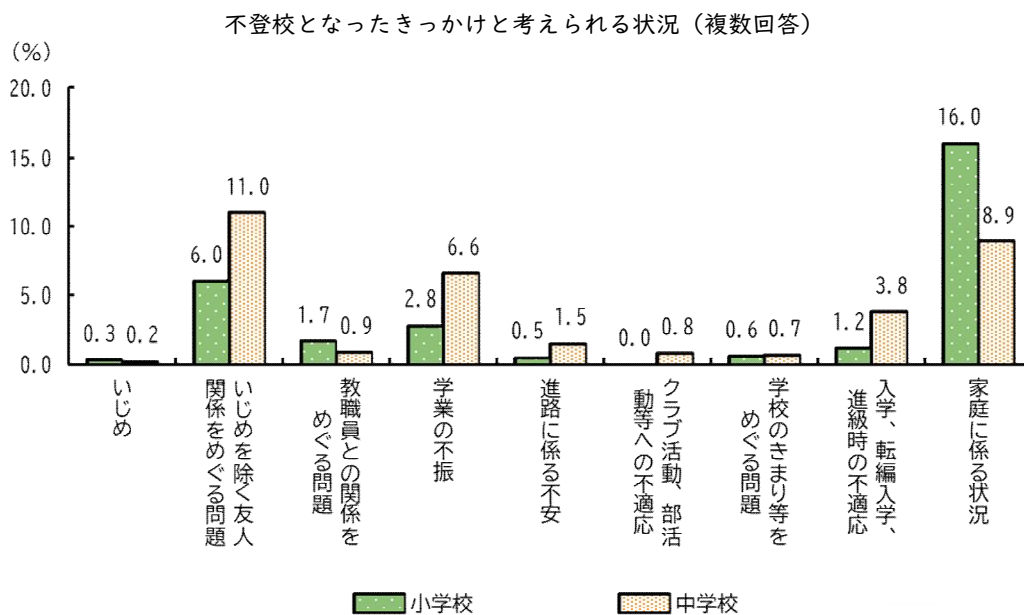
さまざまな原因・背景によって、学校に登校しない、もしくはできない児童・生徒がいます。

兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、令和4年度時点で、全国の不登校者の全体に占める割合は小学校で1.72%、中学校で6.27%であり、川西市における不登校者数の全体に占める割合は、小学校で1.27%、中学校で8.02%となっています。

また、兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、国公私立小中学校の不登校の要因について、小学校では「家庭にかかる状況」が最も多く、中学校では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多くなっています。



資料：兵庫県「兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」（令和2～4年度）

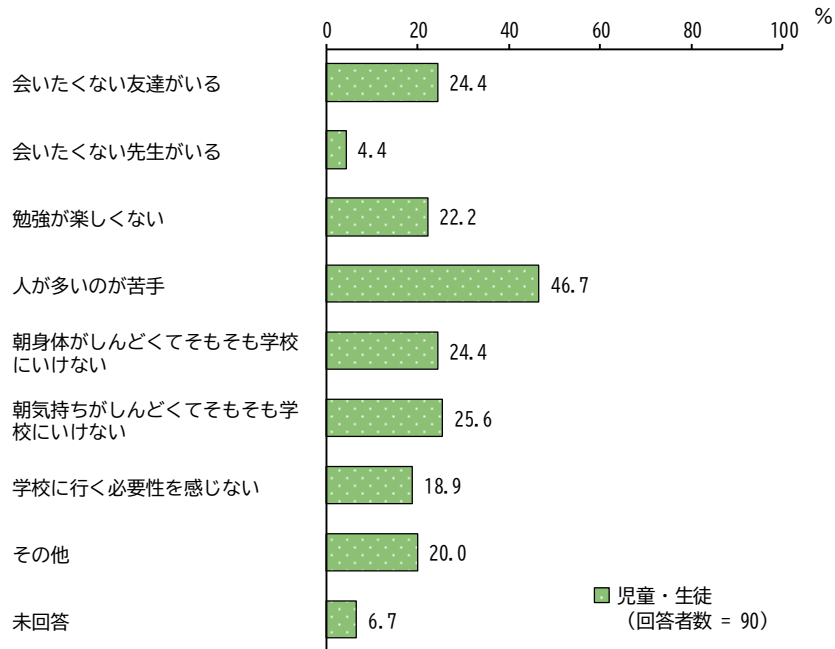


資料：兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

第2章 子ども・若者を取り巻く現状

川西市が実施した「児童・生徒の支援に関するアンケート」（令和6年度）によると、児童・生徒の調査では「自分の教室に行きたくない理由」として、「人が多いのが苦手」の割合が46.7%と最も高く、次いで「朝気持ちがしんどくてそもそも学校にいけない」の割合が25.6%となっています。

自分の教室に行きたくない理由（複数回答）

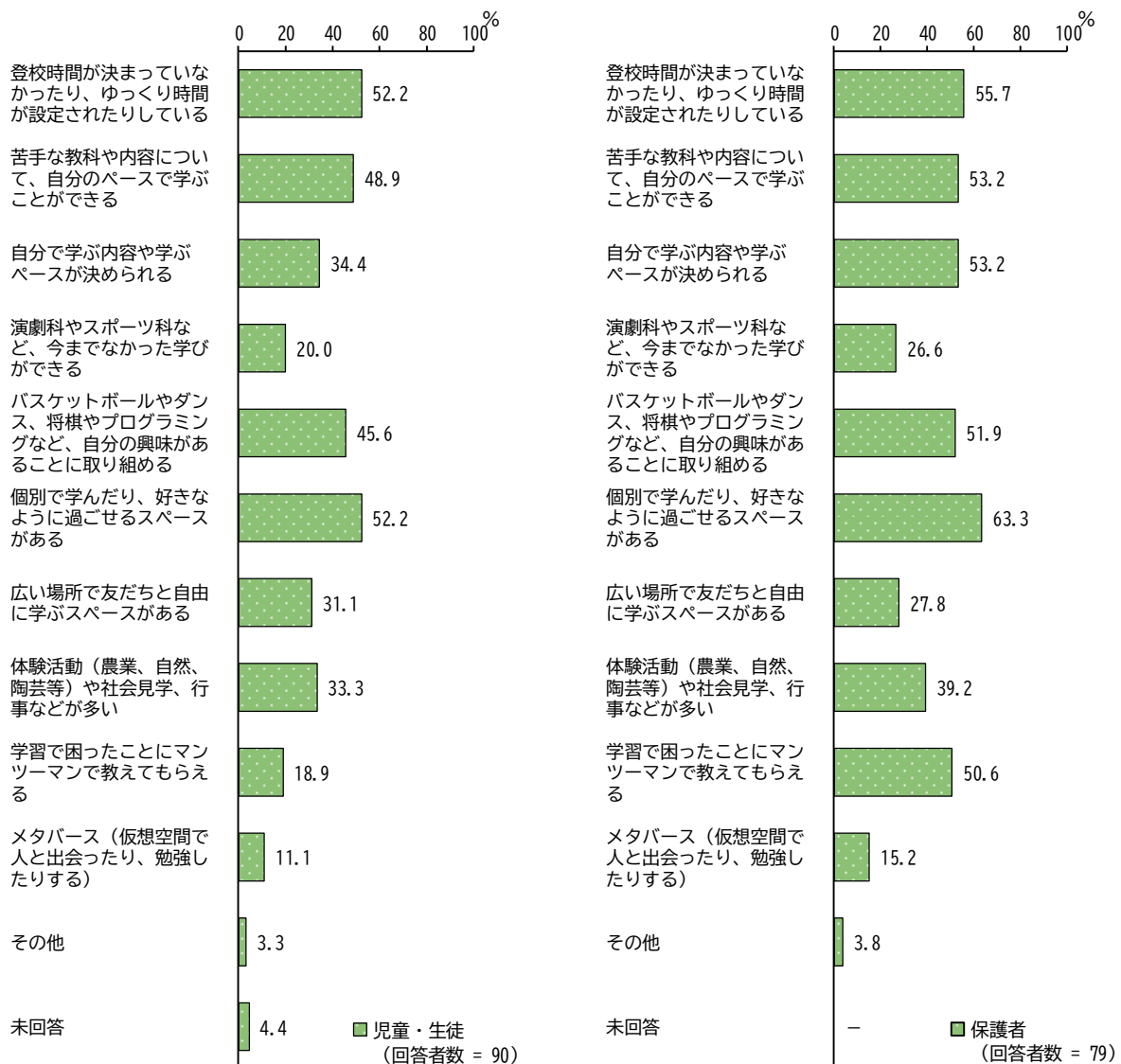


資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

「安心して学べる環境」については、児童・生徒の調査では、「登校時間が決まっていなかったり、ゆっくり時間が設定されたりしている」「個別で学んだり、好きなように過ごせるスペースがある」の割合が52.2%と高く、次いで「苦手な教科や内容について、自分のペースで学ぶことができる」の割合が48.9%となっています。

保護者の調査では、「個別で学んだり、好きなように過ごせるスペースがある」の割合が63.3%と最も高く、次いで「登校時間が決まっていなかったり、ゆっくり時間が設定されたりしている」の割合が55.7%となっています。

安心して学べる環境（複数回答）

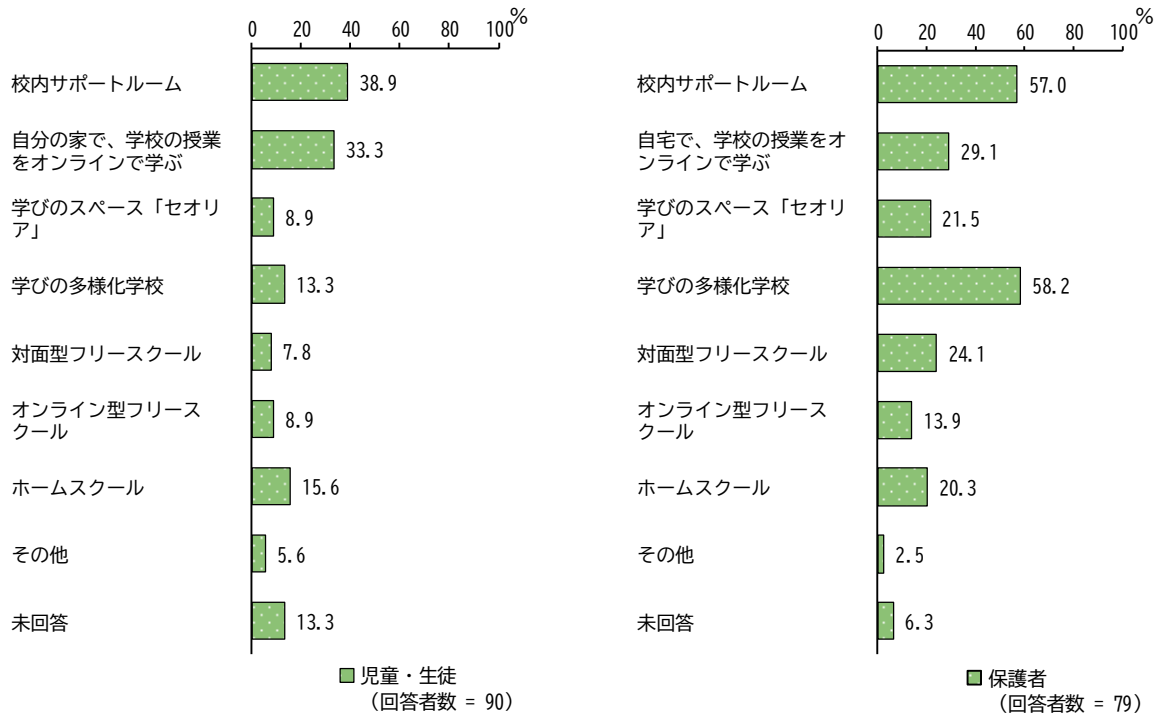


資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

「教室以外で安心して学べると思う場所」として、児童・生徒の調査では、「校内サポートルーム」の割合が38.9%と最も高く、次いで「自分の家で、学校の授業をオンラインで学ぶ」の割合が33.3%となっています。

保護者の調査では、「学びの多様化学校」の割合が58.2%と最も高く、次いで「校内サポートルーム」の割合が57.0%となっています。

教室以外で安心して学べると思う場所（複数回答）

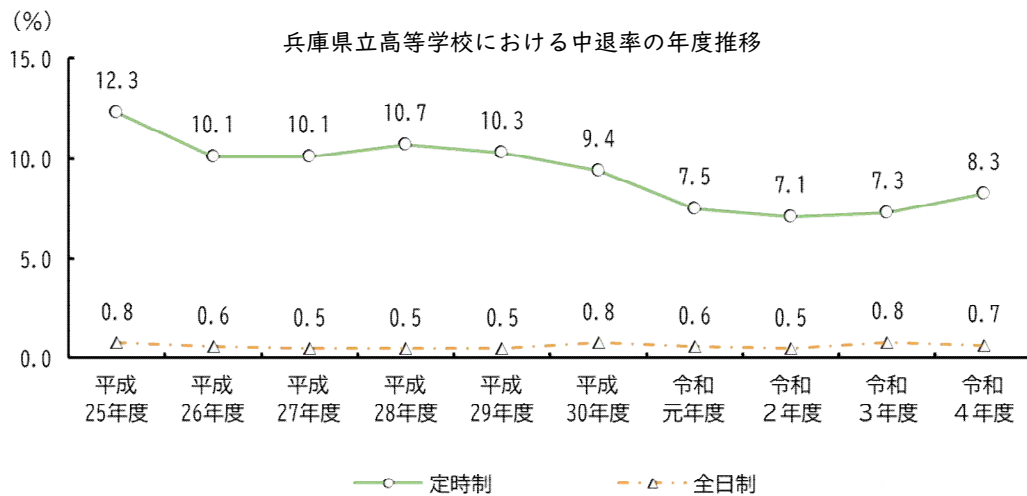


資料：児童・生徒の支援に関するアンケート調査

（3）高等学校中途退学者

兵庫県立高等学校における全日制課程の中退率は横ばい傾向にあり、令和4年度は528人、0.7%でした。一方、定時制課程では、減少傾向ではあるものの令和4年度は293人、8.3%となっています。

兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」によると、中途退学の主な理由は「進路変更」「学校生活・学業不適応」「学業不振」であり、これら3つの理由の合計が全体の90%を占めています。



資料：兵庫県「令和4年度兵庫県下の公立学校児童生徒の問題行動等の状況について」

第 3 章

計画の考え方

I 基本理念

すべてのこどもたちに最良のスタートを
～こども・若者の幸せをみんなで実現するまちづくり～

(基本理念の考え方)

こどもたちが幸せでいることや、そこから広がる笑顔は、世代を超えたにぎわいを生み、多くの人を幸せにする力があります。そこで、まずこどもに笑顔（幸せ）になってもらいたいという思いから、本市の施策はこども・教育から始めます。

また、こども基本法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」としており、年齢で必要な支援がとぎれないよう、こどもや若者のそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくこととされています。

本基本理念の実現をめざし、こども・若者に関わる施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、社会のすべての主体が連携・協力し、支援の輪を広げることで、妊娠期から就学前、就学期、若者まで切れ目のない支援体制を構築し、本市こども・若者施策のより一層の充実を図ります。そして、すべてのこども・若者の今と将来にわたる幸せを実現できる社会をこども・若者ととともに創っていきます。

2 基本目標

1. 親と子のいのちと健康を守る【修正】

妊娠・出産・子育て期を安心して過ごせるよう、こどもと保護者の心身の健康と幸せを第一に考え、母子保健と児童福祉の両部門が連携・協働し、妊娠・出産・乳幼児の子育て期まで一貫した支援を行います。身近で気軽に相談できる体制を整え、寄り添ったサポートを行うことで子育て世帯の負担を軽減し、こどもたちの豊かで健やかな成長を支えます。

2. こどもたちを社会全体で健やかに育む【修正】

こどもたちを社会全体で育むため、地域などでこどもたちの体験の場や保護者の交流の機会を充実させます。一人ひとりのこどもを真ん中において、家庭、学校、地域、職域、その他の社会のすべての人が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら、みんなでこどもたちの育ちと子育てを応援します。

3. こどもが主体となる教育保育を提供する【修正】

こどもたちの健やかな成長のため、こども一人ひとりの安心感と信頼感が土台となり、主体性や意欲・自信・好奇心・探究心といった一人ひとりの資質・能力を育むことができるよう、すべてのこどもに対して、こどもが主体となる教育保育を実施するとともに、すべての就学前教育保育施設が連携して、質の高い教育保育環境を提供します。

さらに、希望するこどもたちが利用できる環境をつくるため、保育所等の待機児童〇の継続と、入所保留児童※の減少に向けて取り組むとともに、留守家庭児童育成クラブの待機児童の解消を図ります。

4. こども・若者の健やかな成長と自立を支援する【修正】

こども・若者一人ひとりが自分らしく充実感を持って社会生活を営むことができるよう、主体的な学びや育ちを習得できる教育環境を充実します。また、互いの個性を尊重し、つながりを大切にした協働的な学びや育ちを実現するために、異なる世代や集団と交流・体験する機会を創出します。

5. こども・若者の多様性を尊重し、困難を有するこども・若者とその家族を支援する【新規】

障がいのあるこども・若者、外国にルーツをもつこども・若者などがともに育ち学び、多様性を尊重し合える共生社会を推進します。また、こども・若者が希望を持ち社会で過ごせるよう、ひきこもり・不登校の状態にあるこども・若者や、生きづらさを抱えるこども・若者に対し必要な支援を行います。

さらに、ヤングケアラー※や貧困の状態にある子育て家庭、ひとり親家庭への支援など、こどもの養育や経済面で困難を有するこども・若者、子育て家庭を支援します。

6. こども・若者の権利を守り、意見表明できる機会を保障する【修正】

子どもの権利条約やこども基本法の理念に則り、こどもや若者の人権を尊重する社会づくりを進めるため、こどもの人権についての啓発や相談、支援体制を充実させます。

また、こども・若者に関する政策について、ともにまちをつくる主体としてこどもや若者などが意見を表明できる機会を保障し、こどもや若者の最善の利益を優先して反映します。

【参考】

※入所保留児童…保育施設（保育所・認定こども園等）に入所申請をしており、入所条件を満たしているにも関わらず入所ができない状態にある児童のことを入所保留児童といいます。入所保留児童のうち、国の定める基準に該当する児童のことを、「待機児童」と呼んでいます。（以下の項目は、国の基準から除外されます。）

【国の基準から除外される4項目】

①特定の保育施設のみ希望している者、②求職活動を休止している者、③育児休業中の者、④地方単独保育施策を利用している者

※ヤングケアラー…家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のことをヤングケアラーといいます。

第 5 章

事業計画

量の見込みと提供体制の確保
(教育保育、地域子ども・子育て支援事業)

I 教育保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定にかかる考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに「教育保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 本計画における提供区域

提供区域は市内全域を基本とし、「地域子育て支援拠点事業」については中学校区とします。

提供区域	区分
市内全域	①教育保育 ②地域子ども・子育て支援事業 利用者支援事業 延長保育事業 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） 子育て短期支援事業（ショートステイ） 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 一時預かり事業（幼稚園型） 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等） 病児保育事業 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児） 妊婦に対する健康診査 子育て世帯訪問支援事業【新規】 児童育成支援拠点事業【新規】 親子関係形成支援事業【新規】
中学校区	②地域子ども・子育て支援事業 地域子育て支援拠点事業

※ こども誰でも通園制度・産後ケア事業の量の見込み等については、国から方針が示される予定（令和6年9月末予定）であり、その方針を市として確認・精査を行い、本計画に反映させる予定です。

2 計画期間における人口推計

計画の策定にあたって、教育保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である令和7年～令和11年の人口推計を行いました（各年4月1日）。0～2歳の推計人口は、年齢別にみると多寡はあるものの、小計ではほぼ横ばいとなっています。

中学校区ごとの人口を以下の方法（コーホート変化率法）で算出し、積み上げた数値を市全域の人口推計としています。

- ① 令和2年4月1日～令和6年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から各年齢別に翌年の同集団（+1歳）の人口との増減率を求め、その平均値を算出
- ② 上記の増減率の平均値を、基準とする令和6年4月1日時点の年齢別人口に乘じ、令和7年～令和8年各年齢の推計者数を算出
- ③ 0歳児については、令和2年4月1日～令和6年4月1日時点の5年分の住民基本台帳人口から女性子ども比の平均値を算出し、各年に適用

年齢	実績				推計				
	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	852	923	848	858	826	815	808	803	797
1歳	952	935	991	937	952	915	904	896	889
2歳	1,113	1,007	985	1,028	994	1,011	970	959	950
小計	2,917	2,865	2,824	2,823	2,772	2,741	2,682	2,658	2,636
3歳	1,069	1,157	1,022	1,027	1,077	1,044	1,060	1,017	1,006
4歳	1,182	1,102	1,191	1,051	1,064	1,112	1,082	1,097	1,052
5歳	1,207	1,200	1,107	1,198	1,066	1,082	1,129	1,101	1,116
小計	3,458	3,459	3,320	3,276	3,207	3,238	3,271	3,215	3,174
6歳	1,258	1,217	1,223	1,125	1,222	1,090	1,106	1,152	1,126
7歳	1,304	1,257	1,223	1,226	1,138	1,234	1,101	1,118	1,164
8歳	1,294	1,301	1,261	1,215	1,237	1,148	1,244	1,111	1,128
9歳	1,357	1,291	1,310	1,270	1,231	1,253	1,164	1,259	1,126
10歳	1,385	1,362	1,301	1,312	1,285	1,247	1,267	1,179	1,274
11歳	1,327	1,394	1,370	1,303	1,329	1,300	1,262	1,284	1,195
小計	7,925	7,822	7,688	7,451	7,442	7,272	7,144	7,103	7,013
合計	14,300	14,146	13,832	13,550	13,421	13,251	13,097	12,976	12,823

各年4月1日時点（人）

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方

(1) 各年度における量の見込みの算定方法

第2期計画策定時、人口の推移や令和5年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答をもとに国の示す手順を基本として算出した数値と実績値を比較し、適切な量の見込を算出しました。(詳細はそれぞれの項目に記載)。

なお、毎年度量の見込みを時点修正するなど、今後の人口増減や保育ニーズ等の実態に適切に対応します。

(2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容

① 提供体制の確保方策の実施時期

教育保育の利用希望に対応する提供体制の確保については、国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画」の対象期間最終年度である令和11年度末までに対応することをめざし記載しています。また、地域子ども・子育て支援事業についても、同計画期間中に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

② 教育保育の提供体制の確保方策の内容

各年度の教育保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育保育施設・事業などをもって確保方策の内容としています。

【幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業・地域保育園】

市内に立地する各幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所、地域保育園の利用定員を基本とする数値を記載しています。

令和7年度に民間保育施設を2施設(幼保連携型認定こども園及び認可保育所)を開設すること、令和10年度に市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を2施設開設予定であり、今後の保育ニーズ等を注視することとしています。

【企業主導型保育事業】

定員数のうち、事業実施者の従業員等が利用する「従業員枠」とは別に定員の50%以下で設定が可能な「地域枠」を提供体制として記載しています。

4 教育保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 教育保育施設の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 人口推計

コーホート変化率法により算出しています。(P.118 参照)

② 利用希望率

2号認定・3号認定の利用希望率ともに、年々利用希望率が増加しており、今後とも保育ニーズが増加するものと想定しています。そのため、実績値の傾向を踏まえ、希望率を算出しています。

また、1号認定の利用希望率については、保育ニーズの増加に伴い、令和11年度まで割合の減少が続くものと想定しています。

③ 量の見込み

人口推計と利用希望率を掛け合わせ算出しています。

④ 確保方策

既存の施設定員数と増減を見込む施設の定員数の和のうち、量の見込みを受け入れるのに必要とされる数値を示しています。

⑤ 確保方策の考え方

保育所機能利用の児童について、3号認定児童は、全体として定員の不足は発生しない見込であることから、現行の確保方策を継続します。

2号認定児童は、定員が不足していますが、各施設が弾力的な運用により定員を超えた受け入れを行っていることなどから、定員の不足は解消され、待機児童(国基準)は0を継続する見込です。令和7年度に民間保育施設を2施設開設することから、今後の保育ニーズ等を注視することとし、現時点では新たな確保方策を講じないこととします。

また、令和10年度に開設予定の幼保連携型認定こども園については、令和7年度の待機児童数や保留児童数などを勘案し、定員設定を行います。

幼稚園機能利用の児童について、量の見込を大きく上回る提供体制となっていることから、必要に応じて1号認定定員の見直しに取組みます。

なお、令和9年度の間見直し時に、適切な確保方策のあり方について検討します。

(表の解説)

- ※1 各認定区分において示す利用希望率を毎年度の利用希望者数の割合の目標値とします
- ※2 企業主導型保育施設の確保方策最大値(地域枠)は各施設の定員の2分の1としています
- ※3 幼稚園機能を希望する2号認定とは、2号認定のうち、幼稚園の利用希望が強いと想定される人をさします
- ※4 「幼稚園」では、市立幼稚園の確保方策を「幼稚園機能利用」欄に計上しています
- ※5 「認定こども園」では、市立及び民間認定こども園の確保方策を、「幼稚園機能利用」「保育所機能利用」欄に計上しています
- ※6 「確認を受けない幼稚園」では、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の確保方策数を、「幼稚園機能利用」欄に計上しています

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
(参考)令和6年度(2024年度)【実績】	人口推計(人)		3,276			3,276	858	1,965	2,828	6,099
	利用希望率		34.3%	13.9%	48.2%	44.7%	17.9%	51.2%	41.0%	43.0%
	実績申込者数(人)		1,125	454	1,579	1,463	154	1,007	1,161	2,624
	確保方策(人)	幼稚園・保育所・認定こども園	1331			1,272	185	780	965	2,237
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,383	260	1,031	1,291	2,674
	実績に対する 確保方策の不足(人)		0			80	0	0	0	—

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和7年度（2025年度）【見込】	人口推計（人）		3,207			3,207	826	1,946	2,772	5,979
	利用希望率		32.2%	13.9%	46.1%	47.8%	18.0%	52.5%	42.2%	45.2%
	量見込み（人）		1,033	443	1,476	1,532	148	1,021	1,169	2,701
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する確保方策の不足(人)	0			65	0	0	0	—

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和8年度（2026年度）【見込】	人口推計（人）		3,238			3,238	815	1,926	2,741	5,979
	利用希望率		30.1%	13.9%	44.0%	49.6%	18.9%	53.7%	43.4%	46.7%
	量見込み（人）		976	448	1,424	1,606	154	1,033	1,187	2,793
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育	—			0	40	143	183	183
		企業主導型	—			65	30	78	108	173
		地域保育園	—			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する 確保方策の不足(人)	0			139	0	0	0	—

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用					
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計	
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計		
令和9年度（2027年度）【見込】	人口実績（人）		3,271			3,271	808	1,874	2,682	5,953	
	利用希望率		28.1%	13.9%	41.9%	51.5%	20.1%	54.7%	44.2%	48.2%	
	実績申込者（人）		917	453	1,370	1,684	162	1,024	1,186	2,870	
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園		1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園		1,240			—	—	—	—	—
		地域型保育		—			0	40	143	183	183
		企業主導型		—			65	30	78	108	173
		地域保育園		—			46	5	30	35	81
		計		2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する確保方策の不足(人)		0			217	0	0	0	—

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和10年度（2028年度）【見込】	人口推計（人）		3,215			3,215	803	1,855	2,658	5,873
	利用希望率		26.0%	13.9%	39.8%	53.3%	21.4%	55.5%	45.2%	49.7%
	量見込み（人）		835	444	1,279	1,714	172	1,029	1,201	2,915
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			－	－	－	－	－
		地域型保育	－			0	40	143	183	183
		企業主導型	－			65	30	78	108	173
		地域保育園	－			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
		量の見込みに対する確保方策の不足(人)	0			247	0	0	0	－

年度	区分		幼稚園機能利用			保育所機能利用				
	認定区分		1号	2号	合計	2号	3号			合計
	年齢		3～5歳	3～5歳		3～5歳	0歳	1・2歳	小計	
令和11年度（2029年度）【見込】	人口推計（人）		3,174			3,174	797	1,839	2,636	5,810
	利用希望率		23.9%	13.9%	37.8%	55.1%	23.0%	56.0%	46.0%	51.0%
	量見込み（人）		758	439	1,197	1,749	183	1,030	1,213	2,962
	確保方策（人）	幼稚園・保育所・認定こども園	1,331			1,356	197	828	1,025	2,381
		確認を受けない幼稚園	1,240			－	－	－	－	－
		地域型保育	－			0	40	143	183	183
		企業主導型	－			65	30	78	108	173
		地域保育園	－			46	5	30	35	81
		計	2,571			1,467	272	1,079	1,351	2,818
量の見込みに対する確保方策の不足(人)		0			282	0	0	0	－	

※ 確保方策のうち「幼稚園・保育所・認定こども園」について、休園中の「東谷幼稚園」を含んでいます。

※ 今後、各施設の定員変更などの事情が生じた場合には、数値が変更となる可能性があります。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと実施しようとする提供体制の確保方策

① 利用者支援事業

【事業概要】

教育保育や子育て支援にかかる情報提供や相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の類型に分類されます。

特 定 型：待機児童0の継続等を図るため、教育保育施設や事業を円滑に利用できるよう支援を行う

基 本 型：こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を行う

こども家庭センター型：母子保健と児童福祉が連携・協議し一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及びすべてのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和6年度の実施予定数とし、令和7年度以降は利用者の個別ニーズに沿った情報提供や相談を提供する必要性は今後も継続するものとしています。

【確保方策の考え方】

入園所相談課やこども若者相談センター、保健センター等で、特定型、基本型、こども家庭センター型の利用者支援事業を実施します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
確保方策	4箇所(延)	4箇所(延)	4箇所(延)	4箇所(延)	4箇所(延)	4箇所(延)

② 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもを対象に、認可保育所や認定こども園等で、保育時間を延長して保育を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和2年度～令和5年度の平均値とし、令和7年度以降は就学前人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

時間外保育事業は、各施設に在籍する児童が利用する事業であり、各施設において実質的に定員の設定を行っておらず、申請に応じてすべての児童が利用します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	484人	484人	482人	475人	470人	494人
確保方策②	484人	484人	482人	475人	470人	494人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

③ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間等において、適切な遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【量の見込みの考え方】

教育保育施設利用希望者（2号認定）の5歳児と新1年生申請者の割合及び2年生以上の継続率を基に、小学校区域ごとに量を見込み算出しています。

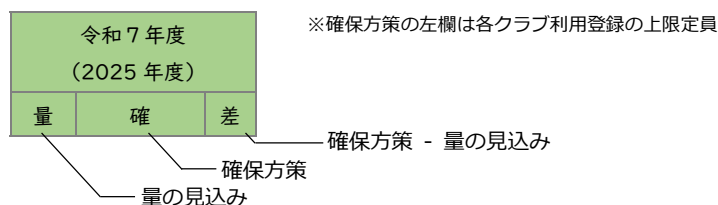
【確保方策の考え方】

- ・利用実績において登録児童の出席率は約8割であることから、利用登録の上限を定員の2割増としています。それに加えてクラブ室に余裕がある場合は、施設基準を満たす範囲で増員しています。
- ・利用登録定員を超える見込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮しています。
- ・既存の民間留守家庭児童育成クラブへの安定的な運営を支援し、児童の健全育成を図る場を確保します。
- ・学校施設を活用した放課後居場所づくり事業などと連携し、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりを進めます。

●表の考え方

留守家庭児童育成クラブは提供区域を市内全域としていますが、確保方策が小学校区ごととなり、区域を小学校として示しています。

表の見方は右記のとおりです。



単位：人

区域	学年	令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)			【参考】 令和6年度実績 (2024年度)								
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差						
市内全域	1	571	1,912	571	0	542	1,912	542	0	575	1,912	575	0	608	1,912	608	0	614	1,912	614	0	536	1,912	535	1
	2	492		492	0	520		520	0	491		489	2	526		509	17	556		515	41	480		476	4
	3	393		391	2	394		362	32	419		327	92	394		265	129	427		261	166	364		349	15
	4	237		191	46	258		193	65	250		169	81	267		170	97	250		143	107	237		217	20
	5	119		102	17	116		87	29	128		98	30	118		83	35	125		91	34	89		80	9
	6	46		30	16	66		42	24	62		38	24	70		45	25	64		40	24	45		38	7
	計	1,858		1,777	81	1,896		1,746	150	1,925		1,696	229	1,983		1,680	303	2,036		1,664	372	1,751		1,695	56
久代	1	40	136	40	0	48	136	48	0	55	136	55	0	68	136	68	0	63	136	63	0	44	136	44	0
	2	44		44	0	40		40	0	48		48	0	56		56	0	69		69	0	39		39	0
	3	33		33	0	37		37	0	34		33	1	41		12	29	48		4	44	42		36	6
	4	33		19	14	26		11	15	29		0	29	27		0	27	32		0	32	13		10	3
	5	5		0	5	13		0	13	10		0	10	11		0	11	10		0	10	6		5	1
	6	3		0	3	3		0	3	7		0	7	5		0	5	6		0	6	1		1	0
	計	158		136	22	167		136	31	183		136	47	208		136	72	228		136	92	145		135	10
加茂	1	31	96	31	0	37	96	37	0	31	96	31	0	43	96	43	0	36	96	36	0	32	96	32	0
	2	26		26	0	25		25	0	30		30	0	25		25	0	35		35	0	23		23	0
	3	19		19	0	21		21	0	20		20	0	24		24	0	20		20	0	18		18	0
	4	10		10	0	10		10	0	11		11	0	11		4	7	13		5	8	13		13	0
	5	3		3	0	3		3	0	3		3	0	3		0	3	3		0	3	2		2	0
	6	1		1	0	3		0	3	3		1	2	3		0	3	3		0	3	2		2	0
	計	90		90	0	99		96	3	98		96	2	109		96	13	110		96	14	90		90	0
川西	1	43	183	43	0	34	183	34	0	32	183	32	0	46	183	46	0	30	183	30	0	55	183	55	0
	2	55		55	0	43		43	0	34		34	0	32		32	0	46		46	0	40		40	0
	3	35		35	0	48		48	0	38		38	0	30		30	0	28		28	0	40		40	0
	4	29		29	0	26		26	0	35		35	0	28		28	0	22		22	0	22		17	5
	5	11		11	0	15		15	0	13		13	0	18		18	0	14		14	0	12		8	4
	6	5		5	0	5		5	0	7		7	0	6		6	0	8		8	0	3		2	1
	計	178		178	0	171		171	0	159		159	0	160		160	0	148		148	0	172		162	10
桜が丘	1	45	99	45	0	41	99	41	0	51	99	51	0	36	99	36	0	44	99	44	0	29	99	29	0
	2	25		25	0	39		39	0	35		35	0	44		44	0	31		31	0	35		35	0
	3	29		29	0	21		19	2	32		13	19	29		19	10	36		24	12	18		18	0
	4	8		0	8	14		0	14	10		0	10	15		0	15	14		0	14	8		8	0
	5	3		0	3	2		0	2	4		0	4	3		0	3	4		0	4	6		6	0
	6	2		0	2	1		0	1	1		0	1	2		0	2	1		0	1	1		1	0
	計	112		99	13	118		99	19	133		99	34	129		99	30	130		99	31	97		97	0

区域	学年	令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)			【参考】 令和6年度実績 (2024年度)												
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差										
川西北	1	58	169	58	0	52	169	52	0	44	169	44	0	51	169	51	0	52	169	52	0	50	169	50	0				
	2	44		44	0	51		51	0	46		46	0	39		39	0	45		45	0	53		53	0				
	3	38		38	0	27		27	0	34		34	0	30		30	0	25		25	0	31		27	4				
	4	20		20	0	25		25	0	15		15	0	21		21	0	18		18	0	25		25	0				
	5	10		9	1	8		8	0	12		12	0	5		5	0	8		8	0	5		5	0				
	6	3		0	3	5		5	0	4		4	0	6		6	0	2		2	0	6		6	0				
	計	173	169	4	168	168	0	155	155	0	152	152	0	150	150	0	170	170	0	166	166	4							
明峰	1	55	175	55	0	63	175	63	0	55	175	55	0	55	175	55	0	53	175	53	0	59	175	59	0				
	2	56		56	0	52		52	0	59		59	0	52		52	0	52		52	0	47		47	0				
	3	30		30	0	36		36	0	33		33	0	38		38	0	33		33	0	22		22	0				
	4	15		15	0	18		18	0	22		22	0	20		20	0	23		23	0	31		26	5				
	5	16		16	0	9		6	3	9		6	3	12		10	2	11		11	0	8		6	2				
	6	5		3	2	10		0	10	5		0	5	6		0	6	8		3	5	11		7	4				
	計	177	175	2	188	175	13	183	175	8	183	175	8	180	175	5	178	178	0	167	167	11							
多田	1	32	121	32	0	33	121	33	0	38	121	38	0	39	121	39	0	41	121	41	0	26	121	26	0				
	2	18		18	0	23		23	0	23		23	0	27		27	0	28		28	0	29		29	0				
	3	25		25	0	13		13	0	17		17	0	17		17	0	21		21	0	29		29	0				
	4	20		20	0	16		16	0	7		7	0	10		10	0	10		10	0	11		10	1				
	5	7		7	0	14		14	0	11		11	0	5		5	0	7		7	0	2		2	0				
	6	2		2	0	5		5	0	8		8	0	7		7	0	4		4	0	2		2	0				
	計	104	104	0	104	104	0	104	104	0	105	105	0	111	111	0	99	99	0	98	98	1							
多田東	1	47	157	47	0	27	157	27	0	37	157	37	0	38	157	38	0	42	157	42	0	48	157	48	0				
	2	46		46	0	45		45	0	25		25	0	35		35	0	36		36	0	28		28	0				
	3	23		23	0	39		39	0	38		38	0	20		20	0	30		30	0	33		32	1				
	4	15		15	0	10		10	0	18		18	0	17		17	0	9		9	0	12		9	3				
	5	6		6	0	8		8	0	5		5	0	9		9	0	8		8	0	8		7	1				
	6	2		2	0	2		2	0	2		2	0	1		1	0	3		1	0	1		0	1				
	計	139	139	0	131	131	0	125	125	0	120	120	0	128	120	0	128	128	0	130	124	6							
緑台	1	24	68	24	0	31	68	31	0	41	68	41	0	40	68	40	0	50	68	50	0	26	68	26	0				
	2	23		23	0	22		22	0	28		27	1	37		28	9	36		18	18	15		15	0				
	3	14		14	0	21		15	6	20		0	20	25		34	0	25		34	0	34		13	11	2			
	4	9		7	2	10		0	10	14		14	68	0		14	17	68		0	17	9		8	1				
	5	5		0	5	5		0	5	6		0	6	8		0	8	8		0	8	4		4	0				
	6	4		0	4	5		0	5	5		0	5	6		0	6	8		0	6	8		2	2	0			
	計	79	68	11	94	68	26	114	68	46	130	68	62	153	68	85	69	68	85	69	66	66	3						
陽明	1	28	68	28	0	29	68	29	0	39	68	39	0	36	68	36	0	41	68	41	0	23	68	23	0				
	2	24		24	0	29		29	0	30		29	1	40		32	8	37		27	10	24		21	3				
	3	17		16	1	17		10	7	21		0	21	22		0	22	29		0	29	14		12	2				
	4	9		0	9	11		68	0	11		11	68	0		11	14	68		0	14	4		3	1				
	5	1		0	1	3		0	3	4		0	4	4		0	4	5		0	5	0		0	0				
	6	0		0	0	0		0	0	1		0	1	1		0	1	1		0	1	1		1	1	0			
	計	79	68	11	89	68	21	106	68	38	117	68	49	127	68	59	66	68	59	66	60	60	6						
清和台	1	17	48	17	0	12	48	12	0	12	48	12	0	10	48	10	0	12	48	12	0	14	48	14	0				
	2	12		12	0	14		14	0	10		10	0	10		10	0	8		8	0	14		14	0				
	3	9		9	0	8		8	0	9		9	0	7		7	0	7		7	0	10		10	0				
	4	5		5	0	5		5	0	4		48	4	0		5	48	5		0	4	48		4	0	0	0		
	5	0		0	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	1		1	0	4		4	0				
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0			
	計	43	43	0	40	40	0	36	36	0	33	33	0	32	33	0	32	32	0	42	42	0	42	0					
清和台南	1	14	99	14	0	17	99	17	0	17	99	17	0	13	99	13	0	18	99	18	0	15	99	15	0				
	2	17		17	0	16		16	0	19		19	0	19		19	0	15		15	0	19		19	0				
	3	17		17	0	15		15	0	15		15	0	17		17	0	17		17	0	11		11	0				
	4	10		10	0	14		99	14	0		13	99	13		0	13	99		13	0	14		99	14	0	12	12	0
	5	9		9	0	8		8	0	11		99	11	0		10	99	10		0	10	10		0	7	7	0		
	6	6		6	0	7		7	0	7		99	7	0		9	99	9		0	8	99		8	0	4	4	0	
	計	73	73	0	77	77	0	82	82	0	81	82	0	82	81	0	82	82	0	68	68	0	68	0					

第5章 事業計画

区域	学年	令和7年度 (2025年度)			令和8年度 (2026年度)			令和9年度 (2027年度)			令和10年度 (2028年度)			令和11年度 (2029年度)			【参考】 令和6年度実績 (2024年度)								
		量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差	量	確	差						
けやき坂	1	31	122	31	0	17	122	17	0	14	122	14	0	19	122	19	0	15	122	15	0	19	122	19	0
	2	16		16	0	26		26	0	14		14	0	12		12	0	16		16	0	25		25	0
	3	22		22	0	13		13	0	22		22	0	12		12	0	10		10	0	19		19	0
	4	11		11	0	15		15	0	8		8	0	15		15	0	7		7	0	30		30	0
	5	18		18	0	7		7	0	9		9	0	4		4	0	9		9	0	6		6	0
	6	3		3	0	9		9	0	4		4	0	5		5	0	2		2	0	3		3	0
	計	101		101	0	87		87	0	71		71	0	67		67	0	59		59	0	102		102	0
東谷	1	33	143	33	0	28	143	28	0	33	143	33	0	32	143	32	0	28	143	28	0	32	143	31	1
	2	32		32	0	33		33	0	28		28	0	33		32	0	32		32	0	41		40	1
	3	39		39	0	31		31	0	32		32	0	28		28	0	32		32	0	21		21	0
	4	17		17	0	32		32	0	25		25	0	26		26	0	22		22	0	28		27	1
	5	20		20	0	12		12	0	23		23	0	16		16	0	18		18	0	9		8	1
	6	4		2	2	9		7	2	5		2	3	10		8	2	7		7	0	4		3	1
	計	145		143	2	145		143	2	146		143	3	145		143	2	139		139	0	135		130	5
牧の台	1	56	123	56	0	60	123	60	0	64	123	64	0	69	123	69	0	78	123	78	0	47	123	47	0
	2	39		39	0	47		47	0	50		50	0	54		54	0	58		45	13	33		33	0
	3	29		28	1	33		16	17	40		9	31	43		0	43	47		0	47	26		26	0
	4	13		0	13	15		0	15	17		0	17	20		0	20	22		0	22	10		10	0
	5	2		0	2	3		0	3	3		0	3	4		0	4	4		0	4	1		1	0
	6	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	0		0	0	1		1	0
	計	139		123	16	158		123	35	174		123	51	190		123	67	209		123	86	118		118	0
北陵	1	17	105	17	0	13	105	13	0	12	105	12	0	13	105	13	0	11	105	11	0	17	105	17	0
	2	15		15	0	15		15	0	12		12	0	11		11	0	12		12	0	15		15	0
	3	14		14	0	14		14	0	14		14	0	11		11	0	10		10	0	17		17	0
	4	13		13	0	11		11	0	11		11	0	11		11	0	9		9	0	9		9	0
	5	3		3	0	5		5	0	4		4	0	5		5	0	5		5	0	9		9	0
	6	6		6	0	2		2	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0	3		3	0
	計	68		68	0	60		60	0	56		56	0	54		54	0	50		50	0	70		70	0

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童福祉施設等に入所させ、短期間児童を預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和2年度～令和5年度の平均値とし、令和7年度以降は小学生以下の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

市内に当該事業を実施する児童福祉施設等がないため、近隣市町の施設を活用し、養育が一時的に困難になった児童や、緊急一時的に保護を必要とする母子を一定期間養育保護することにより、児童及び家庭の福祉の向上を図ります。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	54人	53人	52人	52人	51人	54人
確保方策②	54人	53人	52人	52人	51人	54人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

※延べ人数

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握・子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、専門機関と連携しながら適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度以降の見込みは推計児童数における各年の0歳児数としています。

【確保方策の考え方】

こども若者相談センターの子育てコーディネーターが、生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、面会できなかった児童については、保健センター等の関係機関と連携し、現地確認に努めます。また、支援が必要な家庭に対しては適切な子育て支援情報の提供や、専門機関との連携によって対応します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み	826件	815件	808件	803件	797件	858件

⑥ 養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、子育てにかかるサービスが利用できない家庭に対し、専門的な相談指導・助言を行うほか、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和2年度～令和5年度の平均値とし、令和7年度以降は0歳児の人口の変化と同様に推移するものとしています。

【確保方策の考え方】

児童虐待の未然防止、早期発見のために関係機関と定期的に情報共有を行い、支援を必要とする家庭に対しては、保健師や保育士等の訪問による養育相談や支援を行います。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み	81件	80件	79件	79件	78件	84件

⑦ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性やネットワーク機関間の連携を強化し、地域住民への周知を図る取り組みを実施する事業です。

【確保方策の考え方】

調整機関職員や要保護児童対策協議会構成員が資質向上を図る研修を受講するとともに、児童虐待防止につながる子育て支援等についての講演会を開催し地域住民への周知を図ります。

⑧ 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

子育て中の保護者と子どもに対して公共施設や保育所等地域の身近な場所で、子育てに関する相談や情報提供を行いながら、交流する場所を提供する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和元年度～令和5年度の平均値（新型コロナによる利用減考慮）とし、令和7年度以降は令和元年度～令和5年度の平均伸び率を適用しています。

【確保方策の考え方】

当事業を実施する各施設では、利用希望について、それぞれの施設で対応することとなります。

区域	年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
全域	量の見込み	46,134人	49,527人	53,170人	57,080人	61,278人	42,974人
	確保方策 拠点	13カ所	13カ所	13カ所	13カ所	13カ所	13カ所
川西南	量の見込み	8,737人	10,163人	11,774人	13,589人	15,629人	7,478人
	確保方策 拠点	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所	3カ所
川西	量の見込み	24,305人	26,386人	28,530人	30,729人	32,983人	22,288人
	確保方策 拠点	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所	5カ所
明峰	量の見込み	2,880人	2,905人	2,918人	2,921人	2,913人	2,843人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
多田	量の見込み	2,735人	2,425人	2,141人	1,884人	1,652人	3,071人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
緑台	量の見込み	501人	563人	630人	702人	780人	444人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
清和台	量の見込み	1,768人	1,918人	2,072人	2,230人	2,392人	1,623人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
東谷	量の見込み	5,208人	5,167人	5,105人	5,025人	4,929人	5,227人
	確保方策 拠点	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所

（参考：市内の子育て支援拠点施設）

区域	拠点施設名
川西南	アップルみなみ、アップルかも、久代児童センター
川西	川西児童館、アステ川西、アップルちゅうおう、こども若者相談センター、タブリエ
明峰	TSUNAGARI
多田	アップルただ
緑台	キオラクラブ
清和台	まるの間
東谷	アップルまきのだい

※上記拠点のほか、市独自拠点として、出張型のプレイルーム・0歳児交流会を随時行っています（全4カ所：令和6年度時点）

⑨ 一時預かり事業（幼稚園等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中等、主に昼間において幼稚園等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和2年度～令和5年度の平均値とし、令和7年度以降は2号認定及び1号認定の平均伸び率を適用しています。但し、令和元年度量の見込みは異常値と判定して除外しています。

【確保方策の考え方】

当事業を実施する幼稚園等では、在園児の利用希望について、それぞれの園で対応することとなります。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量 ①	1号認定	4,671人	5,055人	5,472人	5,922人	6,410人	4,315人
	2号認定	48,280人	52,256人	56,559人	61,216人	66,258人	44,607人
	計	52,951人	57,311人	62,031人	67,138人	72,668人	48,922人
確保方策②		52,951人	57,311人	62,031人	67,138人	72,668人	48,922人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和2年度～令和5年度の平均値とし、令和7年度以降は令和元年度～令和5年度の平均伸び率を適用しています。

【確保方策の考え方】

一時預かり事業を、特定教育保育施設及び地域型保育事業所等で実施します。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①		3,831人	4,065人	4,313人	4,576人	4,865人	3,611人
確 ②	一時預かり事業	3,507人	3,722人	3,949人	4,189人	4,445人	3,306人
	子育て援助活動 支援事業	324人	343人	364人	387人	410人	305人
	子育て短期支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
②-①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑪ 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期にあり集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の理由で保育できない際に、保育施設等に設置された専用室で預かる事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度の量の見込みは令和2年度～令和5年度の平均値とし、令和7年度以降は令和元年度～令和5年度の平均伸び率を適用しています。

【確保方策の考え方】

病気やけがの病中から児童の保育を実施する本事業は1日あたり3人の定員で実施しています。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①		223人	281人	345人	425人	522人	186人
確 ②	病児保育事業	223人	281人	345人	425人	522人	186人
	子育て援助活動 支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	計	223人	281人	345人	425人	522人	186人
②—①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児）

【事業概要】

子育ての援助をしたい人（協力会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かるなどの子育て援助活動をする組織の会員相互の連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みの考え方】

令和2年度・令和3年度はコロナの影響により減少したと考え、令和6年度以降の量の見込みは令和4年度の利用率により、小学生の人口の変化と同様に推移するものと想定します。

【確保方策の考え方】

ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動を実施することにより、仕事と育児を両立し安心して働くことができる環境を整備し、地域の子育て支援を行います。また、預かり中の子どもの安全対策のため、協力会員への講習会等を実施します。ファミリーサポートセンターについてのPRを強化し、相互援助活動を担う協力会員の確保に努めます。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量 ①	低学年	1,171人	1,130人	1,124人	1,101人	1,113人	1,161人
	高学年	187人	185人	180人	181人	175人	189人
	計	1,358人	1,315人	1,304人	1,282人	1,288人	1,350人
確保方策②		1,358人	1,315人	1,304人	1,282人	1,288人	1,350人
②—①		0人	0人	0人	0人	0人	0人

⑬ 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数の妊婦健康診査を受けられるよう、妊婦健康診査費の助成を実施する事業です。

【量の見込みの考え方】

令和6年度以降の量の見込みは、令和元年度～令和5年度の平均利用率を適用しています。

【確保方策の考え方】

産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内）において実施した妊婦健康診査費の助成を実施します。

年度		令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量	受診者数	1,230人	1,214人	1,203人	1,196人	1,187人	1,278人
	健診回数	9,935回	9,803回	9,719回	9,659回	9,587回	10,320回
確保方策		実施場所：産科または婦人科の医療機関及び助産所（国内） 実施体制：兵庫県内協力医療機関及び助産所で受診…助成券 兵庫県内協力医療機関及び助産所以外で受診…償還払い 検査項目：妊婦健康診査にかかる検査項目					

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

各施設事業者において実費徴収を行うことができる①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用、②給食費について、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

【確保方策の考え方】

教育保育給付認定の子どもの保護者のうち、生活保護世帯等を対象に、①日用品、文房具等または行事への参加に要する費用の補助を実施しています。また、令和元年10月以降、施設等利用給付認定の子どもの保護者のうち、年収360万円未満相当世帯及び所得にかかわらず、第3子以降を対象に、②給食費のうち副食材料費に要する費用の補助を実施しています。

⑮ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していくことが必要です。

新たに設置・開設した施設が事業を安定的かつ継続的に運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう支援、相談・助言、さらには他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

【確保方策の考え方】

平成 28 年度から地域型保育事業施設を対象に、事業を円滑に実施していくことができるよう、保育内容や指導法等の総合的な指導を行っています。

また、地域型保育事業における、連携施設のあっせん等についても、必要に応じて実施できるよう検討します。

⑯ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

【事業概要】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーなどがいる家庭の養育環境を整え、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施し、虐待リスクなどの高まりを未然に防止するための事業です。

【量の見込みの考え方】

令和 7 年度以降の量の見込みは、各年度の全児童数（0～17 歳）に占める対象世帯数に、推計児童数（0～17 歳）と平均利用日数を乗じて算出しています。

なお、対象児童数や平均利用日数については、令和 6 年度実績をもとに算出しています。

【確保方策の考え方】

こども若者相談センターの支援員が、各家庭に訪問し実施します。

年度	令和 7 年 (2025 年)	令和 8 年 (2026 年)	令和 9 年 (2027 年)	令和 10 年 (2028 年)	令和 11 年 (2029 年)	【参考】 令和 6 年 (2024 年)
量の見込み①	178 人	177 人	174 人	173 人	171 人	180 人
確保方策②	178 人	177 人	174 人	173 人	171 人	180 人
②-①	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑰ 児童育成支援拠点事業【新規】

【事業概要】

養育環境等に課題を抱える児童、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

【量の見込みの考え方】

調整中

【確保方策の考え方】

調整中

⑱ 親子関係形成支援事業【新規】

【事業概要】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱えている保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築をはかるための事業です。

【量の見込みの考え方】

令和7年度以降の量の見込みは、各年度の全児童数（0～17歳）に占める対象世帯数に、推計児童数（0～17歳）を乗じて算出しています。

なお、対象児童数については、令和6年度実績をもとに算出しています。

【確保方策の考え方】

こども若者相談センターとこども支援課が連携し、講習会などを実施します。

年度	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)	【参考】 令和6年 (2024年)
量の見込み①	50人	49人	48人	48人	48人	50人
確保方策②	50人	49人	48人	48人	48人	50人
②-①	0人	0人	0人	0人	0人	0人

第 6 章

就学前教育保育施設のあり方

I 就学前施設の現状・課題、方向性

(1) 現状・課題

平成27年4月、国において「子ども・子育て支援新制度」が創設され、乳幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上が進められてきました。

本市においても、市立幼稚園と市立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園の整備を進め、4つのこども園を開設し、市立幼稚園と市立保育所が長年培ってきた経験とノウハウに基づく、質の高い幼児教育保育を提供できる環境を整えてきました。

また、待機児童解消をめざして、民間施設を主軸として定員拡大を進めてきた結果、市立と私立合わせて、市内60の園所が本市の就学前教育保育を担う状況となり、令和4年度からは、待機児童ゼロ人を達成しています。

今後は、乳幼児期における教育保育が「子どもの健全な心身の発達を図りつつ生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」(幼保連携型認定こども園教育・保育要領)であり、この重要な役割を市内のすべての就学前教育保育施設がしっかりと果たすことができるよう、市全体として、就学前教育保育の質の向上を図る必要があります。近年、園所における重大な事件や事故が全国で繰り返し発生しており、市立・私立に関わらず、子どもの安全を確保するとともに質の高い教育保育が求められています。

(2) 就学前教育保育施設の方向性

質の高い教育保育等を提供するためには、教育保育に関わる保育教諭等の研修や、配慮を要する子どもに関わる保育教諭等の資質向上などに取り組む必要があります。また、小学校への円滑な接続に向けて、就学前教育保育施設と小学校等との連携が求められます。

市のすべて就学前教育保育施設が、質の高い教育保育の提供をめざして互いに学びあうなど連携する仕組みをつくるために、教育保育の質向上の取り組みの拠点となる施設を位置付けます。

2 検討経過

本市では、「川西市子ども・若者未来計画」に基づき、「就学前教育保育に関する質の向上などに関する地域の拠点」の具体化に向けた取り組みを進めるため、令和5年6月に、子ども・若者未来会議に「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方検討部会」を設置しました。同部会において、幼児教育保育に携わる専門家など様々な立場から、拠点施設としての機能や役割、具体的な取り組みなどについて慎重に審議を重ねていただき、令和5年12月に子ども・若者未来会議から提言書をいただきました。

同提言書を踏まえ、本市における就学前教育保育の質の向上を進めるために、市立認定こども園が拠点施設として担う機能や取り組み内容、体制などを示すとともに、拠点施設として位置づけない認定こども園のあり方などについて、「川西市における就学前教育保育の拠点施設のあり方(素案)」として示しました。

同拠点施設のあり方素案では、市全体の教育保育の質の向上を図っていくためには、私立・市立の隔たりなく、すべての就学前教育保育施設を対象とした取り組みが大切であり、市立認定こども園が市教育委員会と連携を図りつつ、拠点施設としての役割を果たしていくこととしています。

3 川西市における就学前教育保育の拠点施設

(1) 拠点施設とは

本市における就学前教育保育の質の向上を進めるために、すべての施設が連携を深め、相互に協力し、取り組みを進める必要があります。拠点施設は、就学前教育保育の質の向上という目的に向けて、私立・市立や施設の種別に関わりなく、すべての就学前教育保育施設と連携・協力しながら、その役割と機能を果たし、取り組みを進める施設です。

(2) 拠点施設が担うべき機能

拠点施設が担うべき機能は、次の3つの機能を基本とします。

① コーディネート機能

拠点施設が中心となり、担当する地域の園所や小学校、関係団体との連携・調整を推進します。(園所間での研修実施、園所と小学校との連携や接続など)

② シェアリング機能

市や市教育委員会がめざす教育保育方針や国・県から示される方針などについて、速やかに周知徹底及び浸透を図り、市の施設全体が教育保育について共通認識を持ち、ベクトルを合わせた取り組みができるよう導きます。

③ セーフティネット機能

障がいを持つ子どもをはじめ支援が必要な子どもについて、希望する園所での受け入れや教育保育の質の向上を図るため、先導的な役割を果たします。(経済的に困窮している世帯の子どもや外国にルーツをもつ子どもなども含む)

シェアリング機能については、子どもの人権、安全管理や不適切保育の防止など、市のすべての施設が共通認識しなければならない部分について、求められる教育保育の水準を示し、羅針盤的な役割を果たしていきます。すべての施設が、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、子どもの最善の利益を考え、子どもと保護者、家庭を支えていくために、拠点施設が中心となり、取り組みを進めていきます。

また、シェアリング機能は、教育保育の質の向上の基盤となるところであり、その重要性に鑑み、拠点施設の取り組みの中心に据えて進めていくとともに、私立園所の特色ある教育保育や独自性などにも配慮していきます。

セーフティネット機能については、障がい児など支援が必要な子どもへの教育保育の質の向上を図るために、市立園所がこれまで培ってきた経験やノウハウを私立園所と共有するなど、連携をさらに強化する必要があると、市立園所が先導的な役割を果たしていきます。

子どもを中心に、保護者・家庭と園所が相互に理解を深めることが、子どもの成長にとって望ましいことから、保護者などに寄り添い、子育て支援の充実に向けた地域環境を整備することも、拠点施設の重要な役割の一つです。すべての施設が、保護者と一緒に子どもの立場に立った教育保育を考え、保護者と信頼関係を深めていけるよう、拠点施設の取り組みを検討します。

これら拠点施設が担うべき3つの機能は切り離すことが出来ないものであり、相互に関連させながら取り組むことで一層の効果を発揮できるよう検討を進めます。

（３）拠点施設として位置づける施設

市立就学前教育保育施設の果たすべき役割は、①教育的役割（一定の質が確保された教育保育を推進することに加え、子どもたちを取り巻く環境が変化の中で、その時々 of 社会の状況において求められる教育保育に関する研究や実践に、積極的に取り組む役割）、②福祉的役割（保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、さまざまな困難を抱える家庭や障がい、アレルギー等、特別な支援が必要な児童を受け入れるなど、先導的な役割）、③施設間連携（それぞれの施設と各学校との円滑な接続や地域との連携を図るため、就学前教育保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割）としています。

拠点施設が担うべき３つの機能は、市立就学前教育保育施設の果たすべき役割とほぼ同じ内容となっていること、支援が必要な子どもを市立園所で多く受け入れており、これまで培ってきた経験やノウハウなどを有していることなどから、「市立認定こども園」を拠点施設として位置づけます。

ただし、将来的に、私立園所が拠点施設としての機能を担う必要性が生じたときには、拠点施設のあり方について丁寧に検討を行うこととします。

（４）取組体制

本市は南北に長い地形であり、拠点施設が担う３つの機能を効果的かつ効率的に発揮するために、市域を南部・中部・北部の３つのエリアに分けることとします。拠点施設は各エリアの市立認定こども園が担い、市教育委員会に統括的・調整的機能を置いて、全体の平準化を図る役割を担っていきます。なお、エリア分けについては「エリアごとの拠点施設配置図」（※P142）のとおりとします。

さらに、小・中学校との接続や支援が必要な子どもの教育保育については、私立園所と連携して取り組みを進める上で重要な要素となるため、各エリアに設置する拠点施設が中心となり、私立園所と顔が見える関係性を築けるような体制を構築していきます。

なお、拠点施設間において定期的に情報共有する機会を設けるなど、複数設置することの利点を活かしつつ、拠点施設間で取り組みに大きな違いが生じることなどがないよう仕組みを検討します。

（５）人材の配置及び育成

拠点施設と市教育委員会が連携を図り、公私園所と密接に関わりを持ちながら取り組みを進めるために、人員配置や体制について十分に配慮します。具体的には、質の高い教育保育を実践しながら、拠点施設が担うべき機能を果たしていくために、原則として、各拠点施設に専任の「（仮称）乳幼児教育保育アドバイザー」を配置します。各拠点施設の（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーには、豊富な教育保育の経験を有する市の保育教諭等を配置するなど、職員自身の希望やキャリアパスを視野に入れ、人材の活用に繋げていきます。

（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーがその役割を十分に果たすためには、アドバイザーとしての資質、能力を高め、安心して専門性を発揮できる環境を整備することが重要であるため、（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーには、教育保育に関する専門性だけでなく、施設種別ごとの運営や特徴を知り、各施設の多様なニーズに対応し、調整する力が求められます。

そのため、（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーとして実践を積み重ね、経験値を高めていくために、（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーを対象とする研修等の実施やアドバイザー同士が学び合える仕組みづくりを進めます。また、必要に応じてスーパービジョンを受ける機会を設けることなど、アドバイザーを支える体制について検討を行います。そして、拠点施設の果たすべき具体的な役割とあわせて、

（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーが担う業務について検討を進め、その内容を明確にしていきます。

また、市教育委員会が担う役割は多岐にわたり、かつ重要なものであるため、原則として、幼保小接続を担い、拠点施設間の連携や調整、教育保育の質向上を担当する「指導主事」等を配置します。

さらに、保育教諭の専門性、経験、意欲など保育者のあり方が教育保育の質の向上に大きく影響するため、ベテランの保育教諭を核として丁寧に職員を育成していく環境づくりをより一層進めていきます。保育教諭や（仮称）乳幼児教育保育アドバイザー等については、将来的な見通しを立てたうえで、計画的に職員を育成するとともに、市立認定こども園が拠点として役割を継続的に果たすためには、保育教諭の世代別のバランスが重要であることから計画的な職員採用を行うなど、適切な人材の配置と育成に努めていきます。

（６）市教育委員会及び拠点施設が取り組む具体的な内容と体制

拠点施設の取り組みは、「準備段階 ⇒ 初期段階 ⇒ 展開段階」と段階を経て、計画的に進めることとし、具体的な取り組み内容については、準備段階において市教育委員会が主導しつつ公私園所の参画のもと検討を行い、取り組みプランを作成していきます。

●各段階に応じた取組内容

① 準備段階（令和7～8年度）

拠点施設が担うべき３つの機能の共通理解、取り組みの実施に向けて、市教育委員会が各園所と連携し、取り組みプランを整理、見える化します。なお、準備段階では、○公私園所のニーズの把握など公私の連携、○障がい児支援の取り組み等、既存資源の整理など組織内の連携、○全市でめざすビジョンの研究や研修体系の整理、保護者や地域の参画の検討などについて、検討及び実施していきます。

② 初期段階（令和9年度～）

拠点施設が果たすべき３つの機能を、各エリアに位置づけた複数の市立認定こども園が担い、エリア内の各施設と連携を図りながら取り組みを進めます。

③ 展開段階

拠点施設を軸とした教育保育の質の向上に向けた体制が着実に機能している段階においては、必要に応じて取組状況にあわせた拠点施設の見直しを行います。

●市教育委員会と拠点施設の取組内容

① 市教育委員会

拠点施設をはじめ市全体の統括的・調整的な役割を担い、特別支援教育、栄養管理、保健医療、危機管理等の専門的なテーマは、市教育委員会等の各部署に配属されている専門職等と十分な連携を図っていくこととします。

また、実効性のある取り組みを進めるため、「準備段階」においては、市教育委員会が主導的な役割を担いつつ、拠点施設や公私園所、その他関係機関と連携を図りながら進めていくこととします。特に、本市がめざすビジョンや基底となるカリキュラムの策定については、市教育委員会が主導的な役割を果たしつつ、公私園所はもとより、学識経験者、保護者などが参画する策定委員会を設置するなど、さまざまな主体の参画による取り組みを検討します。

加えて、それぞれの施設で取り組んでいる幼児教育保育の質の向上に向けた優れた取り組みを、他の各施設で共有する仕組みや、拠点施設の実践を評価する仕組みの構築についても併せて検討していきます。

さらに、教育保育の質の向上に向けた取り組みについては、拠点施設と連携しながら、保護者や地域、市民に広く知らせることで、教育保育に多様な主体の参画を促していきます。

② 拠点施設

「初期段階」においては、各拠点施設の（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーが中心となり、巡回訪問や公開保育、合同研修、研究発表などの実施を通して、拠点施設が果たすべき3つの機能（シェアリング機能・セーフティネット機能・コーディネート機能）を担うこととします。

（仮称）乳幼児教育保育アドバイザーは市教育委員会の指導主事等と連携を密にしながら、国や市の方針を各エリアでシェアするとともに、各エリアの公私園所の取り組みや実践を市教育委員会と共有するなど、双方向の関わりにより教育保育の質を高めていくこととします。

また、拠点施設には、相談や研修の場所、乳幼児教育保育に関する図書等を備えたコーナーを設置するなど、環境面の整備も併せて検討を進めていきます。

（7）拠点施設の配置

拠点施設の配置にあたっては、小・中学校との接続や連携等を考慮した上で、市域を南部・中部・北部の3つのエリアに分け、施設数の多い南部エリアと中部エリアについては複数を配置します。

複数配置をする南部エリアと中部エリアについては、市教育委員会等との窓口的な役割を行う基幹園を設定することで、効率的・効果的な運用を図っていきます。

令和10年度に開設をめざしている久代幼稚園と川西南保育所を一体化する認定こども園については、南部エリアにはすでに加茂こども園と川西こども園があるため、拠点施設として位置づけないこととします。

●各エリアの拠点施設

南部	加茂こども園（基幹園）、川西こども園	（施設数：22）
中部	川西北こども園、（仮称）多田こども園【令和10年度開設予定】	（施設数：24）
北部	牧の台みどりこども園	（施設数：12）

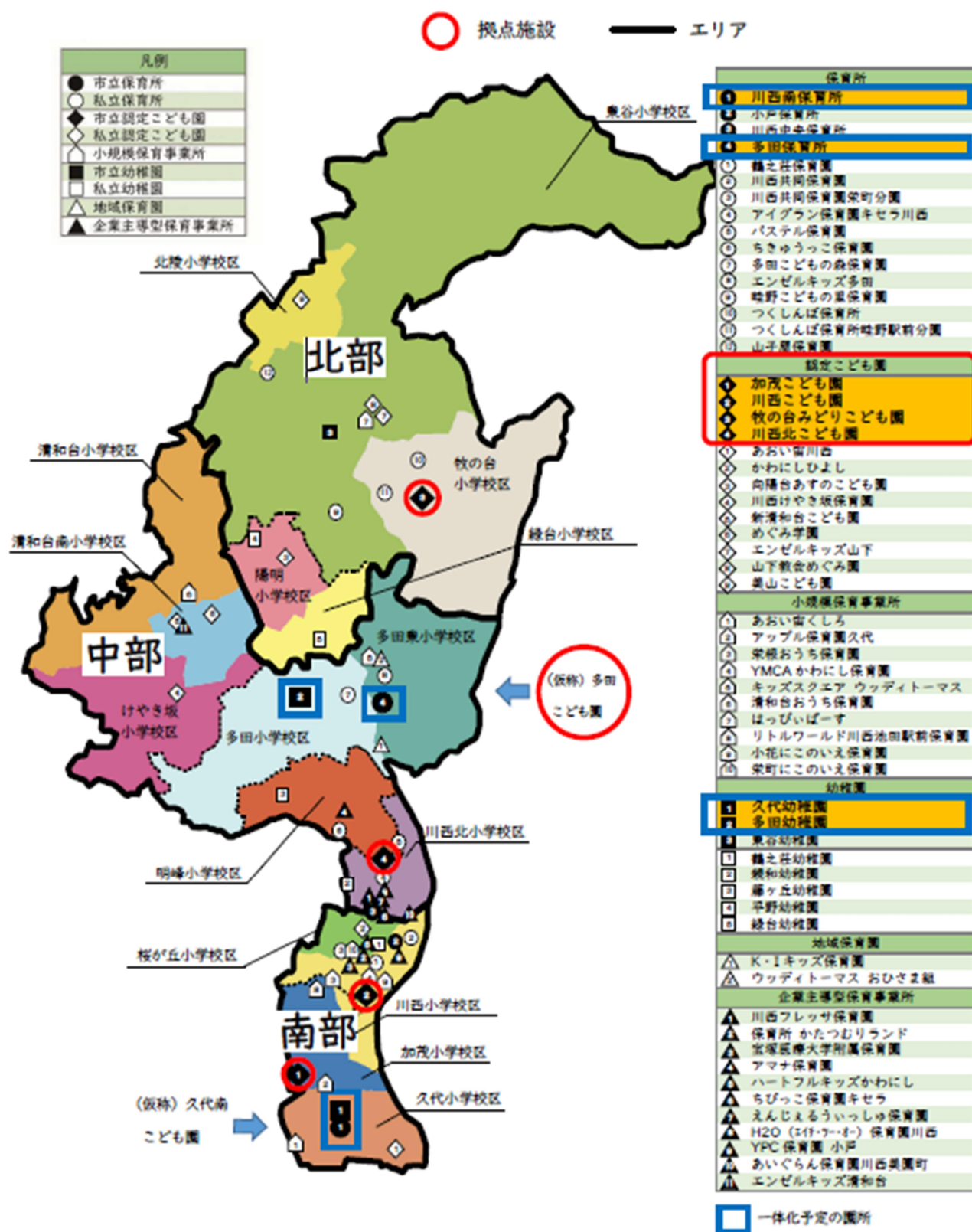
※施設数…保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、地域保育園、企業主導型保育事業所（令和6年4月時点）

南部エリアについては、エリア内に2つの拠点施設があることから、加茂こども園を基幹園として設定し、拠点施設間での役割分担などについて、準備段階で整理・検討を行います。

中部エリアについては、令和10年度に開設予定の（仮称）多田こども園の運営が安定するまでの間は、川西北こども園が拠点施設としての役割を担うこととし、その後は（仮称）多田こども園を基幹園として設定し、2施設で拠点施設の機能を担うこととします。

北部エリアについては、施設数は他のエリアと比較して少ないものの、エリアが広いと、中部エリアと連携協力するなど必要に応じて取り組みを工夫・検討するものとします。

【参考】エリアごとの拠点施設配置図（p20 再掲及び一部加筆）



4 拠点施設とならない認定こども園のあり方

市全体の教育保育の質の向上を図っていくためには、私立・市立の隔たりなく、すべての就学前教育保育施設を対象とした取り組みが大切であり、市立認定こども園が市教育委員会と連携を図りつつ、拠点施設としての役割を果たしていきます。

そのためには、(仮称)乳幼児教育保育アドバイザーの配置をはじめとした人的配置の拡充など、拠点施設としての機能強化を図り、市全体の教育保育の質の向上に向けた実効性のある取り組みを進めていかなければなりません。

また、今後も待機児童のゼロの継続はもとより、入所保留児童の解消もめざすためには、就学前教育保育施設を拡充し、定員を増やすことが必要です。しかし、質の向上ならびに定員の拡充を両立させるためには、多額の費用が必要です。財源確保は教育保育の質の向上を議論する上で欠かすことの出来ない重要な観点です。質と量の両立に向けては、私立・市立が互いに役割を担いながら連携して進める必要があります。

今後、市立施設は拠点施設を中心とした教育保育の質の向上に向けた取り組みを進めることとし、市立施設において長年培ってきた経験とノウハウを市全体の教育保育の質向上につなげていきます。

一方、保育サービスの拡充については、民間による整備・運営を基本的な方針とし、これまで取り組みを進めてきたことから、今後、拠点施設とならない認定こども園については、民間法人による整備・運営を進めていきます。

なお、公私の役割分担により生み出される財源については、拠点施設の機能強化や子ども・子育て支援施策、子育てサービスの充実などに投資することで、子どもたちの幸せにつながる施策を展開していきます。

5 市立就学前教育保育施設のあり方

(1) 現在の状況・課題

① 市立幼稚園の利用状況

いずれも定員に満たず、児童数は減少傾向が続いています。(下表以下の「定員」は利用定員)

市立幼稚園の利用状況(各年5月1日時点)

単位：人

施設名	年齢別	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
久代幼稚園 (定員90)	4歳児	22	11	11	11	9
	5歳児	22	26	10	12	12
	合計	44	37	21	23	21
多田幼稚園 (定員60)	4歳児	14	15	5	7	6
	5歳児	13	16	16	6	12
	合計	27	31	21	13	18
東谷幼稚園 (定員90)	4歳児	15	13	8	3	0
	5歳児	14	16	14	8	0
	合計	29	29	22	11	0

② 市立保育所の利用状況

弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

市立保育所の利用状況（各年５月１日時点）

単位：人

施設名	令和２年度 (2020年)	令和３年度 (2021年)	令和４年度 (2022年)	令和５年度 (2023年)	令和６年度 (2024年)
川西南保育所（定員 80）	81	81	84	84	85
小戸保育所（定員 90）	89	84	89	89	88
多田保育所（定員 110）	112	110	114	117	119
川西中央保育所（定員 60）	63	69	70	73	75

③ 市立認定こども園の利用状況

２・３号認定については、弾力的な運用により概ね定員を超えた受け入れを行っています。

市立認定こども園の利用状況（各年５月１日時点）

単位：人

施設名		令和２年度 (2020年)	令和３年度 (2021年)	令和４年度 (2022年)	令和５年度 (2023年)	令和６年度 (2024年)
加茂 こども園	１号(定員 170)	131	122	122	102	97
	２・３号(定員 60)	79	71	71	72	75
川西 こども園	１号(定員 70)	36	44	53	48	42
	２・３号(定員 60)	78	75	72	73	74
川西北 こども園	１号(定員 100)	54	36	53	63	72
	２・３号(定員 80)	79	74	85	85	87
牧の台 みどり こども園	１号(定員 70)	72	67	68	69	82
	２・３号(定員 60)	69	68	67	67	67

④ 課題

施設の老朽化 各施設共に耐震基準は満たしていますが、整備後約 40～50 年が経過し、施設の老朽化が著しい状況です。子どもたちの快適な就学前教育保育環境を確保するため、各施設の状況などを踏まえつつ、適切な老朽化対策を検討する必要があります。

（２）市立就学前教育保育施設の役割

１．教育的役割

市立就学前教育保育施設は一定の質が確保された教育保育を推進することに加え、子どもたちを取り巻く環境が変化する中で、その時々での社会の状況において求められる教育保育に関する研究や実践に、積極的に取り組むことが求められます。

２．福祉的役割

保護者の経済的な負担を極力減らしつつ、さまざまな困難を抱える家庭や障がい、医療的ケア、アレルギー等、支援が必要な児童を受け入れるなど、先導的な役割を果たす必要があります。特別

な支援を要する児童や困難を抱える家庭等への支援については、希望する施設で就学前教育保育を受けることができるよう、私立就学前教育保育施設と連携を図ることが重要です。

3. 施設間連携

私立・市立の就学前教育保育施設の施設間の連携・協力や、学校等との円滑な接続、地域との連携を図るため、就学前教育保育施設及び地域型保育事業所、その他の認可外施設間のコーディネーターとしての役割を担う必要があります。

(3) 市立幼稚園・市立保育所の一体化方針

久代幼稚園と川西南保育所を一体化した（仮称）川西久代南こども園と多田幼稚園と多田保育所を一体化した（仮称）多田こども園について、以下のとおり一体化方針を定めることとします。

幼稚園・保育所の一体化を実施するにあたり、拠点施設を中心に市立施設・私立施設が相互に連携を深めるとともに、より一層、教育保育の質向上に向けた取り組みを進めていきます。

① 整備場所

施設については、久代幼稚園・川西南保育所、多田幼稚園・多田保育所のいずれの園所も老朽化していることから、既存施設の活用は行わず、新設することとします。

整備場所については、周辺交通などの安全性、教育保育環境、保護者の利便性、在園児への影響などを総合的に勘案して検討します。

○（仮称）川西久代南こども園については、市営久代団地跡地（久代3丁目地内）に新設

○（仮称）多田こども園については、多田保育所（東多田1丁目16-20）の敷地に新設

なお、（仮称）多田こども園については、現施設の建替えのため保育所の仮設園舎が必要となります。仮設園舎の設置にあたっては、在園児への影響ができるだけ少なくなるよう、設置場所等の検討を進めていきます。

② 定員

今後、就学前児童人口の減少及び保育所機能のニーズの増加傾向が続くことが予想されることから、1号認定は幼稚園入園児童数より少なめに設定することとし、2号・3号認定については、現行の保育所の定員を基本として検討します。ただし、最終的な定員設定については、待機児童の状況などを勘案しながら、決定することとします。

③ 整備・運営主体

（仮称）川西久代南こども園については、民間法人による整備・運営とします。

（仮称）多田こども園については、市が整備・運営し、中部の拠点施設とします。

④ 開設時期

（仮称）川西久代南こども園、（仮称）多田こども園ともに、令和10年度からの開設をめざし、事業

を進めていきます。

(4) 市立幼稚園・市立保育所・市立認定こども園の方針

① 市立幼稚園

市立幼稚園は、入園児童が減少しており、今後も顕著な増加が見込めないことから、市立保育所と統合して幼保連携型認定こども園に移行、または入園児数の状況により閉（休）園を検討します。

施設名	事業計画
久代幼稚園	・ 一体化方針に基づき、取り組みを進めます。 ・ 令和 10 年度に、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。 ・ 今後、1 クラスが 5 人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2 クラスともに 5 人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
多田幼稚園	・ 一体化方針に基づき、取り組みを進めます。 ・ 令和 10 年度に、認定こども園開設を予定していることを踏まえ、開設するまで、原則として園を存続します。 ・ 今後、1 クラスが 5 人未満となった場合は、複式学級により教育保育を実施するとともに、2 クラスともに 5 人未満となった場合は、他園所との合同教育保育を実施するなど、カリキュラムを工夫することにより、集団教育保育を提供します。
東谷幼稚園	・ 令和 6 年度から休園していることから、閉園に向けた手続きを進めます。

② 市立保育所

市立保育所については、市立幼稚園と一体化して幼保連携型認定こども園に移行する施設を除いて、現状のまま継続して運営します。

施設名	事業計画
川西南保育所	・ 一体化方針に基づき、取り組みを進めます。
多田保育所	・ 一体化方針に基づき、取り組みを進めます。
小戸保育所	・ 継続して運営します。
川西中央保育所	・ 継続して運営します。

③ 市立認定こども園

市立幼保連携型認定こども園については、継続して運営を続け、地域における幼児教育保育及び地域子育て支援の機能に加え、就学前教育保育の拠点施設として、私立園所等と連携・協力しながら教育保育の質向上の取り組みを進めます。

施設名	事業計画
加茂こども園 川西こども園 川西北こども園 牧の台みどりこども園	・ 就学前教育保育に関する拠点施設として、継続して運営します。

（５）園区（市立幼稚園・市立認定こども園Ⅰ号）の見直し

就学前児童が減少傾向にある中で、市立・民間施設含め、市内全体で総合的に施設配置のあり方を検討する観点から、園区（市立幼稚園・市立認定こども園Ⅰ号）の見直しを検討します。

（６）閉園後の施設活用・転用

閉園後の施設については、当該地域住民の意向なども考慮し、まちづくり全体の観点から、施設の活用方法などを検討します。

第7章

計画の推進体制

I 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

本計画は、川西市における総合的な子ども施策（子ども・子育て支援、次世代育成支援、子ども・若者支援、貧困対策等）にかかる指針であり、推進にあたっては、子どもや子育て支援、教育、福祉、保健、医療、労働などの分野に関連する部局と十分な連携を図り、全市において横断的に取り組むべき個別計画として位置づけています。

また、本計画に記載している事業は、市の予算編成過程を経て、最終的に市議会の議決を受け実施を決定することとなりますが、いずれの事業も、本市において重要な事業であることから、市の財政状況等と整合を図りつつ事業の推進に努めていくこととします。

(2) 関係機関・団体や企業等との連携と協働

計画の推進にあたっては、行政のほか、民間事業者、NPO 法人、子育て支援団体など、各主体が一体となって取り組む必要があります。

本計画の課題解決に向け、継続的かつ充実した支援が行えるよう、特に社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の支援にあたっては、厚生労働省の委託事業「地域若者サポートステーション」や、県が開設する相談支援センター「地域ブランチ」などと協力し、継続的・専門的に支援を行う NPO 法人との連携を図るなど、それぞれの連携を強化し、協働による多方面からの支援を推進します。

(3) 計画の広報

計画における施策を着実に実行するため、各事業に関し、各団体が主体的に取り組み、多くの人と情報を共有し理解を広める必要があります。

広報にあたっては、広報誌やホームページ、SNS、アプリなどの媒体に加え、チラシなどを活用し、ターゲットを意識した効果的な PR を行うほか、特色ある事業については、積極的にプレスリリースを行います。

(4) 評価指標

本計画における施策の評価指標を、下記のとおり設定し、計画の進行管理を行います。

検証・評価は川西市子ども・若者未来会議で行うこととし、下記の評価指標に加え、本計画第4章の各事業に関しては、それぞれの評価指数を設定し、毎年度報告するほか、第5章の事業計画については、実績値により事業の進捗状況を報告します。

また、第6章（就学前教育保育施設のあり方）に関しては、進捗をその都度報告することとし、継続的・定期的な評価を行います。

No.	指標	方向性	基準値 (令和４年度)	目標値 (令和１１年度)	出典等
1	妊娠から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している親の割合		86.1%	89.0%	乳幼児健康診査時アンケート調査
2	育児について相談相手のいる親の割合		92.3%	98.0%	同上
3	「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合		49.1%	73.1%	市民実感調査 ※家族に中学生以下の子どもがいる市民対象
4	合計特殊出生率		1.15	-	女性の年齢５歳階級別出生数÷各年の１０月１日現在の女性人口
5	保育所待機児童数（国基準）		0人 (R4)	0人	各年度４月１日現在の待機児童数（国基準）
6	保育所待機児童数 （入所保留児に対する定員不足数）		76人 (R5)	0人	各年度４月１日現在の入所保留児に対する定員不足数
7	留守家庭児童育成クラブ待機児童数		28人	0人	各年度５月１日現在の待機児童数
8	不登校児童・生徒のうち学校等の学習や生活に関する支援ができていない児童・生徒の割合		35.1%	100.0%	長期欠席報告
9	「学ぶこと（わからないことを調べたり、考えを発表したりすること）が楽しい」と思う児童・生徒の割合		75.1%	85.0%	全国学力・学習状況調査
10	充実感を持って生きている若者の割合		65.8%	80.0%	市民実感調査

第2回子ども・若者未来会議意見をふまえた計画（案） 修正対比表

番号	頁	項目	委員意見	事務局（回答）
1	全体	全体	「こども」と「こどもたち」の使い方を統一しては。	こどもは、「一人ひとりのこども」、こどもたちは「集団としてのこども」という判断で使用いたします。
2	78	基本目標 1	「母子保健の領域と児童福祉の領域の連携をさらに強化していく」という内容を加筆しては。	本文中に追加いたしました。
3	79	基本目標 3	「質の高い教育環境の提供」と「保育所等の待機児童 0」の関係に疑問を感じる。	本文中に「さらに」という文言を追加いたしました。
			「質の高い教育環境」がイメージできない。市として考えを具体的に記載できないか。「就学前のこどもの教育、保育の環境を豊かなものにする」という趣旨を明確に。	本文中に、どのような教育保育か趣旨を記載いたしました。
			こどもが主体となる教育保育がわかりづらい。「こどもの最善の利益を考えたとか」表現の工夫は必要では。	
			就学前の教育について、公立・私立と民間の施設も含められないか。	第 6 章で記載している趣旨をふまえ、「すべての」就学前教育保育施設に修正いたしました。
4	79	基本目標 5	「困難を有するこども・若者、子育て家庭を支援します。」と支援を受ける側の視点になっている。こども・若者を中心とした表現にできないか。	本文中に、「こども・若者が希望を持ち社会で過ごせるよう」という文言を追加いたしました。
			「ひきこもりや不登校など」と「生きづらさ」をつなげるのは無理があるので表現を変更ができないか。	両者が異なる状態にあるこども・若者であることがわかるよう、修正いたしました。
5	79	基本目標 6	こども・若者の権利で、特に参加とか意見表明は大前提なのに、6 番目でよいのか。	基本目標 1～6 は、どの目標もこども・若者の幸せを実現するために大切な目標であり、現計画の体系を踏襲しつつ、6 番目の位置としております。
6	第 4 章		数値目標を記載してはどうか。	取組の数値目標については、個別の単年度の事業計画の中で必要に応じて設定し、事業の推進に取り組むこととしています。なお、取組結果については、毎年度実績値をとりまと

				め、報告いたします。
7	85	妊婦・子育て家庭への伴走型支援と経済的支援の一体的実施	地域子育て支援拠点等も連携していきたい。	今後の施策推進にあたって、多様な主体との連携について検討を進めます。
8	128	子育て短期支援事業（ショートステイ）	人数表記を延日数表記にできないか。	ご提案のとおり、延日数表記といたします。
9	132	病児保育事業	「累乗根」の言葉をわかりやすく変更しては	再度精査を行い、算出方法等を変更いたしました。
10	135	親子関係形成支援事業【新規】	「抗議」は誤字で、正しくは「講義」では。	文言を修正いたしました。